

第四百四十五回
会

参議院農林水産委員会會議録第十三号

平成十一年四月二十七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十日

岸 宏一君

補欠選任
倉田 寛之君

四月二十一日

倉田 寛之君

補欠選任
岸 宏一君

四月二十七日

木庭健太郎君

補欠選任
浜四津敏子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

野間 超君

委員

岩永 浩美君

三浦 一水君

和田 洋子君

須藤美也子君

村沢 牧君

岸 宏一君

国井 正幸君

佐藤 昭郎君

中川 義雄君

長峯 基君

森下 博之君

小川 敏夫君

久保 亘君

郡司 彰君

風間 昶君

大沢 辰美君

谷本 颯君

國務大臣

農林水産大臣

阿曾田 清君

政府委員

農林水産省農産

中川 昭一君

園芸局長

樋口 久俊君

農林水産省畜産

本田 浩次君

局長

福島啓史郎君

農林水産省食品

流通局長

事務局側

常任委員会専門

鈴木 威男君

参考人

全国農業協同組

杉谷 信一君

合連会常務理

杉山 征一君

大阪府中央卸売

増田 誠次君

市場場長

伊藤 幸吉君

全国水産物卸組

齋藤 敏之君

合連会会長

本間 清一君

農事組合法人米

齋藤 敏之君

沢郷牧場代表理

齋藤 敏之君

事

齋藤 敏之君

産直運動全国協

齋藤 敏之君

議会事務局長

齋藤 敏之君

お茶の水女子大

齋藤 敏之君

学生生活科学部教

齋藤 敏之君

授

齋藤 敏之君

本日、本委員会の開会に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す

る法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○委員長(野間超君) ただいまから農林水産委員

会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りい

たします。

本日の委員会に参考人として、卸売市場法及び

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

の審査のため、全国農業協同組合連合会常務理事

杉谷信一君、大阪府中央卸売市場場長杉山征一君

及び全国水産物卸組合連合会会長増田誠次君の、

また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に

関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、

農事組合法人米沢郷牧場代表理事伊藤幸吉君、

産直運動全国協議会事務局長齋藤敏之君及びお茶

の水女子大学生生活科学部教授本間清一君の出席を

求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異

議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野間超君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(野間超君) 卸売市場法及び食品流通構

造改善促進法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

本日は、本案審査のため、全国農業協同組合連

合会常務理事杉谷信一君、大阪府中央卸売市場場

長杉山征一君及び全国水産物卸組合連合会会長増

田誠次君に御出席をいただいておりますので、御

意見を拝聴したいと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し

上げます。

本日は、御多忙中のところ本委員会に御出席を

いただきまして、まことにありがとうございます。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部

を改正する法律案につきまして、それぞれのお立

場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、

今後の法案審査の参考にさせていただきますと存

じます。よろしく御願い申し上げます。

それでは、これより順次御意見をお述べいただ

きますが、あらかじめ議事の進め方について申し

上げます。

御意見をお述べいただく時間は、議事の都合上

お一人十分以内とし、その順序は杉谷参考人、杉

山参考人、増田参考人となります。

すべての方の御意見の開陳が済みした後、委

員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、杉谷参考人からお願ひいたします。

杉谷参考人。

○参考人(杉谷信一君) 全国農業協同組合連合会

の杉谷でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

私の方から、出荷団体としての卸売市場法改正

問題に関する御意見についてお述べ申し上げます。

というふうな思いです。

お手元に「卸売市場流通問題に関する系統農協

の要望」という資料をお配りしていると思ひます

が、それに基づいて、私どもの意見について申し

述べたいというふうな思いです。

この件に関しましては、昨年の八月に生鮮食品

等流通問題研究会が中間論点を整理いたしました

て、「卸売市場の新しい展開と活性化に向けて」と

いう形で公表をしたものであります。JAGルー

プとしては、この論点整理に対する意見を取りま

とめるために、全国の会員県連に対しアンケート

を実施いたしました。また、このアンケート結果

を踏まえた上で、JAGグループ内に設置してござ

います卸売市場流通検討会で協議、検討を重ね、

お手元にお配りしております要望という形で取

りまとめたものでございます。表紙にござい

ますように、平成十年の十月に農水省に対して要望を

提出したものでございます。

別刷りの資料で中身について御説明を申し上げます。

一枚お開きいただきますと、今回の卸売市場法改正のねらいであります卸売業者の体質強化方策、それから二つ目の、取引方法のあり方について、それぞれ系統としての意見を取りまとめてございます。

まず、卸売業者の体質強化方策についてであります。まず、(1)に記載してございますように、青果物産地が大型化をしている。一方、買い受け人である量販店等の大口需要者もバイイングパワーが強くなっている。そういう状況がございまして、それらに対応できる卸売業者の経営体質の強化、それから経営規模拡大、卸売市場の適正配置、こういうようなものが必要であるというふうに認識をしているところであります。

そのために、適正規模なり適正配置を念頭に置いた上で、同一市場内一卸売業者を基本とした合併、それから広域流通圏におきます複数市場の統合、こういうようなものを早期に促進していただきたいというのが私の意見であります。それにつきまして、特に整備のおかれております花卉市場についても、ぜひ行政指導によって積極的な整備促進をしていただきたいということであります。

また、仲卸業者についてであります。また、(1)の下から三行目に記載してございますように、積極的なマーケティング活動が可能となるような経営体質の強化ということで、これも合併大型化を行政指導で進めていただきたいというふうに考えているところであります。

それから、(2)のところにございます債権管理、代金回収の面であります。特に最近卸売業者の経営が非常に悪化しているという状況がございまして、そういう観点で、産地が債権管理なり代金回収の面で安心して出荷ができるよう、積極的なリストラ等を進めていただいて経営の健全化、経営基盤の強化を図っていただきたいということ

であります。

また、卸売業者自体が経営内容をみずから積極的に開示していただいて、出荷者が適正な判断ができるような資料の提供をお願いしたいという点であります。

それから、(3)であります。系統の出荷団体では、さきに卸売市場の経営が破綻をしているというような例もございました関係で、青果物、花卉の販売代金の債務不履行による損害を担保するために、青果物・花き市場取引信用補償制度というものを出発させてございます。これは一種の保険であります。これを発足させておまして、みずから自分たちの債権を確保していく、保全をしていくという対応をしているところであります。しかし、これらのことについては、卸売業者なり開設者、行政等によって保証されるべきというふうに考えてございますので、この点について、債務保証機構等の設立をぜひ要望したいというのが三点目でございます。

次に、取引方法のあり方についてであります。(1)にございますように、産地間に不公平が生じないように、特に青果物の場合、生産、需給の特性がございまして、大量購入が必ずしも価格面でのスケールメリットを生じるということにはなかなかならない。例えば、量販店等が大量に買うというようなことがあるわけですが、例えば果実であれば、ちょうど秀のMみたいなものをそっくり持つていくというような形で、上と下が残ってしまおうという状況があるわけでございます。そういう意味で、大量購入が必ずしもメリットにつながることはならないというようなこともございまして、少なくとも大口取引において他者を下回る価格水準をつくるというようなことがないよう、公平で透明度の高い運営をしていただきたいという点であります。

一枚開いていただきまして、(2)であります。競りまたは入札の原則の見直しについてであります。

この点に関しましては、量販店等の大口需要者

のニーズが高まっているということがございまして、相対的に相対取引が増加をしているという事実がございまして。この相対取引を競りと同等の卸売方法とするという見直しについては、そういう観点が必要であるというふうに私も判断をしております。

相対取引につきましては、特に価格決定の点で、産地の意思が反映されるような価格決定方式、すなわち産地側とすれば価格については、再生産価格を一定のめどという形で希望価格を提示するということがあるわけでありまして、そういうようなことも十分踏まえて決定をするというふうな方式の導入をお願いしたいという点であります。

また、その相対取引の実施に当たりましては、特に地域の実態に即した見直しということが必要であります。取引内容の開示、これが当然義務づけられて初めて透明性の確保ができるというふうに考えてございまして、その点についてぜひとも厳格な運営をお願いしたいということであります。

それから、商物一致原則の緩和についてであります。この点につきましては、特に物流コストの低減の問題、それから市場狭小化の問題、こういうようなことから見直しが必要というふうに判断をしております。

しかしながら、その運営に当たりましては、先ほど(2)の相対取引のところでも申し上げましたように、同様に透明度の高い運営をする必要があるというふうに考えているところであります。

また、産地から直送した取引につきましては、本来であれば、物流等の面で合理化をされているわけでございますので、取引の実態にに応じた手数料体系の導入というふうなことが今後の検討課題として必要になってくるのではないかとこのように考えているところであります。

それから、(4)にございますように、卸売市場の施設整備であります。特に産地におきましては保冷库等の整備が進んでおりまして、保冷出荷が

増加をしているという状況にございます。しかしながら、市場においてはコールドチェーン等の対策がおくれているということがございまして、売場の低温化等の施設整備、こういうようなものをぜひお願いしたいという点であります。

また、荷役の合理化という観点で、特にパレット輸送、こういうようなものが可能になるような施設の整備、こういうこともぜひお願いをしたいというふうに考えているところであります。

最後にありますが、休市問題についてであります。この休市問題につきましては、特に生産者の休みという観点から、四週六休をぜひとも基本としていただきたい。さらに、JAの集出荷場の効率活用という意味からも、平成八年度から継続実施をしております、全国統一した休市というところをぜひ厳守していただきたいということであります。

一方、買い手側からは、特に量販店等を中心にして日曜、祭日等の休市日の販売ということを要望されるわけでございます。これらについては、先ほど申し上げました施設整備、こういうようなもので営業体制を強化するというところで対応していただきたい、そういう内容でございます。以上がJAグループのこの卸売市場法改正に対する意見であります。

今申し上げました以上の要望については、今回の卸売市場法改正の中にいく一部分を除きましてはほとんど取り入れていただいたというふうに考えているところであります。そういう意味で、生産者、それから出荷者団体といたしましては、生産者ニーズを踏まえた卸売市場の活性化と機能の強化を強く要望するというところであります。今回の法改正につきましてはぜひとも進めていただきたいという立場でございます。

そして、先ほど申し上げましたが、販売方法の見直しという観点であります。特にその運営に当たっては、生産者にとって不利な価格形成とならないよう、透明性の高い市場運営ということを

ぜひともお願いしたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○委員長(野間利君) ありがとうございます。

次に、杉山参考人をお願いいたします。杉山参考人。

○参考人(杉山征一君) 御紹介をいただきました。大阪府が設置いたしております大阪府中央卸売市場の場長の杉山でございます。

現在、全国には中央卸売市場が八十七あります。が、一概に中央卸売市場と申しても、その規模等も異なりますし、取り扱われている取扱品目もそれぞれ異なります。また、地域差と申しますか、首都圏の市場と、私どもが身近に見聞しております関西あるいは西日本の市場では、歴史的な背景も異なり、市場運営の実態も必ずしも一律でございません。

したがって、私は、大阪府中央卸売市場の現場を預かる場長としての立場から、今回御審議をお願いしている卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正法案について意見を述べさせていただきます。

まず初めに、大阪府中央卸売市場ですが、数少ない都道府県設置の市場でございます。昭和五十三年の開場で、昨年やと開場二十周年を迎えたばかりの比較的歴史の浅い中央卸売市場であります。が、歴史的に見て、昭和四十六年制定の現行卸売市場法のまさに申し子的存在でございます。まして、今日まで二十年間、現行卸売市場法をその後ろ盾として、心情的にもその優等生たらんと努力してきた経緯がございます。

その大阪府中央卸売市場の概要は、大変恐縮でございますが、お手元に資料として提出させていただきます。

それでは、早速、今回の一部改正法案につきまして意見を述べたいと存じます。

今回の一部改正法案ですが、法案を作成されるに当たりまして、卸売市場の開設者や学識経験者の方々とはもとより、実に幅広く流通関係者から意

見聴取がなされ、これらを踏まえた上で法改正案が作成され、今通常国会に提出されております。

国民生活にとって不可欠な生鮮食料品を公正な価格で安定的に供給することを目的としたしております卸売市場法の改正ですので、当然といえばそうかもしれません。が、市場関係者に対し実に丁寧な、丹念な意見調整が繰り返され慎重に進められてきた経過があります。

また、国の生鮮食品等流通問題研究会が策定した昨年八月の中間論点整理を初め、同じく十一月に取りまとめられました卸売市場の活性化に向けた検討の基本的方向なども広く公開され、単に市場関係者にとどまらず、積極的に流通段階、消費者、出荷団体等各界の意見の吸い上げ、集約がなされてきたのではないかと思っております。

この点については、改正法案に携わった関係者に深く敬意を表するとともに、お礼を申し上げたいと存じます。

私は、卸売市場は生鮮食品の流通をめぐめる環境の変化の中で大きく変わらうとし、また変わっていくかなばならないと思っております。今回御審議をいただいております法改正案は、現行法制定以来二十八年ぶりの大きな改正論議になります。これを一つの契機、糸口として、今後の卸売市場の発展を願っております。

次に、今回の法改正案の内容でございますが、改正の柱は、市場関係者の経営体質の強化、中央卸売市場における売買取引に関する規定の整備、中央卸売市場の再編の円滑化と、大きく三つあります。が、時間の関係もありますので、中央卸売市場における売買取引に関する規定の整備、すなわち公正、効率的な売買取引の確保について意見を述べさせていただきます。

卸売市場における売買取引は、現在、競り売りまたは入札の原則、差別的取り扱いの禁止を初め、幾つかの基本的な規制のもとで行われております。

今回の改正法案においては、卸売市場をめぐめる環境の変化に対応するため、卸売市場の売買取引

について公正かつ効率的でなければならぬ旨を明示するとともに、現行法のもとの取引では、競り売りまたは入札原則の例外規定として相対取引が認められていたわけですが、今回の改正法案では、取引方法については開設者が市場及び品目ごとに関係者の意見を聞いて条例で定める方法によることとされ、その方法はまず生鮮食料品等を三分類し、一番目として、競り売りまたは入札による取引のみとするもの、二番目として、一部を競り売りまたは入札による取引とし、残りは競り売りまたは入札による取引でも相対取引でも可能とするもの、三番目として、競り売りまたは入札による取引でも相対取引でも可能とするものの三つの方法のうちから選択することとされております。

また、これに伴い、売買取引の公正、公開性を確保するため、公表措置、市場取引委員会設置、従来の基本原則に対する例外措置の拡大等、幾つかの特例措置を講ずることとしております。すなわち、今回の改正によって、競り売りまたは入札の方法によるか、相対取引の方法によるかは、各市場ごとに開設者の判断にゆだねられることになるわけでございます。

そこで、大変恐縮ですが、お手元に資料として配付させていただいております「卸売市場における取引形態(最近四年度)」をごらんいただきたいと存じます。

競り、入札の割合は、大阪市の本場や大阪府の中央卸売市場は、全国の市場平均と比較しますと比較にならないほど競り、入札の割合が高く、特に野菜、果物などの青果物に顕著にその傾向があらわれております。また、東京の築地市場と全国平均とを比較しますと、築地市場の競り、入札の割合は全国平均を下回っております。そして、この市場とも、年を経るごとに競り、入札の割合は低下傾向を示しております。ここには全国八十七市場ごとの競り、入札の割合はありませんが、ごく一般的に申しますと、関西圏と申しますか、西日本の中央卸売市場の競り、入札は、関東圏に

比べますと非常に高い傾向を示しております。

この資料からもわかりますとおり、現行卸売市場法が取引方法についていかに明文をもって競り売りまたは入札の方法を基本原則と定め、現況の流通実態とは大きな乖離が見られます。しかしながら、大阪市や大阪府中央卸売市場は競り取引を殊のほか大事にしてきた経過があり、したがって今回改正案につきましても、競り取引堅持を求める強い意見もあることは事実でございます。

私は、今回の改正が、今日の生鮮食品の流通実態を追認する形での改正であるとの一部根強い指摘もあることは承知しておりますが、なぜこのような状況に立ち至ったか、その原因を詳細に分析し、その対策に市場関係者が真剣に取り組む必要があると思っております。

今回の取引方法の改正は、言うまでもなく、生産者のみならず小売業者などの卸売市場の利用者の多様なニーズに機動的に対応することによる活発な売買取引の進展、及びその事務手続の簡素化による流通コストの削減を図ることを目的とするもので、市場の利便性の向上と活性化を図るための改正と理解しております。が、そのために、私は、中央卸売市場の生命線とも言われる評価機能、公正な価格形成機能がいささかも侵されてはならないと思っております。そのための担保措置は厳格に運用すべきであり、また相対取引を一定の範囲で導入する場合の目安については、市場関係者と一体となって十分に検討して対応してまいりたいと思っております。

以上をもちまして、私の発言は終わります。

○委員長(野間利君) ありがとうございます。増田参考人、増田参考人をお願いいたします。

○参考人(増田誠次君) 私は、卸売市場は重要な社会システムであると常々大事に思っております。その中で価格形成機能というのは、特にそれが中心であるというふうに考えております。その機能をきちっと發揮するためには、取引のルール

が大事であり、ルールを関係業者がしっかりと守るということとは申すまでもなく大事なことでございます。

そういう意味で、その原則、基本理念のところにも明確に、公開、公平、公正ということが明示されるのが大事だと常々思っております。この意味のことは、私たち全国組織の毎年行われる総会のときに声明を発表いたしておりますが、その声明の骨子にもなっております。

きょうここで私が意見として申し上げますのは、そのことに基いて、今検討されております卸売市場法の改正の中にその意味のことがしっかりと明記されることが必要だと常々思っておりますこととでございますし、そうした意味で意見を發表させていただきます。

実は、月尾嘉男教授と福川伸次さんのパネルディスカッションでこういうお話を聞きました。かつて、日本が自由主義経済の仲間入りをして、欧米に追いつけ追い越せという時代、日本人は、その効率を高めて、そして何としても追いつこうということで一生懸命努力をいたしました。その努力によって、今は先進国の中でも世界から注目されるところにあるわけでございますが、同時に、日本経済の特徴として非常に閉鎖性が強い、その中でも最たるものが談合であるという指摘を強く受けていると、こういうお話でございました。

そして、今日、国際経済の中にあつての日本経済にはその閉鎖性が問われ、透明性を強く求められているのが今の実態でございます。

そして、さらにこういう言葉が述べられました。価格は市場で需給によって決まる、利益はコストダウンと技術革新によって確保するものと。非常に強い印象を受けたそのパネルディスカッションでありました。

一般には、もともと取引はアングラでやりたいという習慣があります。また、量販店は差別化意識ということを非常に強くたき込んで、その担当者、また取引先にその意識を強く持つよう指導しております。

ただいま、量販店のこの差別化意識そのものを批判するとかそういう意味ではなくて、それはそれで立派に、それぞれの会社の経営の理念に基づいての、また販売戦略の中での大事なことでございまして、やっていければいいこととございますから、そのことそのものを私はどうのということではないんですが、しかし結果として、そういうことによつて起こる現象というのは、やはりうちの取引、うちの会社にはほかで対応できない特別なことをとることが当然要求されることは皆さん、日々の社会情勢の中でいろいろ耳にされていらつしやることとございましょう。

そういう一般社会にありまして、公開の原則というのは、公設市場と民営市場との違いなんだというのを私、強く思っております。一般的にはそれでよろしいけれども、公設の場合はそこが違ふんだということ、その透明度が高いということの必要性の意見はこのところ強くないところとて言われておりますが、特に公設の市場として、しかも国民生活の中で欠くことのできない生鮮食料品の流通のなめとしての、価格形成の役割としての卸売市場については、非常にこのことが大事なことだと思つております。

生鮮食品等流通問題研究会が検討を重ねまして、「卸売市場の新しい展開と活性化に向けて」との最終報告が示されました。その報告書の中にも、「中央卸売市場における取引方法の改善」、その「基本的考え方」として、「中央卸売市場が今後とも公設市場として各種機能を発揮していくためには、市場内の関係業者間で、公正、公開、効率の原則に立った売買取引が行われることを確保することが重要であり、そのために必要最低限のルールの設定、これを遵守するための担保措置が、基本的には必要である」と。以下、いろいろここに記されているところでございますが、全くそのことが大事だというふうに私は思っております。また、以前から言われていることとでございますし、今もそうでございますが、価格と購買量というのは密接な関係があるということとございま

す。水産物は、先生方に改めて私が申し上げるまでもなく、この地球の自然の海、川、湖等で生産される、育った魚を漁獲するわけでございます。まさに自然の恵みでございます。一方、需要はそれぞれ社会生活の中で天候一つにも左右されて、昨今の日本では、やはり好みの食べ物を必要量食べたいという需要が強くそのベースにあります。必ずしも自然の産物としての水産物の供給と必要とする需要とは一致いたしません。そこに中央卸売市場の役割が大事だし、中央卸売市場の価格形成が大事だと思ひます。

そういう意味で、今回のところでは、結果の公表をすれば透明性が確保できるという点でございますが、私は、そうではなく、公開のもとでの取引そのものが本場から一番大事な点だ。そのときに、広く国民層から市場へ集まってきた需要がそこに形成される、そして供給との出会いによって的確に価格形成がオープンの中できちっとされる。生産者も消費者も納得、信頼される。そしてそれをきちっと継続するためには、この求められておる透明性というのは、取引そのものがまず公開であるということが大事であると常々思つております。

原則は公開、公正、効率、こういうふうに三原則になりましたが、今回、最後の閣議決定に行く段階で公開が消えてしまったことに、この法改正のときに大事なことが欠落していることに非常に危惧を抱いております。ぜひとも取引の公開性がきちっとこの法改正の中に位置づけられるように、私は本席に出席して、先生方にお聞きいただきたいということで出席をいたしました。

以上、私のまず基本的な原則に基づいての考え方について發表させていただきます。御清聴ありがとうございます。

○委員長(野間利雄) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○三浦一水君 自民党の三浦でございます。三人の参考人の方々には、本場にお忙しい中、きょうはまことにありがとうございます。

今回のこの卸売市場法につきましては、昭和四十六年に制定をされて、二十八年間、今日まで改正なしに施行されてきているという状況の中で、いろいろお話しもございましたように、非常に市場をめぐる諸情勢の変化が大きく生じてきているという状況の中で、まことに重要な法改正の意義があるのではないかと私も認識をしております。そういう状況の中でいろいろとお話を承ったわけでございます。

杉谷参考人にお伺いをしたいと思います。全体のこの法改正のねらいについては肯定的な御発言がございました。その中で、生産者の視点という点。杉谷参考人は、生産者が再生産可能な価格形成を市場が図っていくべきだ、その機能を持つべきだといったような御趣旨の発言もあつたかと思ひます。

まず第一点、卸売業者が統合されて大型化をしていくという状況の中で、これが生産者に何らかの影響があるのか、そのことについてまず御意見を賜りたいと思ひます。

○参考人(杉谷信一君) 経営体質の強化、さらには合併による卸の大型化という点でございますが、前は、卸売市場流通が大半というような状況の中で、一市場複数荷受けという実態があつたわけでありまして、最近、交通手段が発達をしたということもございまして、同じ卸売市場内での競争ということだけではなく、市場間の競争というものが相当激しくなつてきているという点があります。

それから、卸売市場流通の比率がだんだん低下をしてきて市場外流通も出てきているという中で、卸売市場と市場外流通との競合という面もございまして。そういう意味で、私どもとしては、卸の大型化というものが、競争そのものをなくすと

というような考え方は今のところ持っていないとさせていただきます。

そういう意味で、先ほどからも申し上げておりますが、むしろ債権保全という観点で、どこに出しても、卸の経営が安定しているという方が生産者にとっては、出荷者にとってはメリットだといふふうに考えてございますので、卸の大型化等については、私どもとしてもぜひお願いをしたいといふふうに考えているところであります。

○三浦一水君 次に、取引方法の改善ということについてお尋ねをしたいわけでありまして、

現状、相対取引の比率は高まり、また今回の法改正で、これを一般化していく中でさらに高まるという予測が立つかと考えております。相対取引を行うことで、それが予約相対という形の中で、よいものが先取りをされて量販店経由で市場に出回っていく、比較的品質的に落ちるものが市場の競争に残るといったようなことを懸念する向きがございまして、こういうことが起きるならば、恐らく価格下落の一つの方程式が構造的にでき上がりかねないという懸念も持つわけでございまして、けれども、杉谷参考人、その点のようにお考えになっておりますか。また、同様の質問で杉山参考人にも御意見を賜りたいと思います。

○参考人(杉谷信一君) おっしゃるとおり、私も生産者団体、出荷者としては、相対取引が公認されて競争と併用されるという状況の中で、一番銘柄がそろっている部分が相対取引の方に回ってしまつて、上下の、はっきり言つてなかなか売りにくいものが残つて、それが競争にかけられるような状況になりますと価格水準が著しく下落するおそれがあるということが考えられます。その点については、そういうようなことのないような運営をぜひお願いしたいという点であります。

さらに、今度の卸売市場法改正の中では、少なくとも卸売業者は品目ごと、取引方法ごとの価格について公表、公開をするという原則になってございますので、その辺は十分に踏まえて厳格に

守っていただきたい。私どもは、その公開された指標をもとに、その形成された価格がどうであったのかということとを判断していくことになるわけでございますので、その点についてはぜひ厳格に運営をしていただきたいというふうに思っております。

○参考人(杉山征一君) 今、杉谷参考人がお答えいただいたように、不利になる産地が出てくるのではないかと、一部そのように考えている産地もあるように聞いておるんですが、運営を厳格にすることによって、そのようなことはないうに思っております。

大阪府の中央市場は、青果については特に競争取引で行われておりますので、現実相対取引が非常にシェアの高い市場でございませぬので的確に答えられないと思っております。恐縮に存じます。よろしく申し上げます。

○三浦一水君 杉谷参考人に重ねてお尋ねを申し上げたいんですが、指し値をし、そして相対取引に臨むといったようなことが今回の法改正に基づいて期待をされているところでございまして、指し値と申しますのが、いわゆるバイニングパワー、いわゆるプロダクションパワー、ここに大きな力の差がある中ではなかなか指し値が指し値として機能できない可能性もあるのではなからうか、生産者の意図する価格が交渉の中で得られるのか、そのような心配を持つわけでございまして、実際に業務に深く関連なさっている杉谷参考人として、その点について御所見を賜ればと思います。

○参考人(杉谷信一君) 指し値の件でございますが、生産者側としてはこの指し値というのは、やはりそのときの再生産価格を何とか確保したいというふうな観点から、この価格で売つてくれという意味でお示しをする値段であります。しかし、実際は値段そのものが、需給バランスの問題もありますので、なかなか指し値どおりにはいかないという状況がございまして、最近、実験的な取引組みとして、卸売市場でも予約相対という取引方法が一部導入をされてございます。これはあらか

じめ、どのぐらいの量をいつ出荷するからということとを連絡しておいて、量販店、卸売業者、それから出荷者、この三者が一体になって価格を協議して決めていくというような取引方法であります。が、こういうようなことも十分活用して、指し値というのか、生産者の希望する価格、再生産価格、こういうようなものの実現を私どもとしてはぜひとも図っていききたいというふうに考えているところであります。

○三浦一水君 杉谷参考人にもう一点お尋ねをしたいんですが、資料の最後のページの(3)のところ、産地から直送した取引については、取引の実態に依じた手数料体系の導入を検討していくべきという御要請がございまして、この点をもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○参考人(杉谷信一君) 商物一致の原則の緩和ということになりますと、今まではすべて卸売市場の中に荷物が入って、そこから分けられるという、分化をされるという形態になっていたわけでありまして、この商物一致原則を緩和いたしますと、産地から直接量販店等のセンター等に入つて、代金決済等について卸売業者を活用するという取引になるわけであります。荷さばき等の機能は卸売市場では必要がなくなるということでございますので、そういう意味でのコスト低減化は図れるはずだということでございます。

したがって、そういうような部分、すなわちそれぞれの果たしている機能に依じた手数料体系というものが検討されてもいいのではないかと、この発想の原点でございまして、今回は残念ながらここまでは踏み込んできてはいないという状況でございますが、これについては今後の検討課題ではないかというふうに私どもは認識をして、いるところであります。

○三浦一水君 増田参考人にお尋ねをいたします。いわゆる鮮魚の仲卸におきまして経営状況が非常に赤字状態が多い、過半を超えるということでございますが、これについては全体的にどのような取引組みの姿勢をお持ちか。時間の関係がござ

いますので、簡潔にお願いを申し上げます。

○参考人(増田誠次君) 現在の市場の仲卸の厳しさというのは先生から今お話があったとおりであります。その最大の要因は、市場の数が多いということが一つあります。御存じのとおり、需要、日本の胃袋はそう変わっていませんが、市場がそれと比較してたくさんつくられてきたということが一つあります。

もう一つは、今、先生の御質問の中にもありますが、いわゆる取引の乱れの中にこうしたような原因も生じてきているということも大事な事実でございます。

いずれにしても、今回の法律改正に基づきまして改めてきちっと取引のルールがつくられまして、それをきちっとみんなが守ることによって今までの問題は大きく改善されることになろうと。同時に、体質改善という意味での今回示されております統合等を含めての対応というものも、これも大事な具体的な、今の問題の解決のためには必要なことであると思っております。

以上でございます。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

杉山参考人にお尋ねしますが、相対取引がふえることによって、先ほどの三浦委員の御指摘ですと、売れ残りが競争に回って価格下落が起きないかという御意見でしたが、私は逆に、売れ筋の商品が相対取引で大量に出てしまふと、残った売れ筋の商品を競争の方で競って買うことになって、場合によっては一部商品について価格が高騰して、消費者が不利をこうむることにならないかという考えを持っておるんですが、その点はいかがでございますでしょうか。

○参考人(杉山征一君) 今、大阪府におきましては、業務規程によりまして、予約相対取引と前日予約相対という二つで運用をいたしております。予約相対というのは、あらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合でございます。前日予約相対というのは、前日の

午後二時ぐらいいまだに、事前の契約でなくて前日まで申し出ていただいて、契約をせずに、前日予約相対ということをやっております。

大阪府の場合に、青果については先取りとかそういうようなことは一切ございません。時々問題になったという例は過去には聞いておりますが、非常に問題になって、的確に前日予約相対なり予約相対を適用してやっておりますということです。

それで、競りにかけまして残品が生じましたらそれはもちろん相対になります。商品がだぶついたときに競り落とされない場合がある。そうすると、商品が余るといふことになり。全部落とされないと、それはやはり相対の方へ回つてしまふということになります。今までの卸売市場の大原則は、委託集荷、即日上場、即日販売ということですが、やはりそれがどうしてもかなわないときには相対に回っていくということになると思います。

○小川敏夫君 では、別のことを聞きますが、杉山征一参考人にまたお尋ねしますが、相対取引の場合、現状のシステムでは、その相対取引がなされた場合の取引の公開は具体的にどのようになされているのでしょうか。

○参考人(杉山征一君) 現行法のもとでは公開はいたしております。

○小川敏夫君 これからの新しい法改正の問題では、やはり相対取引がふえる、あるいは大型取引に相対取引がふえることになると思うんですが、これはやはり杉山参考人としては公開の原則はもちろ必要であるというふうに考えておられることでしょうか。

○参考人(杉山征一君) もちろん必要と考えております。これがやはり生命だと思っております。

○小川敏夫君 また杉山参考人にお尋ねしますが、具体的にどのように公開の方法を徹底したらよろしいとお考えでございますでしょうか。

○参考人(杉山征一君) 改正法案によれば、取引委員会の設置ということが規定してございます。したがって、この法案が通るならば、取引委員会を設置して十分に意見を聞いて、それを競りに回し、それを相対取引に回し、そのシェアはどう考へるかということをやつていきたい。しかしながら、今日まで場内業者の意見を聞く限りは、競りまたは入札のシェアが高いので、余り相対の方へ回っていくものはないのかと思つております。

それと、御質問ですが、相対取引に回つた場合は、今回の法改正案にもありますとおり、どれだけ商品が相対に回つていって、それがどれだけで売れているか、どれだけ価格で設定されているか、これは事後でございますが公開するようになっておりますので、それは毎日毎日繰り返していくわけですから、それをもつて適正な価格の保持というのは可能かなと思つております。

○小川敏夫君 増田参考人にお尋ねしますが、相対取引について公開の原則が絶対必要であるという御意見をいただきましたが、今度の法改正の程度の公開のシステムで十分だと思つていただきたいというお考え、御希望がございますでしょうか。

○参考人(増田誠次君) ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、既に法改正の内容が業界からも発表されて説明を受けております。その中で今起きている現象を一つ申し上げますと、今までは公正、公平、公開、これが三原則でありましたが、今度は公正と効率の二つになったと。公平と公開はなくなったみたいだねと。特に、今までなかった効率というものがたわねと。これは、これからは効率というものを強く指導されているのではありませんか、業界ではそういう受けとめ方が出ております。全国の各市場を回つておられますと、きょうは杉山市場長さんがいっしょにいますけれども、そういう開設者のお立場の人の考え方も、そういう考え方で指導を、説明を受けているという業界の人からの言葉も聞きます。

ゆゑ効率ということの中には、冒頭にパネルディスカッションを開きましたというお話をいたしました。したが、効率を高めるといふと、どうしても取引がクローズドになつていく傾向が必ずあります。実は、これは先生方のお手元にも資料として行つていきたいと思います。生鮮魚の集荷方法、それから卸売方法、卸売方法の相対の内訳、こう比較した表がありますが、競り取引の比率の低いところは、その中で残品が平均して非常に少のうございます。相対取引の多いところが、残品が割合に高いという傾向があります。果たしてこれで、相対取引がいいということの本当の意味なんではないか。このところはよく詰めていただきたい。都合のいい取引ということでは利用されているとすると大変な意味になります。特に、二〇％を超す、二七％であるとかという残品があるということとは、統計上は出ておりますが、実態としては私は信じられません。これはどなたがお考えになつても、二七％の残品が毎日、市場に存在しているとしたら、これはその市場そのものが成り立ちません。

それからもう一つは、先ほど言いました価格形成のもう一つ違った意味のことを申し上げますが、競り取引のところはいわゆる価格と購買量とは密接な関係があるということを申しましたが、そういう意味を含めて、競り取引中心のところは残品はほとんど少ないし、低いことになつています。このところは非常に大事な経済の働きであろうと思つております。相対取引というのは、比較的単価を決めておられますから、高ければ要らないというところも生じるかもしれません。一方で、少ないときに値段は低く形成されていきますから、そこから品物を先に、先ほど御質問の中にもありましたとおり、先に品物を持つていってしまうということも考えられることでございます。公設の卸売市場でそういうことが生じようなどとは果たしていいのかということが大事なことでないか、このように常に思つていただきたいと思います。

○小川敏夫君 別のことをお尋ねしますが、増田参考人。

卸売市場あるいは仲卸の経営基盤が弱い、信用力が乏しいからということで、経営改善を考へるのが今回のまた改正法の一つですが、そうすると、ついでにいふところは廃業するか、他に整理吸収されるかということにもなると思つております。そこら辺のことを含めてお考えいかがでございますでしょうか。

○参考人(増田誠次君) 今の件についてお話をいたします。

単純に大型化するか、そういうようなことだけで本当の体質の強化ということと、それから市場全体の活性化ということにつながるのかというのは、それだけではなかなか尽くせないことがいろいろあるはすでございます。要は、一番大事なベースは、市場が、仲卸が、私は仲卸の立場でございますが、仲卸がきちつとその役割を果たせるような状況が確保される、いわゆる取引のルールを含めてされるのが大事である。そういうことが、仲卸を飛び越して卸売業者がその先に営業展開をしていくというふうなことも実は大きな問題になつております。これは、今回の改正でも卸と仲卸の垣根論のところでも十分論じられたところでございますが、やはり市場というものは、卸と仲卸が役割分担をきちつとして、卸は特に生産者の人たちにしっかりとたえようやうにやうにやうに、仲卸は需要にしっかりとたえようやうにやうにやうに。しかも、市場での価格形成は、やっぱり公開のところ、先にどこかへ品物が行つてしまふんじやなくて、出荷されたものはちゃんと上場されて、そしていろいろな需要を背景にしたその仲卸がそこに同時に競りに参加して取引をするというときに、取引が本当に活性化するのであると思ひます。需要と供給量の、質、量ともに多くの双方の出会いの形成というのが大事なことで、それを、先に品物を外してしまうとか、そうしたいろいろな特別の行為というのは市場の本来の活性を阻害することにもなりますので、その点も含めて大事なことで、そういうことがきちつと確立され

ることとあわせて、体質強化の知恵を出して、それを図っていくことによって本当の活性が図られ、体質も強化すると思います。

今回の中で、そうした意味の体質強化のためのいろいろお考えも示されていることについては業界としても非常に心強く思っております。

以上でございます。

○小川敏夫君 終わります。

○風間昶君 公明党の風間ですけれども、まず杉谷参考人にお伺いいたしますが、今回は卸売業者を法人に限定することになっています。これで本当に業者の財務の健全化に役に立つのかどうかという懸念があるわけですが、これはどうでしょうか。

○参考人(杉谷信一君) 卸売業者の経営の健全化という観点でいえば、実は一番問題なのは、ここ数年、卸売市場の取扱高が伸び悩んでいるという状況がある。これは一つは、市場外流通が増加をしていて、市場経由の流通が停滞ないしは減少しているというところにも一つの要因があるのではないかとこのように考えております。

そういう意味で、少なくとも卸売業者にあつては経営の合理化、効率化を進めると同時に、やはり一市場一荷受け程度の規模の拡大というものをやって、経営の健全化を図っていくということがぜひとも必要なのではないかとこのように考えているところであります。

先ほども申し上げましたが、私も先般の卸売市場の経営破綻ということに直面をいたしました。生産者に代金を確実に精算していくという観点でいえば、自衛として保険を創設したわけでありますが、本来であれば、卸の方が経営体質を強化することによってその辺のところは補てんをしていくというのが本来の筋ではないかというふうにお考えしておりますので、そういうような進め方をお願いしたいというふうにも思っているところであります。

○風間昶君 そうしますと、卸売業者に経営健全化のための改善命令を出すとなりますと、具体的

にかなりのところまで踏み込んでいかなければならない話にもなると思うんですが、つまり資本を増強する、一方で人員の整理というところまで踏み込んで指導できるかどうかという問題になります。お考えを。

○参考人(杉谷信一君) 今度の卸売市場法改正の中には、少なくとも一定の財務比率を下回った場合には指導できるという項目が入っているというふうになってございますので、その辺は、私も生産者団体としてそこまで踏み込んだ発言はできませんが、開設者ないしは行政の方でぜひともそこは十分機能を果たしていただきたいというふうにも思っているところであります。

○風間昶君 あと、卸売業者の収益性の確保のために、先ほども手数料のお話が出ておりました。今の体系はまさに従価制ですね。それだけで本当にいいのか、そしてまた市場再編を準備していくためにもこの手数料の体系をどうしていったらいいのかということとは、議論されていらっしゃるんでしょけれども、さつきもちょっと出ましたように、価格が暴落することで、取扱量は増加しても、結果的には収益は逆に悪化する部分もある。

したがって、私は従量制も加味した手数料体系を見直していくことも必要じゃないかと思っております。その辺についてはどうでしょうか。

○参考人(杉谷信一君) おっしゃるとおり、手数料の体系についてはいろんな課題があるというふうにも考えているところであります。

ただ、全体の野菜の需要量そのものがどういう状況になっているかといえますと、数量はそれほどふえていないというのが実態だろうというふうに見えています。また一方で、輸入青果物も増加をしてきて、これが卸売市場を経由しないで流通をするという状況になりますので、必ずしも従量制にすれば手数料収益が上がるということにはならないのではないかとこのように思っています。

そういう意味で、私どもとしては、やはり機能に対応した手数料体系のあり方というのを全体と

して今後の検討していく課題であるというふうにお考えいただいております。

○風間昶君 いままで検討しているレベルでない話だと思ふんです。ですから、もうちょっと踏み込んで、確かに従量制は従量制のデメリットもあるわけでありまして、そうなりますとまた結局、文言上は地域の実態に合ったとか、あるいは種類に応じたとかという話になってしまつて、そこをだからJAとしてもどういうふうに取り組んでいくのかということをもう少し、大きなフレームでもいいですけれども、教えていただきたいと思ふます。

○参考人(杉谷信一君) 卸売市場の手数料という点でいえば、単に野菜の八・五%、果実の七%という手数料体系のあり方だけではなくて、出荷奨励金の位置づけをどうするかというような問題、それから完納奨励金みたいなものの位置づけをどうするかという問題もあわせて出てくるというふうにも考えております。

そういう意味では、出荷団体だけが考えるということにはなかなかならないという部分がございます。今度も機能に応じた手数料体系に改編をしていただきたいというふうにも系統としては御要望を申し上げたわけでありまして、今申し上げたようないろんな絡みがございます。今回のところは見送られたということでございます。確かにいつまでも検討している場合ではないというふうにおっしゃるとおりであります。今後の検討課題として、できるだけ早期に取り組みを進めていただきたいというふうに私どもとしては望んでいるところであります。

○風間昶君 増田参考人に、先ほど追加して。公開の大事な部分は私もそう思うわけでありまして、先ほど増田さんのお話ですと、今回の法改正では、とにかく情報の公開についてはこの法案に關して不十分だというふうに私は受けとめたわけでありまして、そうなりますと、実際に取引の公正は担保されるところでも、公開というものの担保をどうやったら改善していけるの

かなということ、一つはやっぱり情報のインフラ整備が物すごく大事じゃないかと思つていらっしゃるんですが、市場の高度情報化のことも含めてこの公開ということとを、消費者から見てどういうふうにお考えなのか、教えていただきたいと思ふます。

○参考人(増田誠次君) 私が先ほどから申し上げている公開の大事なことは、結果の公表だけでは本当の公開の意味が満たされない、そういう私の申し上げている意味のことでございます。

これまでの先生の御質問に基づいて、私ばかりでなくお二人の参考人からも説明がありましたが、そういうことにも触れることになっておりますが、いずれにしても取引が相対取引等を通じて、しかも非常に取引がクローズド制度の中で、しかもきちっと価格形成を的確にされている価格ではなくて、前から決まっていた値段でそれが幾ら取引をされても、そういう相対取引の結果が公表されても、本当の意味にはなりません。

生産者の人にも、大きなそういう意味ではいろんな不公平が結果としては生じるのではないでしようか。ある産地から出荷された同じような品物が、片方は相対取引である、片方は競りで取引されている、結果としていろいろ値段が違うはずでございます。生産者に大きな不公平なことも生じます。

だから、まず大事なことは、取引そのものをもっとオープンの中で、公開の中で取引をするということとをベースにすることが大事だ。それから、そういう取引の前提の、いわゆる取引が始まる前のいろんな必要な情報きちっと公開されることももちろん大事であります。一番望ましいのは、衆目の中で取引をするということが一番いいんだと。

そういう意味では、情報取引という方法がどんな技術の進歩の中で展開されていますが、その情報の中には、私の長い経験の中で、情報取引の中で実は非常にクローズドの性格が強いものがどうしてあるんだということを非常に強く感じま

した。そういう意味で、情報取引の展開についても市場の公開性ということを経験した知恵が十分出されないといけない。

今、一般的に行われている情報システム、いわゆる消費者と、それからある大量販店のお店とメーカーと、そこをつなげる情報というのは、基本的にそのチームの中のクローズドで、それ以外には出さないという情報ですね。市場は、全部の生産者それから消費者、みんながわかりやすい取引をして、わかりよくみんなに情報が公開されないといけないことであるので、それが本質的に非常に違った性格の技術革新が必要なことではないかな、情報についてはそう思います。

大もについては、公開のもとで取引することが大事だ、こういう意味でございませう。

○風間健君 最後に、今後も市場中心の取引が主体になっていくのか、あるいは取引の形態が多様化してきて、市場は何を武器に生き残りを図っていくのかということが問われていく話だと思うのでありますが、今後の卸売市場の果たすべき役割という地位をどのように考えるのか。一言でおっしゃるのはなかなか大変かと思いますが、お三方から御意見をいただきたいと思ひます。

○参考人(杉谷信一君) 青果物に関して言えば、卸売市場流通の比率が低下を続けているといつても、今後とも青果物流通の大宗を市場が占めるというふうには私どもは考えています。それは、腐りやすい、腐敗しやすいものを短期間のうちにたくさん必要者に販売していくという機能、そういう機能はやはり卸売市場の持つ最大の武器だといふふうに考えておりますので、そういう意味では、今後とも青果物流通に関しては市場流通が大宗を占めていくのであろうといふふうに考えています。

その中でも特に、これから卸売市場としての機能の強化という意味では、やはり価格形成機能と集荷機能、それと情報機能だといふふうに考えているところでありませう。

○参考人(杉山征一君) もし改正になりましたら、

改正後の卸売市場法を的確に、またあるときは弾力的に運用して、今後とも国民生活に欠くことのできない生鮮食料品を公正な価格で安定的に提供してまいりたい、こういうふうには思っております。

○参考人(増田誠次君) 私は、今後とも中央卸売市場は社会システムとしても重要だし、その機能を果たせばきちっと発展するといふふうに思ひます。

細かい点については、必要な機能は既に言われているとおりのことでございませう。大事なものは信頼される取引をきちっとすることだといふふうに思っております。

もう一つは、決済機能ということもあわせて大事だと思ひます。

○風間健君 ありがとうございます。

○大沢辰美君 参考人の皆さん、御苦労さまです。

今、増田参考人の方から、公正な価格形成機能が担保されることが重要だということをおっしゃいました。その点で現在も競りの果たす役割は重要と私は考えるんですが、この点についてもう一度お聞きしたいのと、競りの果たす役割について、杉山さんの方からも一点お伺いしたいと思ひます。

○参考人(増田誠次君) それでは、競りの果たす役割でございませう。

今、公開のもとでの取引が大事だといふふうに申しましたが、その最も代表的なのは、具体的に競りと入札だろうといふふうに思ひます。

取引に参加するのは、それなりの経験者が買い手として参加いたします。その多くのそれぞれの経験者の競りに参加する買い手の背景には、一般鮮魚店も、量販店の需要も、そのほかあらゆる病院ももちろんあります。それから和食から洋食、いろいろな食の生鮮食料品の需要、水産物の需要をそれぞれがきちっと背景に持って競りに参加します。同じ品物でも、用途によって求める品質はもちろそれぞれ違います。そうしたいろいろな多種多様な需要、ニーズを背景にしたそれぞれの品質の価値観が、出荷された品物をみんなで見ても、即そこで価格を定めるわけですから、一つの品物

にとつても最大の価格がそういう意味で形成される仕組みにもなります。

同時に、競っている瞬間に、買っている同士でお互いに情報交換が行われます。例えば、早朝の競りでございませうが、実際に消費者が買い求めれる時間帯は早くても十時ごろから以降でございませう。昼過ぎ、午後の展開、それから夕方方の時間、それぞれの状況の売れ筋を、天候一つでもそれぞれがプロとして敏感に感じながら、それをちゃんと値段の評価につなげていきます。競りをしながら、自分だけが持っている情報とは別な情報をお互いに感じ取りもします。人間なればその能力の発揮で、瞬間の中で非常に豊富な情報が行き交いながら、結果として価格形成がされていく。そういう意味で、やはり値段の決め方のいい方法だ、すぐれた方法だと思ひます。信頼も高い。

一つだけ、短目にお話しします。

何年か前でございますが、アメリカの漁業者が、これはシズという魚でございますが、直接その船を日本へ持ってきて、築地市場に上場して入札をいたしました。ワンダフルと言つて非常に喜びました。こんなに乗目の中で、みんなが見ている目の前でお互いにプロが入札して値段を決め合う、すばらしいことだと。その後、何年かちゃんと続けてきておりました。また、築地市場でもどんどん競り売りの場に、先生方も御存じのとおり、いろんな外国から出荷された品物が上場されて、外国の人たちも非常に喜んで、信用してまた出荷してくれている。やはり、目に見えて、目の前で値段を決めるというのは、生産者にとつても出荷者にとつても非常に信頼が高い。競りの持つている意味というのは、古いと一般に言われますが、長いこと続いて、実はすばらしい方法であらうといふふうに思ひます。

○参考人(杉山征一君) 競り取引の堅持は、大阪府の中央市場の大きな特色、持ち味になっております。したがって、条件の許す限り、関係者の意向を確かめながら、多少の時間暇は要りまして、

当市場の持ち味を今後とも堅持して、丁寧な形で競り取引を今後とも継続しようとは思ひます。もちろん、商品とこれからのいろいろと相談して決めていくわけでございませう。

しかし、取引方法については、市場ごとあるいは品目ごとの特性に応じたものであるということ、で今回の法改正がなっておりますので、数ある中央市場の中では、いろいろ選択されること、これは自由でございませうが、私は市場の生命線といふのはやはり競りだと思ひます。

しかしながら、競りを続けることによつていろいろな問題点が現在生じておりますので、競りの方法についてはいろいろ工夫を加えていくべきかなと思ひます。

それから、今度、相対取引が商品ごと、市場ごとで認められたということになりましたが、私は安易に見切りをつける姿勢には非常に抵抗を感じるのでございませう。

したがって、川上と言われる出荷団体、川下と言われる小売市場あるいは量販店のニーズを十分的確に把握して、場内業者とも相談しながら条例で定めてまいりたい、こういうふうには思ひます。

○大沢辰美君 次に、これもちょっと杉山さんにお聞きしたいんですが、今、卸売また仲買の業者なんかは経営悪化ということで深刻な状態になっていると思ひます。それは数字にも出ていますけれども、その原因をどのように見ておられるのか。

大型量販店との関係、また農産生産自体の縮小など、卸売、仲買の皆さんの自己責任もあるかもしれないけれども、努力だけではどうにもならない問題が今多いと思ひますが、こういう法改正の中で国にどのような対応をお望みになられますか。

○参考人(杉山征一君) 卸売市場の取扱高、取扱金額、これを開設以来ずっと統計を見ておりますと、平成三年ぐらいいピークに落ちてきておる。しかしながら、その落ち方というのは、当市場の

場合は一〇%、一五%程度でございます。やはり、生鮮食料品でございますので、落ちていってても、何は景気が悪くても限度があると思うんです。したがって、それ以上に余り落ちないのではな

いかなと思っております。それと、余り当市場が競り重視ということでやっていると、川上である出荷団体、川下である小売業者あるいは量販店から、あそこ中央市場は使にくい市場やな、あいうところとは取引はしないということになっては困りますので、その辺も十分考えていかなければならないと思っております。

それで、我々がどのように量販店対策とか、あるいは出荷団体対策をとっておるか申しますと、昭和六十年ぐらいいから重ねること十四年目ぐらいいになりますが、大手のチェーンストア協会とか中小のスーパーストア、あるいは四十七都道府県の出荷団体と毎年、会議を重ねておりまして、いろいろ問題を集約して、そこでニーズに合うような運営をしていっております。そういうこともありまして、幸いにして全国の出荷団体の方から非常に喜ばれることもあるし、また取引先については、うちの市場の仲卸の方は五〇%ぐらいいを量販店並びに中小のスーパーストアのシェアが占めております。

そういうことで、工夫に工夫を重ね、ニーズをとってまいりたいと思っております。

○大沢展美君 最後に、増田参考人にお尋ねしたいんですが、今同じように水産物についても仲卸業者の経営悪化ということが例外ではないと思うんです。やはり、今の不況の問題だとか輸入水産物の問題だとかいろいろ原因はあるかと思ひますけれども、大規模量販店との対応で、加工や配送などのサービスが非常に厳しくなっているようです。販売代金の回収日数が大変長期化している、九六年の平均しかないんですが、三十一日ということも聞いているんですが、これなどの影響がどう出てきているか。具体的に仲卸業者の皆さんの経営実態というんですか、あればちょっと

お聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(増田誠次君) ただいまの御質問にお答えいたします。

今の先生の御質問の中にありましたとおり、仲卸の経営が厳しくなっている原因の中に、先生が御指摘をなされました、取引先から新たな機能としていろいろな仕事を受けるようになってきていることがございまして。これはいわゆるパッケージをするとかいろいろなことを含めてのこととござい

ます。本来ならば、以前は小売業界がしていた仕事を納品側がするようになってきた。これは新たな機能として業界はみんな一生懸命やるわけでございしますが、当然そこにはコストがかかるわけでございします。つきものでございします。そのコストと、それからそれによつて納品をする金額といひますか、コストに対する対価といひますか、それがなかなか的確にいただけない。どうしても仕事をすればするほど赤字が多くなる。これは全国的にそういう統計が出てきております。

それからもう一つは、仕事をすることは別に、例えば先方が配送をいたしますその配送について、配送コストの一部負担だとかセンター管理費の一部負担だといひことで、そういう協力を先方から要請されて、それを払わないと今度は取引が続かないとか、こういうような一面もございします。御指摘のとおりでございまして、私の先ほどの仲卸の厳しさの中に抜けていた点でございまして、ありがとうございします。

さらに、売った代金の回収のことについてでございしますが、これも御指摘いただきましたとおりでございします。

仲卸業者が仕入れた代金は、法律で決められた短期間の中で卸業者に支払わなくてはなりません。市場としては、生産者に対する早期決済の仕組みとしてはきちっといくわけでございしますが、今度は、市場が販売する側の仲卸としては、販売した先については御指摘のとおり非常に決済が長期化しております。場合によっては、このお金は

こういう状態だから少し待っていてほしい、こういうこともいろいろ出てまいります。そういう中で、現在起きているいろいろな資金繰りの問題点もあ

ります。同時に、売った代金の回収、いわゆる販売代金を回収するまでは、単にそこにかかる金融コストばかりでなく、リスクというものが必ず伴うわけでございします。だから、販売に対する回収までのリスクと、それから金融コストを含めて、市場から外へ販売する側の仲卸に過重な負担になっているというところも御指摘のとおりでございします。何とかこの辺のことについては市場のルールの中でもう少し卸業者とのバランスがとれないものかといひことを常に思っているところでございします。

それから、先生から私に御質問いただいたことではないんですが、先ほど市場長さんに御質問されたことの中で取扱量のことがありまして、これも非常に大事なことでございしますが、こういうことが一つあります。それは、全体的に卸売市場の取扱高が減っているといひことがありますが、これは食べる量が減っているといひことではないといひことが一つあると。

どういふことかといひますと、バブルさなかのときには、小売業界の販売の展開の中で非常に演出的な販売方法が御存じのとおりはやっておりまして、その演出的方法の中で非常にロスを伴う販売をして、そのころが、このところだんだん景気も厳しくなってきた。当時は、果たして食べ物にこういうロスを平気で、ただ数字だけの計算が合うからと、それでいいのかなと、非常に困ったことではないかと思ひたんですが、幾らそういう話をしてもなかなか聞き入れてくれませんでした。

外食産業も聞き入れてくれませんでした。話はわかってはいたんですが、しかし、経営が厳しくなるとそれはいけませんで、非常にロスのない販売に変わりました。結果としては、社会傾向としては非常にいい状態になったといひふうには必要オーパーになるわけでございしますから、流

通量としてはその結果、減るわけでございします。

ですから、不景気のためばかりでなく、バブルのときにロスを平気で出してたその分がなくなつたことによつて、流通の健全性がよみがえつたことに伴う流通量の減少といひ部分もありま

す。これは非常に社会全体としてはいい状態でございしますが、ただそういうことも含めて、厳しい経営を乗り切る上でこんな背景の中で努力もしなきゃならないといひのが実態でもございします。

○委員長(野間起君) ここでちょっと参考人に申し上げますが、質疑者の質疑時間が限られておりますので、御答弁をなるべく簡潔にひとつよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

○谷本鶴君 初めに、増田参考人に伺ひます。先ほどの冒頭のお話の中で、取引といひものはアングラでありたいといひ意識が働くといひ御指摘がございしました。公設市場といひのはその点で高い透明性が確保されなきゃならぬ、それで初めて公開、公平、公正といひのを貫くことができるだろうといひことでありました。

ところで、今回の法改正は、競り原則はもうやめましようといひことと取引方法を決めていきたいと思いますといひこととありますから、相対取引一本でいきたいと思いますといひ市場が生まれる可能性だつてあり得るといひ問題点を含んでおります。それだけに、増田さんがおっしゃいました公開、公平、公正、そして透明性を確保するためにどのような条件を整備しなきゃならぬか、このところが一番問題だろうと思ひます。

特に、本法案への注文点として、大変恐縮でございしますが、箇条書きで結構ですから、御指摘いただかせんか。

○参考人(増田誠次君) 私どもが農林水産省食品流通局市場課の方から説明を受けている話の中では、競りはやめましようといひふうには聞いておりません。競りはやはり大事な取引だといひふうに位置づけています。ただし、市場がたくさんある中で競り取引を形成することができない市場も出ております。そういうところは市場ごとにする

んだ、こういうふうな説明を受けております。それだけに、やはり価格形成の上で指標になる市場はきちっと競り、入札をして価格形成をすることが大事だ。こういうことが正しく各市場に徹底してきちっと指導をいただけるように、このことは大事だというふうに思います。

それから、どういう条件でということになりますが、競りはもうないんだと、そういうことではなくて、やはり価格形成機能が大事だということとをベースにきちっと御指導いただいて、各条例を定めるときに大事な柱になるところをきちっと踏まえた条例改正がされることが大事だと思えます。

そういう上で、特に競りの原則のところ、公開ということが明示されていることによって競り、入札がきちっと担保されることになりまして、で、そういう点でも私は大事なことだというふうな思っていて意見を先ほど申ししたところでございます。

○谷本鶴君 次に、杉山参考人に伺います。

大阪の場合は、競りの占める比重が非常に高いというお話がございました。八百屋さんや魚屋さんが公平な荷付けをしていく上でそういう状況というのは私は好ましいと思うのです。

ところで、八年前、食品流通構造改善促進法を制定する場合は八百屋さんや魚屋さんをどう守っていくかということが法律制定の中心的な柱でありました。ところが、今度はそれがすばと抜けているんですね。今、一番町場で問題なのは、商店街がぶれる騒ぎが全国各地で起きているということなんです。商店街を再建するのにもまず八百屋、魚屋、これがなければ商店街は成り立たないんです。今そういう時代ですよ。

そういう状況から見ると、どうも今度の法案は八年前とまるでさま変わり、一体、八百屋、魚屋がどうなるのかという不安感が私には強烈にあるんです。その点について御意見がありましたらお聞かせいただけませんか。

○参考人(杉山征一君) 確かに、先生御指摘のよ

うに、そういう懸念はあります。私も実はそういうことを非常に心配しております。

したがって、当市場の取り組み等におきましては、小売市場とか中小のスーパーを初め、そういうところに対してリテールサポート機能と申しますか、冊子をつくらたり、お魚教室というふうなことを継続して昔からやっております。

したがって、ちよつとしたアドバイス、経営指導というふうなこと、それと仲卸さんも個々のノウハウで小売市場を非常に大事にしてくれている。これはやはり二十年前に設立した新しい地方市場です、何とか市場がはやるようにということと仲卸さんが非常に頑張ってくれている。そういうこともございまして、昔からの古い大きな市場と比較しまして、非常に特色、個性化を發揮できている市場だと思っております。

したがって、今後とも当市場はそういう面で大いに力を入れてまいりたい、こういうふうな思っております。

○谷本鶴君 次に、杉谷参考人に伺います。

私は、今回の法改正で市場取引信用補償制度というのは制度化される可能性というのが出てくるんじゃないかと期待をしておりましたが、残念ながらそういう状況になりませんでした。

卸売業者が青果物の出荷者に対して販売代金の支払いを保証していくというのは当然のことなんです。そういう意味で、全農さんが生産者の掛金でもって債務不履行による損害を担保するための補償制度を発足させておられるという話を伺っておりますが、本来こうしたものは卸売業者や市場開設者として国の三者によって債務保証機構をつくっていくのが筋だろうと思えます。

この実現がどうして難しいのか、その点、問題点等々がありましたら、ひとつお聞かせいただけませんか。

○参考人(杉谷信一君) 系統の要望の中にも、私どもはぜひ開設者、卸売業者、それから農水省等がこの債権保全措置を講じていただけるようにということをお願い申し上げたところでございます。

が、正直申し上げて一定の経営負担になることがあるというふうに思います。

そういう意味で、卸売会社の経営が相当悪化しているという状況の中で、そこまで負担を求めるといいうことが難しかったのではないかと、うに判断をしております。ぜひ今後は卸売会社の経営体質を強化するという中でこういうことについて手をつけていたきたいというふうに思っているところであります。

○谷本鶴君 それから、もう一つ伺いたいのですけれども、今、大型産地化、それから量販店の進出というのが顕著になってきている、相対取引が増大をする、そして生鮮食料品の広域流通化というのが一層徹底するというような時代になりました。

その反面、これは朝市とか直売というのが年々二けた台で伸びてくるというような時代に入っております。全農家で見てもみまうと、大体二戸に戸ないしは三戸に戸はこの種の問題にかかわるような状況になってきております。この辺をどういうふうに全農としてとらえておられるか、そしてこれからのそうしたもののへの対応について何かお考えがありましたらお聞かせいただけますか。

○参考人(杉谷信一君) おっしゃるとおり、流通は片方では産地の大型化、量販店のシェアの拡大ということで大量広域流通が一方では進んでおる。もう一方で、朝市というお話がありました。地域の農協なり生産者がやっております。ファーマーズマーケットもあるわけですが、こういうようなもので相当売上げが伸びているという実態がございまして。これは、地域の野菜、果物を直接消費者に販売できるというところで人気が出てきているんだというふうに思っております。

最近、量販店も地場物コーナーみたいなものを持って販売に当たっておるというような実態があるわけでありまして。

そういう意味で、私も生産者団体としては、ファーマーズマーケットの機能をそれぞれの単位

農協で強化して、消費者の多様なニーズにこたえていくような販売方法というのをやっていくというじゃないかということと今進めておるところであります。これは農協合併が進んでおりますので、そこで生産資材店舗みたいなものの設置が進みますから、そういうところと併設をする形で農産物の直売所、それから花等の鉢物の販売、こういうようなものをあわせてやっていくという施策を今後とも進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○谷本鶴君 ありがとうございます。終わります。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。三人の参考人の方々、本当にお疲れさま、また大変勉強させていただきました。

いろいろお聞きする中で、私は、一部分に限る質問になろうかと思いますが、まず杉谷参考人に質問いたします。

今回、この相対取引を正式に認めるといいますか、そういう形でいくならば、関東は今まで七割が相対、関西が三割、全国押しなればファイブティーン・ファイティーンという数字が出ております。この相対取引がさらに進んでいくということになりますと、いいものが先に相対で出てしまつて、残ったすそ物で競られるということになると、正しい評価、適切な価格というものになるのかどうか、むしろ価格を下げていく評価につながっていくということもありまして、逆に、もがくときには物すごく上がるということにつながっていくんじゃないかな、そういうふうな懸念するわけでありまして。いわゆるすそ物が正しい評価と適切な価格というもので競りに出されるのかどうか、その点をまず私は特に注意しなければならぬことだと思いますが、どんなお考えでございますか。

○参考人(杉谷信一君) 冒頭の意見陳述でも私の方から申し上げましたとおり、相対販売というのが公開という原則を外れてやられますと、今もおっしゃられたように、いいものが先に相対でと

られて、はじめたものが競りにかかって価格下落につながるおそれがあるというふうに考えておられます。

しかし、今回の場合は、少なくとも法の中で売買方法ごとに品目数量を明示する、公開するということが担保されてございますので、これらについて厳格に守っていただければ価格がおかしいかどうかのチェック機能は果たすのではないかと、うふうに考えているところであります。

それからもう一つ、販売方法については、開設者がそれぞれの関係者に意見を聞く、ないしは市場取引委員会等の意見を聞いて設定をしていくわけでありまして。そういう意味では、価格指標となるような市場についてはやはり一定程度、一定割合のものを競りという形でもって確保して、それ以外のものは相対で売るといような運営の仕方が必要になってくるのではないかと、うふうに考えているところであります。

○阿曾田清君　そこで、相対取引が改めて認められていくようなことになりまして、相対取引は、市場に荷が入ってきて、そこで一つ一つの商品を見て、それで一つ一つを競っていくという手間が省けるわけでありまして、ある意味では相対取引の場合の手数料、競りにかけたときの手数料、おのずとそこに差が出てきていいのではないかなというふうに私は思うんです。

今回の市場法改正によって産地はどういうメリットがあるのかといった場合に、やっぱり相対取引が今後関係はさらに進んでいくよというふうに踏んだとして、相対取引を有利に進めていくという産地サイドとしては、手数料の七割を、ある意味では自由化すると言ってはおかしいですけども、一割なり二割下げるといようなこと等も考えられるんじゃないかなと。先ほど出荷奨励金や完納奨励金等々の問題もあるというお話がありました、それはそれとして私は別の問題として片づけなきゃならないことだと思いますが、先ほど申し上げましたことに対しての御見解をお聞かせいただければと思います。

○参考人(杉谷信一君)　おっしゃるとおり、私どもの方としては、機能別の手数料体系の組み立てがあつてしかるべきというふうに考えております。冒頭陳述のところでも申し上げましたように、物流直結のような取引であればそれに対応した手数料体系、それから相対取引が規格取引に変わって、言ってみればほとんど見本取引のような形で行われるといような体系になれば、取り扱いも合理化をされるというふうになってくるのだと思います。

そういう場合については、やはりそれに対応した手数料体系というのを検討していただきたいと私どもとしては要望しているところであります。が、先ほどから申し上げておりますとおり、今回のところではその点について見送られてございまして、今後の検討課題としてぜひ早急に御検討いただきたいというふうに思っているところであります。

○阿曾田清君　私は、前から七割、八・五、一〇、これはある意味では規制緩和していいんじゃないか、委員会できいような主張をしているところでございまして、今後その問題も詰めたいたいと思つてます。

次に、杉山参考人と増田参考人にお尋ねいたします。私が一番心配いたしておりますのは、ますます相対が進みますと、仲卸の経営が今もなお四四、五五は赤字という実態の中で、量販店がますます強くなってくる。強くなつてまいりますと、その中で立場の一番苦しいのが仲卸じゃなからうかな、そう思います。産地側からすれば仲卸さんにつきかりしておつてもらわれないと、量販店がますます影響力を強く持つてくることによつて先取りされてしまつて正しい評価というものが生かせないんじゃないかなと。

話は外れますけれども、実際やつておりました、我々が出荷をした品物がその日に産地には幾らということが知らされて決済が行われます。ところが、仲買さんは、卸市場に対して、卸会社に対し

て少なくとも三日か一週間の間に支払いをされる。ところが、仲卸さんは、今度は量販店あたりは三十日とか六十日とか、ひどいのは九十九日もあるというところで持ちかけるといような実態が今あつて、なおさら経営を厳しくしている。

先ほど増田参考人からもお話がありましたように、既に量販店がパッケージはせずに仲卸でやってくれと、こういうのが普通だと思つてます。そんな中で、仲卸対策として、私は特別に、量販店の言うことを一〇〇%聞かぬで済むように、仲卸には仲卸の一つの力をきちんと与えることが必要かなと思つてますが、その特別のところのお考えがございまして杉山参考人、増田参考人に教えていただきたいと思つてます。

○参考人(杉山征一君)　確かに先生御指摘のとおり、仲卸がしつかりしてもらわぬと困るということになります。

しかしながら、量販店との会合等で繰り返し過大な要求を当市場の仲卸の方にせんといてくれといような話もあるわけなんです、私が声を大にして申しまして、なかなか仲卸さんの方は個別にそういうことを強く言えないというところでございまして、その点は開設者の方でやはり川下の小売業者、量販店等に対してしつかりとお願いをしなきゃならぬかなと思つております。

それから、経営体質なんです、うちは五年に一度、公認会計士を入れて経営関係についてはいろいろと経営指導を行つております。それで、ちよつと危ないなとか経営が苦しいなというようなものについてはいろいろと指導、援助を公認会計士を通じて、あるいはみずからいたしております。

私からは以上で終わります。

○参考人(増田誠次君)　先生の御指摘のとおり、相対取引が主流になつてどんどん進む、しかもその取引の時間帯が一定の時間に行われるのではなくて、いわゆるどんどん都合のいいことが優先される、先取りがどんどん行く、まさに公設の卸売市場で願がきく取引が横行する、こういう話であ

りまして、そういうようなことが起こると大変なことになるわけです。公設の資格を失うことにもなりかねません。

そういう意味では、きょうは杉山市場長さんもいらつしやいますが、開設者の方々に、ぜひともこれから条件をつくる時にはそういうことが起こらないように、ちゃんと競り開始時刻も明確にしなから、それから競り開始以前の荷物の動かし方についても公正な、顔がきくような取引が生じないように、明確にきつと位置づけていただきたい。基本的には、それにしても相対取引が余り進むといことは、市場の公正な機能を失うことのおそれが多分にあります。やはり、競り、入札がきちつと行われることがベースであるといことが市場の健全性をしつかり維持する大事な要件であるというふうに私は思つております。

○阿曾田清君　仲卸は。

○参考人(増田誠次君)　仲卸の対応の上でも競りをきちつとすることが大事だ。特に、相対取引がどんどん進むといことの中で、卸売会社と量販店の直接取引なども現実に誕生し、誕生すれば今度はそれがふえていくというおそれも多分にあります。そういうことについてはやはりちゃんと市場業者、卸は仲卸に販売すること、いわゆる仲卸を飛び越した直接販売ということ、これはもう垣根論でも十分議論が尽くされたことでございまして、それは一時は卸売業者もいいかもしれませんが、結果的には卸売業者や市場そのものの地盤沈下につながつていくことでございまして、きちつと役割分担を明確にして対応することが大事だと。

特にスーパー、量販店というお話の中で、中小の量販店からの声としては、きちつと競りをしなさい、ほしいと。市場がきちつと競り、入札をしなさい、自分たちが大手の量販店と戦うのにやはりどうしても前提条件が変わつてしまつて困るんだと。市場がちゃんと価格形成をしてくれろことが大事なことなんだと。その役割を市場がきちつと果たすことによつて我々も大手量販店ときちつと勝負

ができるんだと。このところは市場はしっかりやってくれよというふうによく聞かされる、要望されることだと思いますし、私どもも本当にそれが大事なことだというふうに思っております。

○石井一二君 二院クラブ・自由連合の石井一二でございます。

ラストバッターですので、おなかの虫がぐうぐういっている方も若干おられるかも知れませんが、しばしお許しをいただきたいと思ひます。

私は、お三方に二問ずつ計六問、最初の六分間で質問をいたしますので、後で固めて、その範囲内で一人二分ずつお答えをいただきたいと思ひます。そうすることが私の時間を確保する唯一の方法であるということをお先ほど来決心をいたしましたわけでありませう。

さて、まず最初に杉谷さんにお伺ひいたします。

あなたは要望書を持ってきておられて、要望だからどんなことを要望されるのもあなたの勝手ですが、債務保証機構等の設立は卸業者及び開設者、ということの場合は府なり市ですが、行政によると、こう言っています。私は、これはわがままじゃないかと思ひます。

といいますのは、そんなことを各業界がすべて言ってきたら、銀行じゃあるまいが公的資金の出動みたいなことになってくる。中小企業庁によります、こういう緊急の倒産の場合の融資制度もありますし、また毎日顔を見ておつて毎月支払いがあるんだから、そういう中で、自助努力でもってこういう問題は対応すべきであると思ひます。

それに対する御所見をお聞きたいと思ひます。

その次に、もう一度杉谷さんですが、産地の大型化と大ユザの出現、これは谷本さんも皆言っていることですが、このこと自体が今回の法改正につながってきたと。そして、市場外流通にシフトさせていくという中で本来の卸売市場としての使命というものが薄らぎつつある。そういう中であなたの御見解を一応伺つておきたいと思ひます。

次に、杉山さんにお伺ひいたします。

大阪府中央卸売市場、それから大阪市中央卸売市場と二つあると思うんですが、私はこれをつぶして合併すべきじゃないかと思ひます。これは法改正とは直接関係がありませんが、より低いコストで安定供給した品物を消費者に届けるという意味では若干論議する必要があるんじゃないかと思ひます。特に、大阪府の場合は極めて財政的な数字も悪いですし、神戸の場合は極めて財政的な数字も悪いというのがあります。神戸市が全県土を賄つておるといふ中で、なぜあの兵庫県よりもっと狭い大阪で二つが並立して存在する価値があるのか。ここらあたりを論議されているのかどうかということをお聞きたいと思ひます。

それと、私も職業柄よく中央卸売市場へ行きまされども、職員数の多いのに身の毛のよだつ思いがするわけですね。なぜこんなに多くの人が中央市場の事務に関連していきなりなぬのかと。むしろ、各組合別にそういう事務局が強くなくて、おのの自分たちで頑張っている姿の方がより自由競争に近いののように思ひますので、こういったことに対する御所見を承りたいと思ひます。

それから最後に、増田さんにお伺ひしたいんです。

いろいろとおつしやつた中で、公開、公正、効率というようなことを強調されました。あなたはきょう業界の代表として恐らくここへ来ておられると思うんですが、あなたの組合を見ているとアウトサイダーが実に多いんですね。未加入の市場が十一、組合数にして十六、業者で七十。そういう意味で、これは正式な全国の会長としての立場という御意見が、必ずしもアウトサイダーの意見を酌んだものになっていないんじゃないかと老練心で私は思ひますが、あなたはそういう問題についてどのような御意見をお持ちになっておるかということをお伺ひしたいと思ひます。

それともう一つ、東京都が出ております市場業者の経営基盤強化に関する研究会等というものがあつたけれども、これによりまして、平成四年から八年にかけて青果類では赤字会社が全体

の三三%から五六%にふえたと、こうなつておりますけれども、お魚の方はどうなつておるか、あなたの御見識の中でお答えをいただきたいと思ひます。

それと、今回の法改正で市場外にある物品の販売禁止に関する例外措置を拡大しております。その結果、業務規程に一定の定めがある場合これを認めるとしている点についてあなたはどのようにお考えになつておるか、お伺ひしたいと思ひます。

以上、六点、よろしくお願ひします。

○委員長(野間超君) 逐次、簡潔にお願いをいたします。

○参考人(杉谷信一君) まず、一点目の債務保証関係でございます。確かに、自助努力というお話がありましたが、卸売市場は公共性が非常に高いということ、行政が認可をして設立するというような状況もございますし、少なくとも卸売市場の整備方針なり計画も国が立てて、それに基いて整備をしていくということになつてございませう。

そういう意味では、出荷者としては無条件で委託出荷をするという形になるわけでございますので、そこにおける代金清算、債務の保証というもののについては、それぞれ開設者なり、そこに入つて営業をなさつて卸売業者なり、それから開設の認可をして行政なりというところでもって保証をしていいのではないかと今ふに考えているのが私どもが要望した要因であります。

それからもう一点、産地の大型化が進展をするということ、卸売市場の機能を失いつつあるということ、先ほど冒頭に申し上げましたが、卸売市場の機能といいますと、青果物流通において卸売市場が今後大宗を占めていく、主流を占めていくことについては、産地が大型化をしてもこれは変わらないというふうな考えでおります。

ただ、その場合に、大量に入ってくるものを迅速にさばくという意味では、卸売会社そのものが大型化をして効率的に物をさばっていくという体

制をつくっていくことがこれからさらに機能強化をしていく最大のポイントになってくるのではないかと今ふに考えておまして、そういう意味で卸売市場の活性化、機能の強化を今後とも図つていただきたいというふうな考えているところであります。

○参考人(杉山征一君) 確かに、先生御指摘のとおり、大阪府下には福島に大阪市の中央市場、東部の中央市場、それから北部に私ども大阪府中央市場がございます。

それで、人口が三十年後半から四十年前半あるいは五十年にかけて爆発的に増加をいたしました。その過程で、供給対象人口というのか、府民に安定的に供給するということがあれば今の福島だけでは足りないというふうなことで、北部に対しては、例えば東大阪という市があるんですが、その以北、北の方に四百九十九万の供給対象人口を抱えておりますが、やはりそこにつくる必要があるんだと。さりとて相当の財政負担を強いられるわけですから、その地域はどうかの市がやってくれたらよろしいということだったので、大阪府で置かせよ、こういうことになつたわけなんです。

しかし、現実には運営実態を見ますと、福島の本支店関係に大阪の場合はございませう。一社、卸売業者が、北果という青果の卸売会社があるんですが、そこだけは本社機能で、あとは全部、本支店関係にあります。そういうことでございませうので、府民に安定的な食料品を供給するという、その供給対象人口がふえたということに対して市場を三つ持っている、こういう現実があります。

したがいまして、それに対する再編をもう一度やるか否かにつきましては考えたことも、また議論もされておりましたが、貴重な提言ということ、今後考えていく、あるいは検討していくということが必要かと思ひます。

それから、職員数が多過ぎるということでございますが、大阪府も財政が非常に逼迫しておりますので、開設当初のときは五十名を超える人員で

あつたんですが、現在は三十八名ということで非常に合理化を図っております。血の出るような合理化を財政当局から迫られて、職員は一生懸命頑張っております。他の市場に比べて多い少ないにつきましては、手元に資料がございませんのでコメントは避けたいと思います。

以上です。

○参考人(増田誠次君) まず、全国組織の関係でございますが、表に出ておりますとおりの実態でございます。

まず、九州地区については、九州地区の地区連の中に全国連に入っていない市場も一緒に組織されておまして、そういう意味では九州地区連を通じてコンセンサスはしっかりとれている。そういう意味からいいますと、岡山、広島、四国であるとかというところは今組織から外れておまして、それは何とか戻るように努力はしています。

ただし、四国は、これは私たちの組織には入っておったのでございますが、先ほどのお話等もありました、ちょうど機構をつくるときの展開の中で、いろいろな負担や何かについてどうしてもそれは難しい。そういうこと等が原因で、四国は残念ながら機構がつくられる過程の中で負担等の関係で先方が去った、こういう経緯があります。

なお、九州の鹿児島は、新年度から全国連に再び戻って入るということになっております。

これが全国との関係でございます。

それから、経営の問題については、東京都も二年をかけて仲卸から卸、それぞれ分析をしながらその方針を決めたところでございますし、あわせて国の方も、今回の法改正で経営改善のための今までになかった力を入れてくださった内容等も盛り込まれております。そういう体制が整う、それら等も踏まえながら、都とも十分話し、それが生きたような有効な方法を考える。同時に、この改善については、業界だけの話ではなくて、開設者ともよく話をした新たなためのルールもちゃんとつくる必要があろう。そんなことで取り組むべきだろうというふうに考えております。

なお、最後に、新たな今回の法律の中で、今までの指定保管場所のほかに卸売業者の申請に基づいて直接流通してもいい意味のことが盛り込まれておりますが、このことについては、運用を間違えまいと問題を起すことというふうに非常に強く思いまして、市場課の方とも十分話を詰めて政令でしっかりと定めると。その中で範囲だ、予約相対の範囲だ、という説明を受けておりますが、それにしても運用の上できちっと的確にならないと大変な間違いを起します。この点については、これから市場、当局とも話をよく確認しながら、私も意見を述べていくつもりであります。

よろしく願います。

○石井一二君 ありがとうございます。

○委員長(野間利君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして貴重な御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時開会

○委員長(野間利君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、農事組合法人米沢郷牧場代表理事伊藤幸吉君、産直運動全国協議会事務局長藤原敏之君及びお茶の水女子大学生活科学部教授本間清一君に御出席をいただいておりますので、御意見を拝聴したいと存じます。

この際、参考人の方々に一言あいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席を

いただきまして、まことにありがとうございます。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を伺いたいとして、今後の法案審査の参考にさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

それでは、これより順次御意見を述べさせていただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べいただく時間は、議事の都合上お一人十分以内とし、その順序は伊藤参考人、齋藤参考人、本間参考人となります。

すべての方の御意見の開陳が済みした後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。それでは、伊藤参考人からお願いたします。

○参考人(伊藤幸吉君) 山形から来ました伊藤ですけれども、実は風邪を引いてしまっていて、お聞き苦しいと思いますが、よろしく願います。

私は、山形県高島町で二十三年間にわたって有機農業、自然循環農業に取り組んでまいりました。現在は、地域の約三百名の生産者仲間とともに農事組合法人米沢郷牧場を組織し、地域循環型の有畜複合経営に取り組み、生産額のほぼ半分ぐらいは有機無農薬栽培を実現しております。

きょうは、そういう取り組みをしてきた者として、JAS法改正案についての率直な感想と意見を述べさせていただきます。私たちが有機農業を二十三年の経過を振り返ってみますと、私どもも未熟であつたため、残念ながら行政からの支援はほとんど得られませんでした。それでも、首都圏コープ事業連合や大地を守る会といった消費者組織との産直提携で支えられ、長い年月を経て進化してきました。そんなマイナーな生産提携で育て上げられた有機農業が、一転して社会において積極的な位置づけをしていただけるようになった今日の状況変化を大変感慨深く、また喜ばしく感じ

ております。

二つ目ですけれども、今回のJAS法改正案に盛り込まれている生鮮農産物の原産地表示の義務化については、農業生産に携わる立場から強く賛意を表したいと思います。ただし、これまでの九品目表示の実施状況を見ますと、大変不十分だったという現実があります。末端の小売現場において新制度の確実な実施のためには強い指導措置、現場におけるチェック、そして流通段階における適正実施のためのいろいろな措置が必要と思われます。また、年々消費が急増しております加工食品にも原料の原産地表示の義務化は重要だと考えます。

三つ目ですけれども、有機農産物の基準・認証・表示の問題については、日本における生産、流通、消費の現実を踏まえた適切な実施、段階を踏んだ実施が必要だと考えられます。

四つ目は、しかし、この問題についての法改正は枠組みの改正だけしか示されておらず、現実的な実施方策についてはすべて政令あるいは省令事項とされており、しかも政令・省令案は提示されておられません。これでは法案に対して賛否を表明することはできません。政府当局としてはどのような政令、省令を考えておられるのかをまずお示しいただきたいと思ひます。

五つ目です。法案によれば、有機農産物の生産方法基準はJAS規格調査会の意見を聞いて政令で定めるとされておりますが、その他の事項については関係当事者を含む国民的検討の手段は示されておられません。政令の制定に当たっては、改めて関係当事者や学識経験者等からの意見聴取の場を設けられることを強く要望いたします。

なお、一昨年から昨年にかけ有機食品の検査・認証についての検討委員会が設けられ、私もその委員でしたが、この委員会では政府当局から有機食品の基準・認証をJAS法改正という形で行うとの意向は十分には表明されておらず、したがって同委員会における一年以上にわたる検討は今回のJAS法改正と十分に対応するものではありません。

せんでした。

同委員会において、私も含めてこれまで有機農産物の生産、流通に携わってきた多くの委員は、単に農産物の規格基準を定めるだけのJAS法改正という形ではなく、日本における有機農業の健全な育成、発展、有機食品の流通・消費システム構築をねらいとする有機農業振興法を独立法として制定することを主張してまいりました。今回の法案ではJAS法改正という形になっておりますので、JAS法という枠組みではカバーし切れない技術開発を含む生産振興の側面について、別途十分な措置が講じられることを強く要望いたします。

七つ目ですが、予想されている具体的問題について二、三述べさせていただきます。

第一は、生産基準の策定に關してです。有機農業には全国各地の生産者による生産実践を踏まえた明確な生産原則の確立が必要で、しかし、同時に現実の有機農業は零細な農業者が一般農業者と混在した形で実施されており、有機農業者の圃場と一般農業者の圃場の画然とした区別が困難だという現実もあります。また、高温多雨という日本の気象条件下で病害虫や雑草の多発という現実もあります。こうした中では、原則の確立だけでなく、運用における現実性のある対応が望まれます。省令制度とその運用に当たっては、この点への十分な配慮が望まれます。

第二は、コスト負担の問題です。例えば、九州のある生産グループの場合、生産者の経営面積は一から二ヘクタールで、圃場枚数は五十から百五十枚に及びます。しかも、熱心な彼らは、その畑で年に三品目の生産を行っております。このような形で有機農業の展開を圃場ごと、品目ごとに認証しようとするば、最大百五十掛ける三ですから四百五十通りの書類整備が必要で、現地確認も年三回、百五十枚ずつの実施ということになりま

第三は、今回の法改正によって有機農業の生産原則はある程度明確にされようとしておりますが、有機農業は生産原則の確立だけで育成、発展するものではありません。現在の大量流通、大量消費のシステムと、自然とともに生きようとする有機農業とはたくさん

点で矛盾があります。ところが、流通の現場においては、有機農産物を単に市場の活性化の手段として考える傾向があり、有機農業の生産特質を尊重するという動きにはなっておりません。また、消費の場においても、欲しい食べ物はいつでも欲しいだけ入手できるという消費のあり方が依然として優勢であり、自然とともに生きようとする有機農業のあり方への消費者の理解は浸透していません。こうした状況を踏まえるならば、有機農業の生産原則の確立だけでなく、流通原則、消費原則の確立についても国として明確な政策方針がぜひ必要だと考えます。

新潟県南魚沼郡のコシヒカリは現在、生産量の五十倍以上販売されていると聞きます。こうしたことは、生産者の手を離れてから不当に利益を得ようとする流通業者等によって行われているわけで、有機食品の扱いについては、農業者の努力や消費者の信頼を欺くことのない流通が保証される制度、システムの確立を求めます。

第四は、以上のことや、昨年十二月三日付朝日新聞「論壇」に有機農業研究者足立氏の「有機食品認証論議の忘れ物」、「農業と経済」での鯉淵学園教授中島氏の「オーガニックフーズの基準・認証・表示制度化をめぐる諸問題」でも指摘されているようにJAS法では不十分と思いますが、JAS法反対とまでは思いません。しかし、特別栽培農産物の扱いについては、決してこの有機食品と同じJAS法での認証・表示はすべきでないと考えます。

最後に、改めて国の農政の全体的なあり方に関して、環境保全型農業への転換の必要性を強調したいと思います。

国は、一方で有機農産物の基準・認証を法制化

しながらも、例えば地域の現場では公費の助成のもとで農業の空中散布が推進されております。しかも、農業の空中散布は有機農業の広がりへの大きな障害となっておりま。私の住む有機農業者の比較的多い高島町でも、町長が三年前、空中散布廃止を提案しましたが、地元有機農業者からの抵抗で撤回せざるを得なかったことは甚だ矛盾であります。

また、有機農業の根本思想は身土不二、すなわち人々の食は風土に根差した地域の農業によって支えられるべき点にあります。この根本思想からすれば、有機農産物の国際マーケティングなどというものは本来あり得ないものです。にもかかわらず、今回のJAS法改正の結果、海外のオーガニック食品の輸入増大が予測されております。貿易制限はできないとしても、国内有機農業の発展強化、端的に言えば競争力の強化のための短期、長期の総合的対策が絶対に必要だと考えます。

そのために、食料・農業・農村基本問題調査会の答申で強調された日本農業の持続型農業、環境保全型農業への転換という方針を国は明確に示すべきだと考えます。

以上でございます。

○委員長(野間利君) ありがとうございます。

次に、齋藤参考人をお願いいたします。齋藤参考人。

○参考人(齋藤敏之君) 齋藤です。

私は、千葉県船橋市で農業をしながら、全国で生協や婦人団体、給食関係や市場などの多様な産直を進めている組織、三十九都道府県八十三団体でつくる産直運動全国協議会の事務局長を十年前から務めています。

そうした農業の生産と消費を結ぶ仕事をしていく立場から、今回のJAS法改正案のうち、原産国表示の拡大については、すべての輸入農産物に原産国表示をしてほしいという運動を進めてきた立場から賛成いたします。

しかし、就農以来、農業問題は消費者の問題よりも農業を使う農民の問題だという観点で、少し

でも農業を減らしたいとさまざまな試行錯誤をしてきた者として、有機認証制度の創設と有機表示をそのまま取り入れる提案については、以下の点で反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず第一に、国が決める生産基準が、国際整合性のもとに日本とは全く違う条件のアメリカやヨーロッパで論議されたコーデックス基準に基づいて、三年間、化学肥料と農薬を使わない圃場で生産されたもの以外には有機農産物と名乗ってはいけないとする栽培基準を上から押しつけるという問題です。

農業の生産は、工業と違い、多くの自然条件を相手に、その自然に働きかけ、自然の力を引き出し、守り育て、新しいエネルギーをつくり出す、地球上で唯一の産業だと私は思っています。でも、その自然条件は一日として同じではありません。一枚一枚の畑や田んぼはそれぞれみんな違いますが、その違いを観察し、最も必要ときに適切な対応をとることで農業生産は成り立ちます。

私は、この三十年間、野菜を育てる基本は土づくりと輪作という観点から土づくりを努力してきました。消費者と混住している船橋という利点を生かし、朝取りの食用トウモロコシを中心にした輪作をつくり上げてきました。

秋の白菜では、害虫の被害をできるだけ減らすために、モンシロチョウの産卵が気温が下がるに従って減っていくことを利用して、長期予報で予想し、白菜の結球期間を確保するぎりぎりまで種をまく時期をおくらせる工夫などを行っています。

さらに、収穫後のトウモロコシの茎を高く刈り、その切り株にクモの巣を張らせ虫の産卵を防ぐ工夫など、年によってすべての畑に農薬をまかなくとも生産できるまでになりました。

しかし、自然は毎年違います。思うようにはいきません。収穫を確保するためにどうしても農薬をかけざるを得ないときもあります。待っている消費者の皆さんに届けなければならぬ義務があるからです。私は、生協の皆さんと契約して農業

生産をしているからです。

こうした三十年間の産直運動とそれに支えられてきた私の農業実践から見て、今度の、農業も化学肥料も一切使わないとするコーデックス基準を日本の農業生産に一律に当てはめるのはどうしても無理があると思います。

第二に、WTO協定に基づいて、コーデックス基準が決まるからそれに合わせるというやり方は、日本の有機農業の縮小につながるのではないかとこの点です。

なぜなら、高い認定料を払い、有機農産物生産圃場として認定された農民であっても、さまざまな条件の中で、ほんの少し農薬や化学肥料を使わなければ生産が維持できないということも起こります。こういうとき、再認定に三年の期間がかかることや高い認定料のことを考え適切な対応をとらないで減収になっても、そのリスクはすべて生産者の負担になります。

例えば、九三年の冷害のとき、東北のある地方で、生協と無農薬の契約をしていて、いもち病の発生を確認しながら農薬をまくことをためらい、農薬散布の時期を逃し、収量を大幅に減らした組織がありました。

基準が決まれば、こうした農民の苦悩は広がり、と深まりを増し、せつなく広がり始めている有機農業運動が縮小していくでしょう。

第三に、有機認証制度の認定機関を民間にも認めたのは、本来、食品の安全性や公正な表示に責任を持つべき行政の公的役割の放棄につながると思います。食品の安全確保と検査体制の充実を企業ベースで進めるのでは、生産者にも消費者にも結果的に負担増になると思います。

今年一月十二日付の全国農業新聞は、静岡県藤枝市で十二ヘクタールのお茶をつくる無農薬生産グループが昨年三十万円で認定取得を行ったが、二年目のことし一月に再び認定のための三十万円の請求があり、それに対してメンバーは、この経費を払い続けてまで認証を取得するメリットはないと判断したと報道しています。

検査・認証制度は、認証団体の仕事をつくることにはなるが、そのことは一般的な生産よりもコスト高になる有機農産物のコストをさらに引き上げることになり得ます。これで本当に生産者と消費者のメリットになるのでしょうか。

第四に、法律案では、あいまいな有機表示を放置しては一般の消費者の選択に著しい障害を生じるおそれがあるためとしている点です。

私は、あいまいな表示をしているのは、報道機関が指摘しているように、農民の側ではなく加工や流通の側だと思っています。

それを端的に示しているのが、インチキ表示の報道であります。例えば、米では新潟の魚沼産コシヒカリのにせものが横行したり、コシヒカリが一粒も入っていないコシヒカリ表示が後を絶ちません。九七年には、私たちがつくった農民連食品分析センターの独自の調査で、アメリカの有機認証団体であるOCIAが認証した有機無農薬大豆から有機燻製の農産物が検出されました。最近では、三月二十九日の朝日新聞に、アメリカの認証団体が認定した有機無農薬大豆でつくった二社の豆腐から遺伝子組み換え大豆の使用が確認されたとの報道がありました。

今回の提案は、こうした海外のにせ有機農産物にお墨つきを与え輸入をふやす役割を担うと私は思います。また、国内の農産物に対しては、ほんのわずかな有機農産物と少しでも農薬や化学肥料を減らそうと努力している農産物を差別し、これは有機農産物ではないと買いたたきの手段に使われる懸念もあります。

第五に、有機表示は、大量に輸入されている農産物や加工食品の残留農薬問題から国民の関心をそらしてしまう役割を果たしていると思います。今、多くの国民は、WTO協定、SPS協定によつて大幅に緩和された輸入農産物の残留農薬基準への不安とあわせて、遺伝子組み換え農産物に對して大きな不安を持っています。今、政府が最優先でやるべきことは、輸入食品に対する安全性への不安や表示に対する信頼を回復するために、

まず九五年三月に緩和した残留農薬基準をもとに戻し、輸入農産物の検査体制を充実させ、遺伝子組み換え農産物やその加工品に遺伝子組み換え農産物使用の表示をすべきです。

以上のように、私は、消費者の皆さんが商品を選択するための情報提供のシステムを全く否定しているのではありません。今回の改正案のように、国が決めた基準を全国一律に適用するのではなく、それぞれの地域でそれぞれの組織がそれぞれの条件を生かし、地域の生産力を落とさず、それでも努力すれば可能な生産基準をつくり、その基準に向かって生産を行える仕組みをつくるべきだと思います。

ある農業団体の人がヨーロッパでIFOAMのメンバーと検査・認証・基準についての意見交換をしたレポートには、ヨーロッパの人にとって基準は目標であり、その定めた目標に向かって行動することに評価を置いている、なぜ日本は日本の気候風土に合った明確な基準を策定し、それに沿って世界の同意を得る行動をしないのか不思議に思っている」と述べています。最後に、ヨーロッパでは流通は地域内自給を基本に、環境運動を進めてきた市民団体と有機農業に取り組み生産者で認定団体を構成し、それを核に連携し、その運動を行政が支援していると結んでいます。

私は、この仕組みは日本では既にできていると思います。消費者組織が生産地を訪れ、生産を確認しています。海外では日本と違い、そのシステムに行政の支援があるかないかだと思います。

今、有機農業運動は、行政がきちんと支援すれば、海外の運動に比べて日本の運動はその蓄積の豊かさや自然の豊かさからさらに発展する条件は整っていると思います。最近の情報では、日本の生産者と消費者の共同で発展してきたこの提携運動が、アメリカで地域が支える農業運動として発展しているという報告もあります。

最後に、こうした有機農業が豊かに発展するたのめ政府の支援策を要求して、私の発言を終わります。

以上です。

○委員長(野間起君) ありがとうございます。次に、本間参考人にお願ひいたします。本間参考人。

○参考人(本間清一君) 参考人の本間清一でございます。

お茶の水女子大学におきましておよそ三十年、食品の加工、貯蔵あるいは流通という分野を勉強いたしております。本日の機会を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

まず、この法律に関する基本的な立場といたしまして、この法律は食生活に資する法律と解釈いたしております。

そして、食生活というものを、私の三十年の大学の経験で考えますと、自己責任と自主性というふうなものが基本ではないかと考えております。すなわち、食べ物を選ぶ能力というのは人間の生存に基本的な要件だと思っております。これは、やはりいろいろなことがありまして基本的には常に人間が身につけておくべき能力だと考えております。そして、こういうふうな能力を身につけるといことが、例えば家庭におきまして食べ物をつくる、調理をするということは創意工夫の場でありましようし、またそれが生活の充足感をもたらすものと考えております。そして、家庭の多様性あるいは地域の多様性というふうな生活の豊かさを生む根源でありましようし、また豊かな食生活こそ活力のある社会の源泉と考えております。このような背景に立ちまして、この法律が食生活を充足させるに資するものと考えています。

しかしながら、このような基本的な認識に立ちましても、私たちの環境というものは大変変化しております。例えば、包装というふうな、これは技術とすれば私たちの食生活に欠かせないものでございまして、いろいろな産業技術がこれによつて保持されるわけでございます。例えば、外側からは包装されているものは判断できない、あるいは今まで伝えられた経験あるいは知識の蓄積、そういうふうなものでは商品の内容が判断しにく

い、あるいは新しい技術が出現してきた、さらには資源、素材が多様性を帯びて、例えばその多様性の中には外国産の資源、素材も入ります。そして、産地も非常に広がっております。このような条件の変化、それからいろいろな生産の技術、あるいは家庭における知識の伝承というふうなものが大変希薄になってきているかもしれない。そういうふうな状況を考えますと、やはりこれを補うべき制度、仕組みというふうなものがあつてしかるべきではないかというふうに考えます。

そして、そのような立場に立ちまして考えますと、食品に規格があるということはやはり必要なことではないかと考えます。

例えば、私どもの飲んでいる果汁飲料一つとりましても、そのまま搾ったものもあれば、海外から原材料として濃縮されたものも入ってくる、あるいは季節的にたくさんとれたものを濃縮して保存しておく、それをまた消費のときに飲みやすい形に加工する、そういうふうなさまざまな形態の果汁が出てまいります。例えば、濃縮されたものをそのまま使うのか、あるいはもとに戻して使うのか、あるいはいももつと薄めて使うのか、あるいはおいしくするためにほかの果汁とまぜ合わせるか、そこにはいろいろな創意工夫あるいは嗜好への対応がございます。

そういうわけで、このようなものに対しては経験的な判断だけではなかなか消費者は判断しにくいのではないかと。それを識別するためには、やはりそういうものに対する表示というものがあつてその認識がなされるということでございます。

それから、外国の物資が先ほど申しましたようにたくさん入ってくる。そして、これは技術で恒常性を保つためにいろいろな段階で絶えず一定にするための技術的な工夫がありましょうし、あるいはその特徴を使って特性を反映させるつくり方をするということがございます。

また、先ほど話題にございましたように、コーデックス規格への対応ということが実際には迫ら

れております。そうしましたときに、我が国におきまして規格というものは全くない、丸腰の状態であるというところ、やはりこれは私たちの持つべき基準というのを整備していくことが必要なのではないかと。

さらに、取引というふうな場面を考えますと、やはりそれを単純化する、いろいろなものをグループ分けするというところにおきましても、単純化、公正化のためには規格というものは必要でございます。

こういうふうな規格というものはいろいろ対象もございまいしょうが、やはりある対象を絞って、現実的に非常に重要度の高いものにそれを行つていくということが妥当かと考えます。

それを具現化するものが表示であります。従来は規格のないものが表示をなされる制度はございませんでした。しかし、この規格を広く食品全体に当てはめまして、食品の内容がわかる表示というものは消費者全般に非常に利する制度だと考えます。

したがいまして、内容が判断できる程度の表示基準あるいは生鮮食品の原産地を評価できるための表示、これはいろいろ議論がございますが、産地というものがその食品の特性あるいはおいしさというものを反映している。これは、我々が長い経験の中で知り得ている一つの品質のよりどころになる場合もございまして。そういう意味で、産地の表示ということも必要かと考えます。そういうわけで、規格がない場合におきましても全食品を対象にした表示制度の充実強化ということが大切かと考えます。

それから、つくり方に対する評価でございますが、従来のJAS制度におきましても、例えば地鶏とかハムという非常に丁寧なつくり方をした、あるいは特有のあるつくり方をしたということに對しては一定の評価を与えてそれを表示するということが考えられ、制度として持っております。そこで、先ほど二人の参考人が述べましたように、有機食品というものは大変重要なものである

ことは私も認識いたしますが、このような食品は、位置づけにおきましては特定の、あるいは非常に丁寧な気配りのあるつくり方をしている、つくり方の特徴というふうな位置づけることが考えられます。

そういうわけで、そのようなものに対して一つの評価を与える、それが表示ではないかと考えます。また、このようなことが農業の一つの仕組みというものに大変影響するということで評価できるものと考えております。

そしてまた、諸外国におきましてこのような有機食品というものは現実的に登場しているわけでありまして、私たち消費者という立場におきましても何らかの対応ということを考えることは妥当かと考えております。

最後に、制度の見直しということでございますが、制度を定期的に見直していくということに関しましては迅速性が必要かと考えておりまして、つくりました基準なり表示というものを含めまして、消費者と生産者あるいは第三者を含めまして一種の非常に緊張感のあるものでそれを維持していく、見直していくということが必要かと考えております。

以上、私の基本的な見解を申し上げました。○委員長(野間勉) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの御意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○三浦一水君 自民党の三浦でございます。

三人の参考人の方々には、お忙しい中、本当にありがとうございます。

まず、本間先生にお尋ねしたいと思います。

先生は、JAS法の改正の方向性を検討してまいりました委員会ではその座長をお務めになってきたと伺っておりますが、食品の表示なりあるいは原産地の表示ということにつきまして、検討委員会の内部ではどのような典型的な意見があったのか、その一部でも御披露いただければと思います。

○参考人(本間清一君) 私は、検討委員会八回におきまして座長を務めました。その際、産地の表示、これにつきまして多くの意見の幅があつたと思います。

例えば、どこどこ産のミカンが甘いというのは、これは気候とか生産の環境、土壌その他を含めた総合的なものであつて、それを表示するということがその産地の農産物の特徴をうたうことだということ、表示ということとは生産者なり消費者の期待を満たすものだという意見もございました。

しかし一方で、これを例えば外国産のものまで当てはめるといふことになる、それを差別するという要因にもなるという発言もございました。

したがいまして、産地という表現につきましては大変解釈のあるところだつたと思います。それから、産地の対象でございますが、いろいろな加工食品の素材、例えばパンの小麦を見ましても、これは一つの小麦でできるものではないと。幾つもの産地の小麦をまぜ合わせることで一定の品質が維持されているというのが技術的なところでございます。そのようなときに、それまで示すのかどうかという議論もございました。

以上でございます。○三浦一水君 引き続き、本間参考人にお尋ねを申し上げます。

民間工場の品質管理体制というのは非常に改善をされ、向上してきたという背景があるかと思ひます。そういう状況の中では、一部にはJAS規格そのものが不要ではないかといったような議論も国内にあるわけでございますが、今後、そのような状況を踏まえながらJAS規格そのものが果たしていくべき役割というところについてはどのような考えをお持ちか、お尋ね申し上げます。

○参考人(本間清一君) お答えいたします。そのような議論、例えばJAS規格が不要かどうかということに関しては、生産者それから消費者の代表の方におきましても意見がございました。

そして、これはやはり不要という意味ではなくて、多くのものに規格を細かく制定するということよりは、特定のあるいは非常に要求度の高いもの、例えば消費者の混乱を招きやすいとか、集中的なあるいは範囲を非常に絞った形でこのような規格制度があることは必要ではないか、その必要性というのは決して下がってはいないというふうな意見がございます。

また、生産者の方の意見におきましても、いわゆるブランドというものがかなり功を奏しているということで、規格というものがもう役目を果たしたという意見もあつたことは事実でございすが、やはり規格というものが商品の呼称あるいは分類ということにおきまして大変消費者の便になうものであるということで、規格ということはある程度の範囲内で必要であるという認識があつたと思います。

○三浦一水君 有機食品の表示適正化のために今回の法改正では検査・認証制度を導入することになったというわけでありまして、これについて本間参考人のお考えを聞かせていただきたい。

○参考人(本間清一君) 有機食品の検査・認証ということにつきましては、これは非常に現実にはいろんな表現があつて混乱しているというところは事実でございまして、食品の素性を物語るための体系、すなわちJAS法の中にそれを位置づけるということとは検討会においても妥当であるというふうな認識されたと思ひます。

ただし、有機食品の裏づけにつきましては、これは現実問題とすればどのようにやっていくか、どのような基準を設けるかというふうなことは大変難しい問題ではないかと思ひます。やはり、これに関しましては、消費者を混乱させないというためにも丁寧な検討が必要かと思ひますが、何らかの認証基準、それからそれを維持するための機関のあり方というふうなことはやはり必要ではないかと考えます。

○三浦一水君 同じ内容でございすけれども、

有機食品の表示実態を見るに当たりまして、この問題、伊藤参考人にもちよつとお尋ね申し上げたいと思ふんです。

検査・認証制度を導入して表示の適正化を図るということでありましても、生産者においてもこの点はメリットが考えられるのではないかと、いうふうにも思ひます。その点、伊藤参考人はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○参考人(伊藤幸吉君) 先ほど述べさせてもらったんですが、コストがどのくらいかかるかまだ明確には出ていないんです。ここにも書いてあるとおり、日本は圃場認証ですから、九州の方だと一区画が二アールとか五アールなんです。東北に來ても水田で十アールとか五十アールが多いんです、大きい方で五十アールぐらい。それを認証していくわけですから、随分コストはかかるだろうなと思ふんです。アメリカですと一区画が、ヨーロッパもそうですが、十ヘクタールであつたり二十ヘクタールであつたりしますから、それが一区画ですから一筆でいいわけです。

それで、多分コストがかさんで認証を受けないでやつていこうという人が随分多いんじゃないかというふうな気がいたします。

○三浦一水君 伊藤参考人におかれましては有機農業に本当に長年お取り組みになつてきていて、また非常な成功もおさめられているということであります。

今後、我が国の農業の中で、先ほど御意見の中にもありましたように、持続的あるいは環境循環型農業ということはそのかなりの位置づけをされながら発展を見るべきことだと私も考えております。しかし、相反するところは御自身のまた御苦労ではなかつたかと推察をいたしますが、生産性を高めるといふ点においては非常に難しい面があるろうかと思ひます。

私も農村に住んでおりますので、百姓というのは何でもできるのが百姓だ、何でもやるんだと。その中に、むだをなくす、自給自足という考え方が色濃くその基本にあるのではないかなと感じて

おります。

そういうことで、ちよつと表示の問題から外れますが、伊藤参考人としての今後の農業のあるべき姿についてもう一言御所見を賜ればと思ひます。

○参考人(伊藤幸吉君) 私は、基本的に無理をしない、むだを出さない農業をやることだというふうなふうに思つています。ですから、リサイクル、循環型の農業を営むということが個人でできなければ地域で集団でという、そういうシステムをつくつていかなければいけないというふうな思ひます。

いずれにしても、ダイオキシン問題でも私たちは声明文を出させていたしましたが、環境問題がすべてでありまして、幾ら有機農業者が農薬を使わない、化学肥料を使わないといつても、水が汚れ、大気が汚れ、いろんなものが入つてくるとすれば、特に生ごみのリサイクルの問題も出てこようかと思ひますけれども、そうしますと幾ら努力してもどうしようもないという現実に突き当たる状況であります。突き当たつていところはいっぱいあります。

そういう点では、国全体としての環境を考えた農業と、それから生活のあり方について考えていかなければ有機農業は何はものかというふうになつてしまふんじゃないかというふうな思つております。

○三浦一水君 ありがとうございます。

○小川敏夫君 民主党の小川敏夫でございます。

伊藤参考人にお尋ねしますが、有機農業を育成したいという立場で私も考えておるんですが、先ほどの参考人のお話の中で、有機農業の発展のために必要な措置を講じてほしいという趣旨のお話がありました。具体的にどのような措置が必要なのかと考えておられるんでしょうか。

○参考人(伊藤幸吉君) 今回の有機農産物の件についてもそうなんですが、日本は網をかぶせるというか、そういうことは極めて上手だと思ふんです。アメリカとかヨーロッパというのは二十年も

二十五年もかかつて生産者組織が自分たちのやつていふことを評価してもらつて、価値を出していくために努力してきて現在の表示とかというものがあつて、

ところが、日本は、齋藤さんからも言われましたように、何が何だかわからないような流通が成り立つてきて、それで生産者がかかり被害をこうむる、正しく消費者に理解をしてもらえないという状況と不利益をこうむるという状況があつて、表示という問題が出てくるわけです。

出口だけを縛るわけですから、これは農業者にとつてはたまたまないわけで、それは両輪として、だから有機農業が本当に大切だという世論形成のための助成措置も含めた法案が私は必要だといふふうに思つております。

○小川敏夫君 重ねて伊藤参考人にお尋ねしますが、多少重なる部分があるんですが、有機農業の生産、育成のための流通のあり方というものについての御意見をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○参考人(伊藤幸吉君) 多分、生産者側の有機食品の認証部分についてはかなり審議が進んでいるように思ひますけれども、次の流通については政令、省令がまだ出ていませんから全然わからないというところを先ほど申し上げました。この部分が常に農産物の流通に関しては問題になるところなんです。

特に、農産物の有機食品ということではなくてなんです、私たち農民が今、末端消費者から受け取つていふ生産物の代金というのは多分一五%前後だと思ふんです。ですから、八五%は生産をしていない人たちの手に入つていふはなんです。それで生きていくというんですから大変な話です。

したがって、その八五%の中でいろんなことが行われることによってゆがめられている実態があるわけですから、有機食品についてはこの辺についてきちつとした制度的整備をお願いしたい、罰則規定も含めてお願いしたいというふう

農業者としては思います。

○小川敏夫君 齋藤参考人にお尋ねします。

コーデックス基準ですと大変厳しい過ぎて有機農業の衰退につながるのじゃないかという御意見を賜りました。そうしますと、例えば基準を緩和したり弾力化する、あるいはこういう厳しい有機というものはあるけれども、それに準ずるような低農薬とか、そういう一般の農薬を使った農法によるものじゃない中間的なものを設けるという方法もあると思うんですが、そこら辺、齋藤参考人の考えは。

要するに、基準を設けること自体に反対なのか、それとも基準の設け方によっては賛成できるのか、その点のお考えをお聞かせいただければと思います。

○参考人(齋藤敏之君) 私も、先ほども言いましたけれども、農業の現場のいわゆる生産基準を全国一律に決めるというこの問題については、日本の気候風土の条件からいってこれは絶対無理だろうと思うんです。

それで、先ほども申しましたように、産直運動、有機農産物の運動というのは、やっぱりまだ我々自身がいろいろ考えてみて○・数%だろうと思いますが、それから海外でもそうだというふうにも聞いています。そうだとすれば、本当に育てるのだとすれば、生産者と消費者が提携する関係、とりあえずは提携する関係のところにつきり手厚い保護をして、それでそれぞれがそれぞれの地域で確認した環境保全型の農業や地域循環システム、そのシステムを補助していく、支援していくという、こういうシステムの中から本当の意味での有機農業というのが出てくるのだらうと。

僕は、生協ともう二十五年間つき合っていますけれども、三月に出された日生協の基準案でもそのような方向で書かれているというふうに理解しています。

○小川敏夫君 伊藤参考人にお尋ねします。

有機農業を今行っている農家の規模は、非常に小規模な農家が多いと。そうすると、認証のコス

トが相当な負担になってしまっているのではないかと御意見でございました。大変答えにくい話かもしれないけれども、コスト的にどのぐらいなら耐え得るのか、答えられる範囲で結構でございますが、お聞かせいただければと思います。

○参考人(伊藤幸吉君) 多分、今の状況ですと、農産物価格の五%以上にはなると思うんです。そうすると、五%以上というのは消費者価格にはほとんど転嫁できないと思うんです。そうすると農家の負担になりますから、今までは収入が減ってしまつた。しかも厳しいというふうになるわけで、書類も膨大に必要になってきます。一点につき八枚から十枚の書類が必要で、そうすると、農家は書類を書くために仕事をしているわけではないので、代書業を必要とするという団体も今出てきているんです。そうしますと、五%というのが現実的にかかるとすれば大変だ。

我々としては、一%か二%程度だったら、生産者と消費者の相互の努力の中でできる数字ではないだろうかというふうには思っております。

○小川敏夫君 また伊藤参考人にお尋ねしますが、有機農業を行っている農家の実態というものが、私たち消費者なり、直接農業に携わっていないとなかなかわかりにくいのですが、実際の有機農業をやっている農家の規模とかあるいは流通における割合とか、そういった有機農業の実態というものをわかる範囲で教えていただければと思います。

○参考人(伊藤幸吉君) 私のうちで、仮に私の息子が認証をするといった場合、多分四・二ヘクタールぐらいは有機農産物として認証を受けられるのじゃないか。そういう点では日本の中でも最も大きい方かなというふうには思いますけれども、平均的に有機農業者と言われるところでも何アールか何十アールかだと思います。全体とすれば、私は○・○何%しか多分有機農産物はないのじゃないかと。そのことでいろんなところがおか

しな話だと思えますけれども、多分流通セクターがそれにかかわるしかないのだからと。そうすると、かなり系列化された垂直統合的な関係になって、農家はいろんな点で不都合になるだろうと。守秘義務というのとは準公務員というふうにかかっていますから、そういう点では何とかなるかもしれないけれども、極めてそういう点では難しいところがいっぱいあるというふうに認識しております。

○小川敏夫君 終わります。

○風間純君 公明党の風間です。

今回、原産地表示を規格の内容に含むことが明示されるようでありまして、要は原産地表示で付加価値が高まるのは一部のものでしかないというふうに思うわけですが、その有効性についてどうお考えなのか、伊藤さんと齋藤さんにお聞きしたいと思います。

○参考人(伊藤幸吉君) JAS法での原産地表示のことですね。

私も、齋藤さんも同じでしたが、そのことには大賛成です。今、どんなつもりで、どういうところをつくられたものかというのとはわからないで消費者は買わされているわけです。それが国内とか国外とかではなくて、山形県とか群馬県でつくられたものというのがきちっと表示されることによって、その県としての生産物に対する責任、それから安全性に対する責任というものが必ず高まるものというふうに思っていますし、消費者はそのことを最も望んでいるのじゃないだろうかというふうに思います。

○参考人(齋藤敏之君) 私も、原産地表示をちゃんと表示するという点については賛成です。きのうもちょっと話があったんですが、ある地域でシジミを売っている大変有名な業者があったそうなんです、わきのをのぞいたら麻袋に入った韓国産のものが国産で売られていたという、こういう実態があるわけです。やっぱり、原産地表示をきちっとすることは農産物でも必要だというふうに思います。

特に、山菜などの土産物で加工する場合なんというのは、最近では余り目立たなくなりましたがけれども、横浜だとか神戸だとか名古屋だとかいうところからトラックでそれぞれ加工するところに行つて、その加工地が産地に表示されているというのは、これは明らかに不当だろうというふうに私は思います。

○風間純君 そこで、今度は格付の話ですけども、格付を何種類かに分けてやるというものではなくて、一定の規格に合っているか合っていないかという表示では、今度は逆に消費者ニーズに十分こたえていけるのかどうかというところがあると思うんです。この部分については、要するに消費者の関心というのは規格よりもむしろ安全性とか味とか、そういうことへの配慮というのを物すごく敏感に感じているわけでありまして、そういう意味で、一定の規格に適合するかどうかという観点だけでは消費者ニーズに対応していけないのではないかとこのように思うんですが、どうでしょうか。

お二人に。

○参考人(伊藤幸吉君) 確かに、最近では安全性とか味、とりわけ安全性については消費者の関心が高まっています。そういう点からすると、やっぱりこまかしくなるべくできない原産地表示というものは有効だ、大切だと思うんです。

私も鶏を、ブロイラーを百万羽ほど飼っています。一切抗生物質を使わないで生産しております。ところが、この前、奈良県でアボマイシンという抗生物質を使っていたためにVREという耐性菌が検出されたわけです。それらはその後、厚生省が群馬で調べたら、タイとかフランスとかアメリカとか、いろんなところが出たわけです。ところが、日本のものから出たというのには不思議なはずなんです、農水省はアボマイシンは使っていないと言っているから。だとすると、どこかのものが日本のものとして売られているわけです。そんなことが当たり前だということ、農業をやっている人をばかにしているというふうにしか思えない

いんです。だから、そういう点ではきちんとした原産地表示は絶対にしていただきたい。今回、このことがJAS法に盛り込まれたというのは最もよかったというふうに思っております。

○参考人(齋藤敏之君) 私は、味や安全性の問題が規格に矮小化されてしまうというところに基本的には問題があるだろうというふうに思っています。ですから、例えば、本間先生がおっしゃっていましたが、それと酸っぱいとか、いろんな評価がありますが、それはそれぞれ食べる人たちが決めればいいことであって、味とか安全とかという規格におさまらないものを規格化しちゃうというところに今回の大きな問題があるのではないかとこのように思っています。

○風間君 日本では相当農業を使用しているながらも有機農産物として出ているものも結構あるわけですが、それで、厳密な意味では私は有機ではないと思っています。それと、その辺の部分は行政にゆだねるしかないわけでありまして。

そこで、今もお話がありました、本物の有機とそうでないのを区別するシステムというのを、行く行くはつくらなきゃならないんじゃないかと思っております。それが帰着するところは、農産物よりむしろ土の部分と水の部分での、いわば地球の健康をきちっと表示していく。表示していくというか、データを情報公開しながらそのところが図られないと、幾ら農産物に有機表示、あるいはいろんな表示をやっても本末転倒ではないかと。根っここの部分でどうするかということが、本来の私は役割ではないかと思っております。

今も、ピンクリスチンやアボマイシンの話が出ましたけれども、どっちにしても、外国から入ってくるものに対して相当敏感に皆るわけですね。その部分で、都道府県だとかいろいろな団体で基準を設けていますが、それが全国統一基準になつていない問題点もあります。そうすると、本間に消費者ニーズにこたえていくためには、生産者側が一方ではかなり努力しているということが

あつても、その部分で整合性を図るためにはどうしたらいいかというのが問われてくる話じゃないかと思うんですが、そこに対するお考え方を、本間先生も含めてお三方に御意見をいただきたいと思っております。

○参考人(伊藤幸吉君) 先ほどの続きですが、安全性とか味というのは適地適作というのを忘れてしまったというのが一番の原因だと思っております。日本は、人間はすべて自然を科学で征服できるといふふうに思って、農業と化学肥料を使い出したことによつて、どこでもつくれるんだということであつて、それで、味が悪くなつたり、よいところと完全に差が出たり、むだな行為をして汚染してきたというふうなことがあると思っております。ですから、今、先生が言われたように、土と水の問題というものを基本に農業をもう一回考え直すべきだといふふうに思います。

それから、全国一律に間違った基準を決めて表示をするというところは、こんな困難なことではないかと思つて。北海道は梅雨が多いんです。九州はあんなに雨が降るから病気が多いんです。しかも虫が多いんです。そういうところをすべて一緒にするというのは無理があります。しかも、どういふふうな基準でもつてやるかというのには極めて困難だと思つて、有機食品以外については、そういう点では、情報開示という方法をきちっと系統づけてさせるということ以外に方法はないかもしれないという気はいたします。

○参考人(齋藤敏之君) 私は、有機農業をやつてきた立場で言わせていただきますと、なぜやつかといへば、こういうゆがんだ農業ではだめだといふふうに思つたからです。なぜゆがんだかといへば、やっぱり僕は、今、伊藤さんがおっしゃいましたけれども、適地適作ということを見失つた、選択的拡大という農政を、大規模化を推し進めてきた、ここに基本的には大きな問題があるだろうと。それは、輸入農産物と競争をさせる、していくというか、させてきたという、そこに一番大きな問題があるだろうというふうに思います。

それから、全国統一基準の問題について、それから根本になつて土と水と、私は大気という問題もあると思いますが、この問題でも、やっぱりこれを一律にどこかで基準を決めるといふことになれば、当然、農業そのものができなくなる地域、有機農業としての生産がどんなに努力してもできなくなる地域が生まれてくるわけですね。これは、今の日本の食料自給率という観点からいって決まらなければならないというふうに私は思います。

○参考人(本間清一君) 有機という基準をどのように定めるかというの、確かにこれはこれから課題ではないかと私は考えていますし、委員会でもそのような意見が出ておつたように覚えております。

それで、有機というのは、従来の農業とか化学肥料を多用するということと比べればはるかに労働が多い作業であることは事実でありますので、やはりなされたことがきちんと経済的に評価されるというふうなことが必要であり、それにはいろいろ工夫は必要かと思いますが、表示でしかそれがわかつてもらえないのではないかと。しかも、例えばそのようなつくる人と消費する人というグループをつくつてやつていたものから、だんだん需要が拡大して一般の市場に回るようになりつつある状態を考えますと、それにはやはり従来のそういうふうな一対一の関係だけでは対応し切れない場面が出てくるのではないかと。それを補うのはやはり表示という制度ではないかと思つて。ただ、この基準につきましても、丁寧に検討した方がよろしいかと私は考えます。

○風間君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。参考人の皆さん、御苦労さまでございます。最初に齋藤さんと伊藤さんにお伺いしたいと思つて。

有機農産物の表示をどうするかというのが今回の改正の大きなテーマになつていくわけですが、今回の表示義務の問題をどのように消費者が考え

ているかという、産直運動を通じての受けとめというんですか、消費者から聞いていらつしやる内容など、声をお聞かせいただけたらと思います。

○参考人(伊藤幸吉君) 消費者の方は、多分ほとんどの方は日本には有機農産物というのには存在しないかもしれないというふうに思つていて、思つてます。そう思つていない人はいろんなお店屋さんから買つてきている人の中に何人かいるかもしれない。ただ、すべてないというわけじゃなくて少しはあるだろうと。有機農業というのには生産者にとつて究極の目標でありますから、その前の段階について正しく評価していくという取り組みを今しているところも多く出てくるように思います。

○参考人(齋藤敏之君) 先ほども紹介いたしましたけれども、日本生活協同組合連合会、日生協の産直県の中では、先ほど私が言いましたように、検査・認証というのは生協が今までそれぞれの提携関係に基づいてやつてきたんだから、それをもっと充実させる仕組みをつくっていくべきだといふ提案だつたというふうに私は理解しています。

そして、その上に立つてというか、私の今までの経験からしましても、消費者の皆さんが有機無農薬、いわゆるコーデックス基準が言う完全な無農薬、いわゆるのを本心に欲しているのかといへば、それは消費者の皆さんからすればそれができるのであれば当然のことだと思つてはいますけれども、今の日本の農業の現状から見ると、それができるのかといへば、そうではないわけですね。注文はしたけれども物が来なかった、市場にあつても非常に不安定な出荷しかできなかった、これではしょうがないだろう。冒頭に言いましたけれども、提携関係であれ市場流通であれどんな関係であれ、やっぱり安定的な生産と安定的な出荷というのが生産者と消費者の双方の願いだと思つて。そのときに、安全と安定をどういふふうに進めていくかというところは、やはりさまざまなシステムを考えながら、それぞれが納得した提携の関

係で高めていくということが最良の関係だろうというふうに思います。

○大沢辰美君 もう一度お二人にお聞きしたいんですが、今言われた提携関係にある取引ですけれども、これは信頼関係で提携契約をされているわけですから、この提携関係にある流通には私は有機農産物の表示は適用しなくてもいいんじゃないかと思うんですが、伊藤参考人、齋藤参考人はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(伊藤幸吉君) 範囲が固定されている関係、それは表示をどうやろうと関係はないと。だから、及ばないというのは当たり前じゃないだろうかというふうに思います。

○参考人(齋藤敏之君) 私も、提携のところではそれぞれが納得した形でやるということではないかと思ひます。

それから、先ほどの答弁で落としましたけれども、私は、有機農産物は一般の消費者が買えなくてもいいというつもりで言ったわけじゃないんです。先ほど言いましたように、要は、安全な農産物をどうつくり育てていくのか、生産の量を拡大していくのかという観点に立ったときに、上から押しつけるのではなくて、それぞれの地域でそれぞれの条件に合わせて、それぞれの地域の生産量を落とさない、その基準をみんな高めていくという、このことが今一番求められているのではないかというふうに思います。

そういう面で、私たちは産直運動と、運動という名前をつけています。そして、私たちは、こういうふうにできたから消費者の皆さん買ってください、もつと食べてくださいという交流をして広めていきたいというふうに考えているわけですから、もつともつと生産を高めていくという努力を私たちは日本の農民として、食料を担う百姓として頑張つて広めていきたいというふうに考えています。

○大沢辰美君 もう一度お二人にお聞きしたいんですが、有機表示だけでなく、今までの慣行農業に対して有機農業をどう考えるのか、国

の施策として本来的に有機農業をどう位置づけていくかも私は重要なテーマだと思ひます。

そこで、国の有機農業政策については、生産者が安心して意欲を持って取り組める有機農業にするためには、今生産者の立場から国の施策としてどのようなことが必要だとお考えですか、お尋ねします。

○参考人(伊藤幸吉君) 私は、有機農業というのは、先ほど言いましたように、農業をやっている人がひとしく目標にしなければいけないものだというふうに思っています。いろんな作物によって困難の度合いはありますけれども、私のところでは米についてはもう九年以上経過してしまっていて、生産量は慣行栽培と一切変わらない収量を得ております。それは県の認証を受けて減反カウント、二〇%をカウントしてもらっていますから、二割は減反をカウントしてもらえということと、有機栽培はそういう点では着実に進んでおります。そういう点で、具体的な振興策というのは必要だろうというふうに思ひます。

そういう点では、今回、持続性のある農業という法案が出そうですが、あれには随分期待しておりまして、そういう環境を守っていく農業をやっている個人ないし生産団体について助成措置を出していただければいいんじゃないか、もつともつと発展するんじゃないかと思ひます。

もう一つは、有機農業技術について関係機関、農業試験場とかいろんなところがありますが、そこが慣行栽培から環境を守る栽培へと技術開発に取り組んでいただければいいんじゃないかというふうに思ひます。

○参考人(齋藤敏之君) 私は、有機農業というよりも日本の農業生産そのものをどう発展させるかという観点から考えたときに、今各地の自治体を取り組んでいますように、やっぱりそれぞれの地域の特産物をきっちと価格保証する、このことがまず大前提になければ、どんなに有機農業が頑張つたとしてもそれは大変だろと思ひます。そういう面では、新農基法の論議を聞いていて、市

場原理に任せるというのは大変不本意だというふうに私は思っています。

それから、有機農業を発展させる上でどうしても必要なのは、先ほど申しましたが、コストがどうしてもかかります。例えば、稲作でいえばカミナルチをつくつてみたりとかさまざまありますから、そういう面では今各地の自治体でそういう点でもいろんな形で進めているいわゆる生産に対する補償制度、そういうものももつともつと充実していくことが必要ではないかと思ひます。

それからもう一点は、非常に残念だと思ひますけれども、有機農業の資材に対する情報、これが非常に不十分だというふうに私は思ひます。もうかれこれ八年ぐらいい前になりますけれども、筑波の研究者の方々とお会いしたときに、約百種類の微生物資材を購入して検査してみなければ、ちゃんとしたのは五つしかなかった、こういう報告がありました。私は、これ一つ見ても、今、有機農業は安全性という問題から農民に大変高い生産資材を押しつけている、このところも国としてきちと調べ、検査をし、本当に有効かどうかということもちゃんと我々に情報を開示してほしい、そういうふうに思ひます。

○谷本鶴君 初めに、伊藤参考人に伺います。

伊藤参考人のお話の中で、本来、有機農業振興というのは振興法という単独立法を一つやる、それと表示立法を抱き合わせて出すべきものだという指摘がありました。その場合、先ほどのお話で、技術開発を含む生産振興ということをおっしゃっておるんですが、それ以外にいろいろの問題がありそうなのが、それ以外にいろいろの問題があるものを想定されておるか、これをひとつ教えていただきたい。これが第一点であります。

それから、第二点として伺いたいのは、伊藤さんのお話の中で有機認証、この作業をやるのには、これほどの手間がかかるかというお話がありました。これは認証マークだけじゃなくて、JASマークまで張らなきゃならぬという余計なものが出てきているんです。

そういうふうなことをやつて、果たして市場がそれにきちと報いる、つまりお金で報いてくれるというふうな状況になってくるかどうか。これまでのあなたの経験を通して、その辺はどう判断されておられるかについて教えていただきたいと存じます。

○参考人(伊藤幸吉君) 今、先生が言われているのとおりでありまして、両輪は必要です。今のところ片方の出口だけを縛るということが進んでいるわけですから、もう一方の振興の法案というものがきちと出てくればいいというふうに思っています。

アメリカは有機農業振興法という法律の中で表示もしていくというふうになっていきます。日本だけが違うんです。それから、アメリカは九一年に検討に入ってからまだ成立していないんです。九年もかけてまだ成立しないという状況なんです。それを半年や一年で拙速にするというのはいいかなものかなというふうに思っています。だから政令、省令を定める段階では関係機関、関係者の意見を十分聞いて、時間をかけてやっていただきたいというのが一つでございます。

実は、私のところで減農薬・減化学肥料栽培というのについても今検討に入っているんです。そうすると、有機栽培しかできなくなっているんです。なぜかという、農業取締法というのがあります。それで、農業メーカはいろんなもので登録をとらなくなったんです、もうからないです。アスパラとかいろんなものは使える農薬がもうないんです、登録をとっていないから。登録外の農薬を使えばこれはだめなわけですから、消費者団体に怒られますから。そういうことがあって、総合的にやつていかなければいけない時代になったというふうな気はいたします。

あと、先生から指摘されたのは、コストが価格に反映されるのかということですが、私は、私は多分そうはならないだろうと。海外からオーガニック農産物が入ってくるわけですから、日本のものはどんなことをしたって高いわけですから、手間が特

にかかりますから。そうしたときには多分転嫁が
できない。だとすると、認証を受けないか、認証
を受けてかえって貧乏するかどっちかだろうとい
うふうな思いもかなりあります。

ただ、いずれにしても、私たちは有機農産物の
生産については前向きに進むような国民合意がで
けるような法案の成立を望みたいというふうなこ
とです。

○谷本 藤君 伊藤さん、そのところをもう一つ
伺っておきたいんですが、例えばアメリカの場合、
一定の収入の金額で線を引いて、これ以下につい
てはマークなしでよろしいというような扱いをし
ていますね。今度の場合にもその種の問題は考え
た方がいいのかどうか、そこはどうですか。

○参考人(伊藤幸吉君) ちよつとその辺まではま
だ踏み込んでいないんです。

日本の場合は、いつも問題になるんですが、圃
場単位の認証ですから、一圃場での売り上げが五
万円とか三十万円とかなんです。片方は百万とか
五百万とかという世界なんです。それでも認証は
一回ずつなんです。作業というのは、しかも、書
類も一回ずつなんです。そうすると、これを日本
の中できちつと運用させていくには、よほどの公
的資金がいろんな機関、関係のところに行かない
とままならないのかなというふうな気はいたしま
す。

○谷本 藤君 次に、齋藤参考人に伺います。

先ほど齋藤参考人から、有機農業を振興してい
くには産消提携を支援していくということが一
番大事であり、基本なのではないかというお話が
ございました。私もそのとおりだろうと思うん
です。

そこで、参考人は価格問題、価格保証というこ
とを言っておられました。価格以外の問題とい
うのもいろいろあると思うんですね、支援策につ
いては。その辺の支援策の具体的な問題について
お示しいただきたいのです。

○参考人(齋藤敏之君) 私は、先ほども言いまし
たように、例えば提携関係にある生産者や消費者団

体の人たちができること、それから自治体ができ
ること、国ができることというのをきちつと分け
てやっていく必要があるだろうというふうに思い
ます。

私はもちろんそこまでの専門家ではありません
けれども、先ほど言いましたように、まず一つは、
生産資材が有機農産物をつくっていくのに本当に
適しているものなのかどうかというふうな情報を
きちつとしてほしい。

それから、その前提には、先ほども言いました
ように、やっぱり価格保証ということが必要だろ
うと思います。

もう一つは、例えば北海道の人たちがいい国産
の小麦粉をつくって国産のパンを焼いた、東京に
行って何かイベントをやりたい、そういうときに、
自治体や国が、私は船橋ですから交通費が全く違
うわけですから、そういう面での公平さを保つと
いう点からも、イベントに出てくるときの交通費
を支給するとか、それから生産資材でも当然高く
なりますから、そういう面での支給なんかも大事
な観点ではないかなというふうに思います。

もう一点は、地域でできることという点でい
え、やっぱりもつとも地域全体の生産力を上
げるといふ点から地域の自給率を上げる。その地
域の自給率を上げる最も大事な点は、学校給食に
地元産の農産物をどういうふうに入れていくか。
できるだけ地元の農産物で学校給食ができるとい
う観点が非常に大事ではないかと思ひます。

それとあわせて、今大変盛んになってきますけ
れども、きょうの朝日新聞だったか、女性たちが
農家民宿をやったりとか直売所で頑張っている
か、そういうところがたくさん出てきていますか
ら、そういうところへの積極的な支援策というの
も非常に重要じゃないだろうかというふうに思い
ます。

○谷本 藤君 最後に、本間参考人に伺います。

先生は座長をお務めになっておられたようであ
りますので、報告書をまとめる作業の過程の中
でどんな議論があったかということについて伺いた

いんです。

といいますのは、今度の法改正は、一つは国際
基準の問題が非常に強調されたということであり
ました。それで、コーデックスのものを取り上げ
るということになったわけです。それからもう一
つの問題は、民間能力というのをひとつ活用して
いきましようというような話が多かったようであ
ります。

ところで、そういう立場で見えますと、認証
マークを表示させるということと同時に、何で国
定統一JASマークの表示まで義務づけるように
したのか、私にはそれがわからないんです。先生
も御存じのように、有機といひましてもいろいろ
あります。そして、無農薬、無化学肥料というの
は有機農法の一つの側面でしかない。ですから、
民間能力を活用するというのであれば、それぞれ
の有機団体のマーク、それぞれのブランドで競
合をやってもいい、あとは消費者の選択に任
せた方がよりいいものができると思ひます。

ところが、にもかかわらず面倒にも国定統一
マークというのをばさつとかける。これが逆に、
今申し上げたような意味での競合合いという
のをなくしていくということになりはせぬか。そ
この問題があるんですが、いかがでしょうか。

○参考人(本間清一君) JASマークとして全国
一律につけるということにつきまして、これは有
機農産物をまず表示するというふうな位置づけに
したということで、それをどのように認証してい
くかという方策につきましては、まだこれからの
位置づけだと私は思ひます。

それで、民間能力の活用と申しますのは、まさ
にそのようなものを認証するというその機関、そ
の仕組み、どういう団体がするのかというふうな
ことに、それぞれの民間の持っている見識なり技
術水準なり信用能力なり、そういうふうなものを
活用していくということにあるというふうに思ひ
ます。

したがって、いろいろなレベルのものがあ
るといふこと、それからもう一方で余りにもい

ろいろなものがあつて一体どれが本物というか、
どれが適切なものであるのかというふうなことは、
余りにも多様な表現手段があればやはり混乱
を招くのではないかとこのように私は考えまし
た。

したがって、今一律に表示をするというそ
の負担に關しましては、やはりこれは丁寧に検討
すべきだということに私は思ひますが、表示とい
うものは場所によつて違つたり、あるいは個別性
が余りにも多いということになれば、これは表示
の仕組みとすれば機能しにくいのではないかと。
あなたが見ても、これはそれを満たしているとか、
あるいはその範囲内にあるとか、やはりそこには
ある範囲内での統一性があつた方がその仕組みは
生きるのではないかとこのように考えます。

したがって、今これがどういふふうな認証
ということに關しましては、確かに大切な要因だ
と思ひますが、やはりそのレベルといひましよう
有機の内容といふのは、もう少し実情に即したも
のでいろいろ水準を考へていくというふうなこと
がこれからの運用においてあるべきことではない
かと思ひます。

したがって、委員の方では、そのような
有機といふものを表示の対象品目に位置づける
ということに非常に関心があると思ひます。その
ご意見ですが、それぞれのレベル、それから実
際に一般の消費者に手渡るときにどのような仕
組でいくのか。すなわち、最初の箱に書いてある
のが実際に店頭で並んだときにはもう取つた
てなくなつてしまつて、じゃそれをどうや
つて位置づけてくるんだと。あるいはバンドをつ
けるんだ、あるいはラベルを手渡していくんだ
という、いろいろな実際の作業といふところまで考
えないと、それから全国に誤解のない、皆さんど
なたが見ても理解できる、認識できるというそ
こまでの仕組みを考へた上での話でないと、実施
には大変準備が要るのではないかと考へます。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。

○石井一二君 最後の質問者でございます。ひとつよろしく願いをいたします。

まず最初に、伊藤幸吉参考人にお伺いをいたします。

あなたの牧場における三つの柱として、家族経営を守る、こういう一つの旗印がございます。鳥の名前は言いませんが、先般、西郷隆盛が流されておったあたりの島へ行くと、農家の方から、外国人でもいいから何とか嫁さんを探してくれぬかなというような陳情を受けてまして、はっと心を打たれたものがございます。

そういった意味で、山形県も必ずしも大都会じゃないんですが、あなたの提唱しておられる農業、これと若者の興味の度合い、集まりぐあいというのは、いつか皆老いていくわけですから後継者が要る、そういう面でのような分析と自信をお持ちか、端的にお伺いしたいと思います。

○参考人(伊藤幸吉君) 幸いにして、今のところ米沢郷牧場ではお嫁さんをちゃんともらって生活しておる、若い人はほとんどそうなっております。私の子供も二人、大学を卒業させてもらって、二人とも有機農業で実務経験しております。だから、何か世の中でのいいことをしているとか、自分がやりたいことが信頼されるとかというふうなことがあれば、多分やつていく人が多くなるんじゃないだろうかと思います。

無茶々園のところでも、東京やいろんなところから愛媛まで行って農業をやるといって若い人があえていますから、そういう点では環境保全型についてはかなり根強く考えておられる人が出てきたというふうに思います。

○石井一二君 あなたの提唱されておりますB・M・Wシステムとか技術ですが、専門書等を読んでもおぼろしいので、正直申し上げてよくわからないんです。ひょっとして自動車の名前かなんて最初思ったりしました。一口で、一分以内ぐらいでそのポイントを言っていたいただけますか。長くないようにお願いします。

○参考人(伊藤幸吉君) Bはバクテリア、Mはミ

ネラル、Wはウオーターの略でして、ミネラルとバクテリアを有効に使っているということです。私のところには農水の本省からも三回ぐらい来られました。東北農政局長さんも来られました。月に二十から二十五団体が全国から来られていました。

私の牛舎から出た段階では飲んだり食ったりできませんけれども、農場から外に出る段階では、小便は飲めず、ふんは食べられます。そういう状態で循環をさせます。その循環はみそ蔵と同じで、農業を使わない、抗生物質を使わない、薬品を使わないという農業の中でしかその連鎖、輪は保てない、鎖は保てないと思います。

○石井一二君 次に、齋藤参考人にお伺いいたします。

先ほど御公述なされた中で、コーデックスの基準で三年間ということに非常に憤りを感じておられたと思いますが、私はあなたのおっしゃることは必ずしも正しくないと思います。今までの土地だったけれども、そこで農業等を使ったり、ひょっとしたら五年の場合もあるだろうし、使った量とかによりまして地形にもよりますけれども、いろんな観点から三年ということを決めたわけですが、三年がいかぬというならば何年だったらいんですか。全くそれは必要ないとおっしゃるんですか。端的にお伺いします。

○参考人(齋藤敏之君) 先ほども言いましたように、私は有機農産物の基準そのものの定義がおかしいと思います。三年ということとか、では何年だということについてはないと思います。

そういう面では、まさにそれぞれの地域で農業や化学肥料をどう減らして環境保全型の農業を頑張るかという、そのところの目標をはっきりさせることだというふうに思っています。

○石井一二君 あなたはコーデックスの基準が気に入らぬと、こういう意見だと思いが、ISOの基準についてはどう考えておられるか。

特に、FAOとWHOの合同食品規格委員会では我が国は極めてお粗末な対応をしている。例えば、

執行委員会にも全然入っていない、部長長もっていない。私はISOの研究をしている者ですが、ISOでも同じようなおくれがある。今日、日本経済が二流国家に成り下がるようなJ・I・S自体をあきらめてISOに切りかえなさいとか、そのために多大なコストがかかるというような状態を招いておられますが、コーデックスに対して日本政府はいかに取り組むべきか、抽象論じゃなしに具体的にお答えをいただきたい。

例えば、九八年九月十八日付の総理の諮問機関である食料・農業・農村基本問題調査会の答申に対する五つの条項にもあなたは強い反対の意向を示しておられる。何でも反対とは言いませんけれども、それにはそれなりの科学的な根拠をもつて物を申していただきたいと思いますが、端的にいかがですか。

○参考人(齋藤敏之君) ISOに関しては、私は農民ですので全く研究もしていませんし、わかりません。

コーデックスの基準について私が大変危惧をしましたのは、日本とヨーロッパという、公述でも言いましたけれども、自然の違いを全く同一視したということとあわせて、今度の問題でどうも気になるのは、J・A・S法というのは生産した商品、品質を保証するものだと思うんです。そういう議論をしているんだと思うんです。ところが、私が手に入れたステップ六の資料では、生産過程の中で農業や化学肥料を使わないことを保証しているのであって……

○石井一二君 私の質問から外れていますよ。J・A・S法については聞いていない。コーデックス。

○参考人(齋藤敏之君) いや、コーデックスです。コーデックスのステップ六の文章に、生産過程の中で農業や化学肥料を使わないことを保証しているのであって、消費者が食べるときに化学物質の残留がゼロだということを証明しているのではない、要はシステム認証なんだと、こういうことを言っているわけですね。私は、これについてはどうもちょっと議論が違うのではないだろうか

いうことから、いろいろ調べていくうちにそういうふうになりました。

○石井一二君 本間先生にお伺いいたします。

今、改正案を審議いたしておりますJ・A・S法を、まず先取りする格好になるかと思いますが、先生は遺伝子組みかえ食品の表示に關していろいろ御意見をもちださるべきだと思います。この問題について、将来的にかくあるべきだということなビジョンがあればひとつ端的にお教えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○参考人(本間清一君) これにつきましては、特別委員会が設けられてまして鋭意検討のさなかでございます。この問題は、サイエンスの技術の理解のされ方というふうなことに特質があるように考えます。いわゆる専門家としては、安全である、どこがその生物の仕組みにおいて問題があるんだという意見と、もう一つは、なぜ不安に思うのかという、その技術の解釈の仕方、これは明治から始まって文明の利器が入ってきたときにいつでもあった問題だと私は思います。

私個人といたしましては、これはなぜ不安に思うのかということに対して丁寧に対応していくというところの方がその技術が社会に受け入れられやすい、定着されやすい、そして多くの支援を受けた技術発展がなされるのではないかとこのように考えます。

したがって、もし私個人の見解ということでは申し上げてよろしいのであるならば、やはりこの表示というふうな対象の中に一度考えてみるのはいかがなものかというふうに個人として考えます。

○石井一二君 先生が日本栄養・食糧学会誌の九八年のポリウム五十一の三に論文を書かれておられるんですが、その中には微生物の利用ということ非常に大きいたわれておる。微生物でも恐らく非常に小さいものだと思うんですが、将来、この利用についてどのような食料革命が起こるとお考えになっておるか。また、微生物というのはどのぐらいの大きなんですか。例えば、ナノとか

ビコという一兆分の一とか十億分の一という表示がありますね。こういったものを使ってそれを表現することができるとか。その辺、御意見はいかがですか。

○参考人(本間清一君) まず、一番最後の件でございますが、これは通常の小学校に置いてある顕微鏡のいいものであるならば、のぞいて見ることでできるといふふうに考えます。

先ほどたくさん議論がありました有機農業ということにつきまして、これはいわゆる地力の生産すなわち工業でいえば工場に相当する生産の場だと思いますが、そこには多くの微生物あるいは虫、ミミズといったぐいの生物がたくさんすんでおります。そういうふうなものの関与があつて初めていい地力ができる、そして農産物の生産の安定性が高いということだと私は大学時代に学んでおります。

そのようなときに、やはり微生物の関与というのは大変大きいものと考えますし、また土の中ばかりだけではなくて、その持っている潜在的な生物としての利用というのは、例えば資源をそこからつくり出すというふうなものにも利用できるわけでございます。

したがって、このような生物を活用したいいろいろな技術、例えば遺伝子組みかえというふうなものもきちんとした科学的な冷静な評価をもって国として検討していくべきものではないかと考えます。

○石井二君 終わります。

○委員長(野間昭一君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして貴重な御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

参考人の方々は御退席くださって結構でございます。速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(野間昭一君) 速記を起こしてください。

○委員長(野間昭一君) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○三浦一水君 自民党の三浦一水でございます。最初に、卸売市場法について幾つか御質問させていただきます。この市場法は昭和四十六年に制定をされて、今日まで制度面での変更がないという立派な法律であります。その間、生鮮食料品の流通の中心の役割を担ってきたわけでありまして、また価格形成の面におきましても重要な役割を同時に担ってきたと言えるのではないかと考えております。ところが、近年の生鮮食料品の流通をめぐっては、いわゆる川上、川下両面におきまして非常に大型化が進んできているというふうな変化がございます。その中で、卸売市場もこうした変化に対応することが求められての改正かと考えております。

まず、大臣にお聞きしたいところでありますが、今回の改正について、何をねらいとしてこのような措置を講じてこられたのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、卸売市場は国民生活に不可欠な生鮮食料品等の流通拠点として重要な役割を果たしてきております。

しかし、近年、産地の大規模化の進展、大型小売店等の発力の高まり、流通の多角化に伴う市場外流通の拡大、市場の取扱高、取扱金額の減少等による市場関係者の経営悪化等が見られ、卸売市場の機能低下とそれに伴う生鮮食料品等の安定的な流通の確保に対する懸念が高まってきました。卸売市場の健全な発展とその活性化が急務

となつております。このため、関係事業者の経営体質の強化、公正、公開、効率的な売買取引の推進、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講ずることとし、本法律案を提出したものでございます。

卸売市場の役割といたしましては、生鮮食料品等は腐りやすく、農産変動が激しい等の商品特性があること等から、消費者への迅速かつ効率的な生鮮食料品の提供、生産者に対する確実かつ迅速な販路の提供、流通・小売業者等に対する取引の場の提供という役割を適切に果たしていくことが必要であります。

卸売市場においては、多様な品目、品質の品ぞろえを確保する品ぞろえ機能、全国の産地から大量単品目の生鮮食料品等を集荷し、これらを組み合わせて少量多品目へ、いわゆる消費者ニーズにこたえるために迅速、確実、効率的に分荷し、配送する集荷・物流機能、蓄積された需給情報をもとに迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成を行う機能、販売代金の迅速、確実な決済を確保する機能等が十分に発揮されていくことが今後必要だと考えております。

○三浦一水君 たくさん言っていたわけですが、その中に私はどうも感じきれないのは、生産者の視点からの盛り込まれながらこの法改正に取り組みをなさってきたかなというの、ちょっと聞いていてもはしっと受けとめができないような感じがいたしております。

そこで、その点についてもうちょっと御説明をいただけないか。生産者の視点ということではどのように取り組みをされていくのか。

○国務大臣(中川昭一君) もともと、生産から流通、消費に至る一連の流れでございますから、卸売市場における生産者の役割というものは、生産者の期待、これは非常に大事なものでございまして、生産者に対し、腐りやすい生鮮食料品等を無条件で委託を引き受け、確実かつ迅速な販路を提供するという重要な役割を果たしております。

た販売後、速やかに代金を支払う決済機能は生産者にとって大きなメリットがございます。

今回の改正は、このような生産者にとって卸売市場が果たしている役割、機能を今後とも卸売市場が十全に果たしているようにするため、その新たな展開と活性化を図ることを基本としております。

具体的には、生産者の要請を踏まえつつ、受託拒否の禁止等の基本的な規定は維持するとともに、新たに生産者に対する販売・決済機能を支えている卸売業者、仲卸業者の経営体質の強化と、卸売市場における確実かつ迅速な決済確保のための規定の新設を図ることとしており、これらは生産者団体要望に即したものであります。

また、取引方法につきましては、これまで一律に法律で決めていたものを、市場ごと、品目ごとの実情に応じて決めることとし、相対取引等についても一定の担保措置を講じつつ弾力的に対応できるようにしたところであり、これらにより生産者から要望のある指し値などへの弾力的対応や販路の拡大が可能になると考えております。

さらに、卸売業者に対し取引方法ごとに価格及び数量の公表を義務づけることにより、生産者に対する取引結果の公開を一層進めることとしております。

○三浦一水君 大体もう先で聞きたいことも全部言っていたような気がするんですけども全部私、党の農林の場でも大臣のいろんな所見を伺ってきましたし、全国の農家はもちろんでありますけれども、なかなか御地元の北海道の農家を考えられますときに一番考えるのは、その農家が十分な所得が確保できて再生産ができるか、そして後継者も、先ほどあつた嫁さんの問題もまたこれありというところなどと考えております。しかし、今の大臣のお話の中にも、そういう生産者の所得という面での法案改正がどういう影響があるのかというのが全然触れられていないというのが、私、与党でありながら若干不満であります。

ります。

もう一回その辺、大臣御自身の考えも含めてお聞かせいただければと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、大臣から御答弁ありましたように、今回の改正といひますのは、消費者の視点、また生産者の視点も重視した改正になっているわけでございます。

御案内のように、生産者は自分が努力してつくったものをできるだけ高く市場で評価してもらって流通するようにする必要があります。そのために、それを望んでいるわけでございます。そのためにどうしても生産者としては、コストを積み上げてくれぐらいい値段で売ってもらいたいという気持ちがあるわけでございます。それを今回、相対取引というものを導入することによりまして、生産者サイドから最低これぐらいで売ってほしいということ卸売業者に依頼することが円滑にできるようなにしたということが一つでございます。

また、生産者にとっては、販売を委託しました卸売業者が、こういう経済事情でございまして、例えは仮に倒産ということになりますと代金が回収できないわけでございます。そのために、卸売業者あるいは仲卸業者の経営体質の強化を図って、そういう倒産等による取りはぐれがないようにするということが二番目でございます。

さらに、卸売市場を通じた取引の決済が確実に行えるための規定を整備したものでございまして、これらはいずれも生産者にとつてのプラスとなる面だろうというふうに考えているところでございます。

○三浦一水君 一番最初に言われました、生産者側が希望の価格を提示していく、指し値ということとで言われたかと思うんですが、これにつきましては、米でもほとんど機能していない指し値というものが今後、市場の取引の中で機能していくのかな、大きな疑問が私もあります。

それは基本的に、川下、川上と申しておりますけれども、いわゆる川下の規模の大きくなり方、いわゆる量販店の形態に見られますような小売形

態の変化と、いわゆる生産者側の規模の拡大のものと次元の違いというものがあつて過ぎる。いかに市場関係者が仲介に立つたとしても、そこでのいわゆるビジネス上の力関係というのは明々白々なものがあるのではないかと考えております。その点をもう一回、どのようにお考えか。私は、指し値を通していくというのはその力関係の差からなかなか難しいと見ておりますけれども。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、先生御指摘の点でございますが、基本的には卸売市場におきまして価格といひますのは、全体の需給あるいはユーザー等のニーズに応じた品質のものを提供できるかというようなことにかかっているわけでございまして、それを全く無視した指し値というのは難しいと思います。

しかし、全体の需給の中で消費者ニーズの高いもの、産地が苦勞してつくったものをコストに見合った価格で売ってくれということとは通常あるわけでございまして、できるだけそれにこたえるのがいわば卸売業者の腕といひますかビジネスだといふふうに考えられるわけでございます。

なぜならば、通常、卸売業者の利益といひますか収入といひますのは、委託販売ですので、卸売価格が高いほど手数料が多くなる仕組みでございます。したがって、卸売業者も意図して販売価格が高くなるようなことを通常考えるわけでございまして、それは双方の利益が合致するわけでございます。

また、市場には、今、先生の言われました大型店のみならず、いわゆる八百屋さん、魚屋さんといったような専門店も入って買い出し人として来ているわけでございますし、また買参人として加わっているわけでございます。そういう人たちは需給それから品質を的確に評価して価格をつけるわけでございまして、そういう面からも必ずしも大型店の意向が一方的に市場においてまかり通るという状況ではないということを御理解いただきたいと思ひます。

○三浦一水君 おっしゃることはわかります。現

状で生産の委託販売ということについて、卸、仲卸の機能というのはよくわかるんです。しかし、これはビジネスでありまして、要は、仲介する者としてはこの商売がまともなればいい、相対においは余計そういう性格が強くなると私は見ております。

それであるならば、価格が多少下がろうがスゲルが確保できてハンドリングチャージが確保できるといふ判断に立つならば、何と今の卸、仲卸の業者の方々がそうだとはいひませんけれども、これは可能性としてそれが下がっても商売をまとめるということに走ってもおかしくないという懸念が持たれるわけです。

それはその程度に入っております。もう既に相対取引の問題に入っております。

相対取引の比率が高まってくる、今後これが法律の中で一般化されれば余計高まってくるだろうと。そのときに、いひものが先取りをされていく、先取りです。その状況の中で、建て値を形成すべき競争にいわゆるいい等級のもの、いい階級のものが回らなかつたとするならば、生産者は大変不幸な目に遭うと言わざるを得ないんですが、その点はどういうふうにこれに歯どめをかけていくのか、まず認識を伺いたいと思ひますし、歯どめに対する考えがあるならばそれも含めてお答えいただきた

い。

○政府委員(福島啓史郎君) 卸売市場におきまして買取引の方法でございますが、今回の改正案で開設者が卸、仲卸あるいは買参人等の利害関係者の意見を聞いて、品目ごとに三つの方法を定めております。

一つは、競りまたは入札の方法でございます。二番目は、一定の割合を競りまたは入札の方法としたしまして、その他の部分につきましては競り、入札または相対といひものでございまして、三番目は、競りまたは相対といひ方式でございます。これらを品目ごとに業務規程、つまり条例で定めることになるわけでございます。

このうち、一定割合を競り売りまたは入札とするもの、つまり最低競り数量といふふうには呼んでおりますけれども、これにつきましては、当該品目につきまして競りを行ひまして、相対取引の指標となります価格をいわば建て値として形成するという機能、あるいは特に小規模な小売業者等にとりましては競りによりまして必要な物品を確保する、そういう機会を確保するといふことをねらうとするものでございまして、先ほど申し上げましたように業務規程、これは条例で定めませんが、業務規程で品目を指定して設定されるようになるわけでございます。

この場合、最低競り数量についてでございますが、まずそれを設定すべき品目につきまして開設者が利害関係者の意見を聞くということ、また先ほど申し上げましたように、議会の議決を経た条例である業務規程で設定するものでございまして、さらにこの業務規程につきましましては農林水産大臣が認可するということになってはいるわけでございまして、これらの手続を通じまして適正な品目設定が行われるといふふうに考えているわけでございます。

また、具体的な運用に当たりましては、競りを行う割合を定めるに当たりましては関係者の意見を聞くと同時に、品目なり等級ごとの需給なり取引実態を十分踏まえまして、特定の産地、品目が不当に差別されたらあるいは不正な価格形成が行われることがないように、開設者等を十分指導してまいりたいといふふうに考えております。

また、個別に問題事業が生じた場合には、開設者あるいは卸売業者に対しましてその是正を図るよう十分に指導してまいりたいといふふうに考えておるところでございます。

○三浦一水君 答えはできるだけ簡潔にお願いいたします。たくさん質問があります。今の話の中で、数字を言つてくださいよ、最低競り数量といひのはどういふ目安でやつていくのか。それからもう一つ、答えが長いのでう一つ追

加してください。数量割合に対して品質的な割合をいゆる最低数量の中に込んでいくかどうか。僕は込んでもらいたいと思っております。例えば、等級でいうなら秀、優、良、あるいは階級でいうならL、M、S、こういう一定の品質割合というものを最低級り数量の中に求めるかどうか。端的にお願いいたします。

○政府委員(福島啓史郎君) 競りの割合を何%にするかという点は品目によりまして、また市場によりまして違いますので、これは一概に言えないと思います。

ただ、その際に、全体の需給がその競りに反映されるようにする必要があるわけでございますので、特定の等級のみを出して競りにかける、そういうことはないように十分指導したいというふうに思っております。

○三浦一水君 信頼すべき農林省ですから、指導はしっかりやっていただき、我々も信頼したいと思っておりますけれども、これはきちっとやってもらいたいと思います。そうでない、ほかに歯どめがないということも十分御認識いただきながら進めていただきたいと思っております。

次に、同じ意味合いではございますけれども、市場取引委員会を、意見を広く聞くという意味合いで任意設置ということで法案は織り込んであるようにございますが、これについては義務づける考えはないんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 市場取引委員会についてでございますけれども、これにつきましては地方分権を推進するという観点から任意設置としていくわけでございます。法律上、先ほどの取引方法等の業務規程の変更につきましては利害関係者の意見を聞くことを義務づけておるわけでございまして、実際には、それにかわるものとしてすべての市場におきましてこの取引委員会が設置されるものというふうに想定しているわけでございます。

任意設置でございますが、卸売市場法に基づきます卸売市場開設運営協議会も実際にはすべての

卸売市場で設置されているところでございます。○三浦一水君 加えて、その市場取引委員会の構成の中に生産者の代表的な方を入れていくことについてはどういうお考えですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 生産者は卸売市場の売買取引に関する利害関係者として、これは開設者が選任するわけでございますが、開設者の判断によりまして市場取引委員会の委員になることはもちろんできるわけでございます。

他方、市場取引委員会の委員に生産者を任命することにつきましては、卸売市場は全国各地の生産者を取り先として選定するわけでございまして、それを代表として選定するかという実務上の問題、あるいは生産者の意向は受託契約等を通じて卸売業者との日々の取引関係を通じて反映されているようなこと、さらにはこの委員会を随時開催されるに当たって支障がないかどうか、そういうことも留意する必要があるわけでございます。

いずれにしても、開設者に対して、それぞれの市場ごとの実情を踏まえて、生産者の意向が卸売市場の取引に適切に反映されるよう十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○三浦一水君 ということは、入っても構わない。ただ、選びにくいんじゃないかということも含めてですね。

しかし、さっき私が相対取引の部分で話しましたように、仮にその物が競りに比較的多く回るとそれが建て値になっていく、そして相対取引の価格を引き下げる要素になる、またそれを繰り返すということが起きていくならば、これは最悪です。そういう状況の中では、生産者は、品目は違つたとしても共通の課題として、市場の一つの構造的な問題としてそれを監視できる要素は十分にあるというふうに考えております。

私は、選び方は検討するにしても、ぜひ生産者の代表を入れるべきだと御要請を申し上げておきたいと思っております。それから、表示の問題についてお尋ねをしたい

と思っております。原産地表示の問題であります。

我々も、基本法の論議を通じて、あるいは表示のあり方ということでは本場に各党熱心な議論をし、その表示をすべきといったようなことで議論をしてきたかと思っております。そういう中で、今回、原産地表示が義務づけをされるということはこれ以上の歓迎はないわけでございます。しかしながら、加工品に対して、その表示を明確にするという内容になっていないようでございますが、その点はどういうようにお考えでありますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御質問のいわゆる加工原材料の原産地表示の問題でございますが、これにつきましては、現在、食品流通局におきまして検討会を設けてまして検討を開始しております。

まず、特に消費者からの要望の強い梅干しそれからラッキョウにつきまして、どういう形で原料原産地表示をすべきか、あるいはする必要があるのか、そういった点を生産者あるいは消費者、あるいは都道府県なり、さらにはメーカー等も入れた検討会によりまして現在検討を行っているところでございます。

○三浦一水君 ちょっとジグザグして恐縮なんです、一つ項目を漏らしてしまいましたので。

さっきの市場法の話に戻させていただきますが、きょうの参考人のお話を伺っております、その中に、取引形態によって取扱手数料というもののやり方を今後見直していくべきじゃないかろうかといったような話がありました。

当然、相対取引ということになってその諸掛かりが軽減をされてくるならば、そこで発生すべき手数料というものも引き下げていくという意味を込めてでありまして、それについてはどのようなお考えをお持ちですか。それを最後にお聞きしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(福島啓史郎君) 御案内のように、卸売業者にとりまして委託手数料といふものは主な収入源でございますし、手数料率が高いほど卸

売業者の収益は増すわけでございますが、他方、出荷者にとりましてはその分だけ手取りが減るということになるわけでございます。

それで、この手数料の水準につきましては、卸売業者の財務の健全性の維持、それから出荷者の手取りの確保、さらには出荷奨励金なり完納奨励金という形で各種の奨励金が出ていくわけでございます。それとの関係等を考慮して慎重に検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

この市場法改正のもとになりました生鮮食品等流通問題研究会におきまして、この手数料問題につきましては、今後、卸売市場関係者の経営体質強化の進展状況を見つつ中長期的課題として検討していくことが適切と考えられるという指摘がなされているわけでございます。

今後、この第七次の卸売市場整備基本方針等につきまして食品流通審議会の卸売市場部会で検討するようになっているわけでございますが、そうした場などにおきまして、以上のような点に留意しながら議論、検討してまいりたいというふうに思っております。

○三浦一水君 ぜひ検討すべきということの私の意見も申し添えまして、質問を終わらせていただきます。

○小川敏夫君 まず、JAS法の関係についてお尋ねしますが、原産地表示がなされる、これは消費者から見ても大変に好ましいことだと思っておりますが、具体的にどういう内容で表示がされるのか。青果物、肉、魚について違う取り扱いの方法ですが、その具体的な表示方法について説明していただければと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 現在、品質表示基準に基づきまして青果物九品目につきまして原産地の表示を義務づけているわけでございますが、これは都道府県名、輸入品につきましても輸入国名で表示しているところでございます。

今回の改正によりまして、畜産物、水産物も含めまして、すべての生鮮食品を原産地表示する

ことになるわけですが、その表示方法につきまして、一律に都道府県名で表示するということは必ずしも流通の実態なり消費者のニーズに即したものではありませんじやないかというふう

に思うわけでございます。
具体的に言えば、今後検討するわけですが、今考えております案としては、青果物につきましては、国産品は都道府県名の表示、輸入品につきましては輸入国名を表示する。また、食肉につきましては、国産品は国産品である旨、輸入品は輸入国名を表示する。また、水産物には、国産品につきましては、これは魚種によつて違つてくるんだらうと思うわけですが、都道府県名なり水揚げ港名なりあるいは漁獲した海域名など、また輸入品につきましては輸入国名なり

海域名などが考えられるわけでございます。今後、生産、流通の実態を考慮いたしまして、関係者の意見も聞きながら、告示等の段階で適切に定めてまいりたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 肉について、国内産のものについては国内産と表示すればいいということですが、少しといいますが余りに大ざっぱ過ぎるんじゃないか。

例えば、牛肉ですと松阪牛とか但馬牛とかいろいろあるわけですが、場合によつては松阪地方でない松阪牛とか、但馬地方でないところの但馬牛とかいろいろな問題があるわけですが、やはり、肉について、都道府県あるいはそれに準ずるような原産地表示を命じた方がより消費者に対しては親切だと思ふんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御案内のように、食肉といひますか、その前の家畜といひますか、が移動するわけでございます。子牛の段階で、例えば九州で生産された子牛が北海道に行つたりあるいは東北に行つたり、そういう形で移動するわけでございます。そういうときに、どこで表示をするのが適当なのかという問題もありまして、また品種につきましても、一体その品種をどう確定していくのかという問題もあるわけ

でございます。

今申しましたように、食肉の表示のガイドラインで、食肉につきましては国産か、あるいは輸入の場合には輸入国名を表示するというのがガイドラインで行われているわけでございます。食肉につきましては、このガイドラインの考え方の方で告示を定めてはどうだろうかというふうに考えておりますが、もちろん生産・流通関係者等の意見も聞きながら今後検討してまいりたいというふうに思つてゐるわけでございます。

○小川敏夫君 魚についてお尋ねしますが、魚ですと水揚げした港を表示しても余り意味がないんです、どこかの海域の魚なのか、近海なのかあるいはどこかはるか遠い海域なのか、その海域に意味があると思ふんです。

ですから、その表示は海域を中心にして表示することにできる限り統一していただきたいというふうに考えるんですが、その点はどうかでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 魚につきましても、種類によつて違つてくるんだらうというふうに思つております。例えば、養殖物であれば都道府県を消費の方では望んでいるんじゃないかというふうに考えられますし、また沖合物であれば水揚げ港、さらに遠洋物であればそのとれた海域というものが基本的な考え方になるんじゃないかというふうに思ひますけれども、これもまた生産・流通関係者等の意見も聞きながら告示を定める段階で検討してまいりたいというふうに思つております。

○小川敏夫君 ちやうど今話に出たんですが、養殖の魚、要するに自然の魚ではなくて養殖の魚については、養殖魚類であるという表示を義務づけるという考えはどうでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) どの範囲の養殖を対象にするかという議論もあるかと思ひますので、それらも含めて検討してまいりたいというふうに思つております。

○小川敏夫君 それから、表示を義務化するということで、それは基本的には大変賛成なんです、ただその表示の方法が余り流通コストに加算され

るような過度な義務を課しますと流通コストがかなりで、それが価格転嫁となつて消費者に不利益になるといふようなケースも考えられないわけではないと思ふんですが、そこら辺の表示方法と流通コストの関係について説明していただければと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 原産地表示制度の実施に当たりましては消費者ニーズにこたへるといふ点が基本でございますけれども、他方、販売店等にできるだけ負担をかけないようにする方法が望ましいわけでございます。

したがいまして、原産地の表示の仕方を弾力的なもの、例えば先ほど議論がございました食肉等の表示の仕方、あるいは弾力的に行うというように、また表示の際に販売店でシールなりカードなり、場合によりましては立て札等、そういう簡易な表示方法を工夫するなどによりまして配慮してきたいというふうに思つております。

また、これは予算措置でございますけれども、小売店等がこうした表示を行うための条件整備をいたしまして表示機器、ラベルプリンターなどの設置等の予算措置も講じているわけでございます。

こうした措置を講じながら、産地側から表示シールなりカードなりを出荷物へ同封するなどの川上の協力体制も得ながら小売店の負担を軽減するように十分配慮してきたいというふうに思つておるわけでございます。

○小川敏夫君 肉の点でございますが、先ほど、肉は移動するから原産地の表示は余り意味がないんじゃないかというところでございます。

それでございますが、例えば和牛ですとA1からA5のように小売より以前の段階ではランクづけされて流通しておるわけですが、であれば、今度は消費者に販売する際にもそのままランクづけというのを課していただければ、これは原産地表示と違ひますが、消費者から見れば買ひ物の際に大変にわかりやすいということになると思ふんですが、その点の検討をするという導入するよ

うなお考えはございますでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) 食肉につきましては、小売段階での販売形態が部分肉や正肉という形になつておりました、幾つかの表示につきましての規定がなされております。

まず一つは、公正競争規約によりまして、ロースやヒレなどの部位でありますとか、量目、百グラム当たりの単価などを決める、こういうようなものがございまして、それから、食品衛生法に基づきまして消費期限または品質保持期限、保存方法などを定める、こういったものもございまして、それから、私も農林水産省のガイドラインによりまして部位でありますとか輸入食肉の原産国を表示することが規定されている、こういう形になつております。

先生御指摘の食肉の格付でございますけれども、この格付につきましては、御案内のとおり、枝肉での食肉の品質規格でございます、全国の食肉卸売市場などにおきまして出荷者、これは牛、豚の生産者でございますけれども、と買ひ受ける、食肉卸売業者であるとか買参人でございますが、の取引に当たつて、品質に基づいた適正な価格設定などを行う目安として機能しております。

枝肉の格付は、具体的には脂肪交雜、それから肉の締まり、きめなどの肉質評価でありますとか、枝肉重量や皮下脂肪の厚さなど枝肉からの程度部分肉が生産されるかを示す歩どまり水準などを卸売段階において総合的に評価するものでござい

ます。したがいまして、消費者が購入する際の品質評価の基準となるものではない、こういう状況でございます。したがいまして、食肉の格付を直接小売段階の表示に使うことは私どもとしては適当でないと考えております。

しかしながら、食肉につきましては、先ほど御説明いたしましたように、小売段階におきまして種々の表示がなされており、それぞれの政策目的があるわけでございます、それを得ない点もあるわけでございますが、流通関係者の負担になつて

いることも事実と思われまして、したがいまして、

できるだけ消費者の選択の利便に供するために、今回のJAS法改正を契機といたしまして、食肉の小売段階における表示のあり方について私どもとしても検討してまいりたいと考えております。

○小川敏夫君 食肉の等級表示の点は直接原産地の表示と関係ないわけですが、どうも先ほどの御答弁ですと、原産地表示の具体的内容についてこれから検討するという説明でございましたが、法案を提案してその賛否を求める以上、追って定める省令についての具体的な内容、方針がないまま、まるで包括委任のようなそういう法案の審議を求めることは立法府に対する大変な冒瀆行為ではないかと私は思っております。そういう私の考えを申し述べて、次の点に参ります。

次に、有機農法の点に關してですが、まず有機農法のあり方あるいは今後の行政の取り組み方について、大臣の基本的な所感を教えていただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 有機農法につきましては、先日、持続的農業の法律の御審議でもいろいろと御意見をいただきましたが、まず消費者のニーズが非常に高いのではないかとということが一つ。それから、やはり生産する側もスタート段階でいろいろな障害があるかもしれないけれども、中長期的にはこれは地球環境等々から見ても、また地力維持の観点から見ても、将来的には望ましい方向の農法ではないかという両面から、我々としては積極的に推し進めていかなければならないと考えております。

しかし、先ほど申し上げたように、有機農法を採用するに当たっては、例えば技術情報の提供の問題でありますとか、この場合には農業にかわる天敵、いわゆる生物系の害虫を退治するようなもの、あるいはフェロモンといった技術情報の提供、また無利子の農業改良資金の貸し付け、あるいは堆肥等の有機物の供給施設の整備に対する助成など、いろいろな施策を講じていかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、消費者ニーズ、また

この問題に取り組んでいる意欲ある生産者に対してさまざまな支援措置をこれからの積極的な講じていきたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 今回のJAS法というのは流通の面からの有機農業に関する法律だと思ふんですが、有機農業の生産そのものを育成する、そうした法律の制定というものは考えていらつしやるのでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 昨年の十一月に有機食品の検査・認証制度検討委員会の報告書をいただきました。その中で、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない、それから今までの栽培方法から有機栽培圃場への転換後、原則収穫前三年間、その土地をそういう形で維持し続けること、さらには農業が飛んできたり、あるいは砂等が飛んでくることによる影響が生じないこと、さらには、先ほど申し上げました耕種系、生物系の防除あるいは物理的防除を適切に組み合わせることが基準となるわけでございます。

具体的には、JAS調査会で議決を経て、今後JAS規格として制定していこうという考えであります。また、有機農業関係者あるいは流通関係者、消費者の合意をいただいたものであり、またコーデックス委員会でも検討されておる国際規格にも合致したものであるというふうに考えております。

○小川敏夫君 では、特別な生産方法というのは直接には有機農業のことを言っていると思うんですが、これから農水省が省令で定める有機農業の基準の具体的な内容は決まっているのか、あるいはまたこれから検討するのかもしれないけれども、その方向づけ等を説明していただければと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、大臣から御答弁ありましたように、基本的には化学肥料、それから化学合成農薬を使用しない栽培方法ということでございます。原則として収穫前三年間、そういうものを使用しないということでございます。またこの慣行栽培圃場からの適切な隔離対

策等の基準でございます。これは、先ほど大臣から御答弁ありました昨年十一月の有機食品の検査・認証制度検討委員会の報告書の中にこの基準の項目があるわけでございます。それにつきまして、この調査会に参画をお願いしました生産者あるいは消費者あるいは流通関係者も大体これだいいんじやないかというふうな意見を伺っております。

また、それはコーデックスにも合致しております。また現在の有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、いわゆるガイドラインにも基本的には合致しているわけでございまして、ほぼこうした考え方で基準を定めてまいりたいというふうに思っております。

○小川敏夫君 コーデックスのガイドラインと合致しているということですが、コーデックスのガイドラインは、例えば有機について遺伝子組みかえの農産物については有機とは決して言わないということになっておりますが、それはそういうことよろしいんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 昨年十一月のこの有機制度検討会の報告書におきまして、遺伝子組みかえによります種子等はここの有機農産物等には該当しないということが述べられているわけでございまして、その考え方を尊重していきたいというふうに思っております。

○小川敏夫君 これは有機農産物について考えている法律ですが、有機という表示を今特別に予定している考えなんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 制度的には政令でもって指定をするような仕組みになっております。当面考えておりますのは、有機農産物及びその有機加工食品であるというところでございまして、

○小川敏夫君 そうすると、「有機」という言葉の定義といえますか、限定すれば、それに紛らわしい表示をしてはいけないということになるわけですが、例えば自然農法とか無農薬とか低農薬とか、「有機」とは違う言葉はこれからは「有機」と紛らわしいということで禁止される言葉になるんで

しょうか。それとも多少違うからいいということになるんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 要するに、政令でもって有機農産物及び有機加工食品を指定した段階におきましては、それと紛らわしい表示をすることができなくなるということでございます。

どういうものが紛らわしいのかということとは、これは社会通念によって決まってくるわけでございますが、減農薬なり減化学肥料といったようなものの扱いをどうするかにつきましてはこの有機制度検討会でも議論になったわけでございまして、早急にその内容を検討して、そうした表示の仕方あるいは認証の必要性などについて検討するようにと報告書で指摘されているわけでございまして、そういうふうに取り組んでいきたいと思っております。

○小川敏夫君 まず、有機農業を行う農家の実際の我が国における経営実態、これは私の感じているところでは非常に小規模な農家が多いのではないかと思ふんですが、この辺は政府の認識ではないかでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君) お答え申し上げます。有機に取り組む農家の経営実態という御質問でございますが、なかなかストレートにこれにすぐ調査が実はないのでございまして。それと、有機とか有機農業というのはいささかと厳密に使われていないケースもございまして。ただ、そうはいないながらも、平成八年に私どもの方で調査をいたしましたものがございまして、それを御紹介申し上げます。

この場合は、全国から抽出をしたというわけの狭い意味の有機といえますか、肥料も農薬も全く使わないという方のほかに、農薬を減らしている、あるいは化学肥料を減らしているというような農家千九百戸ほどを対象にしまして調査をしたわけでございまして、八百戸ほどから回答があったわけでございます。三、四ほど御紹介をしたいと思います。

一つは、経営面積でございます。この場合の経

営面積は、無農薬、無化学ということで御自身が申告といいますが、言っておられる方の経営の平均面積が大体二から三ヘクタールでございまして、有機栽培と御自身がおっしゃっている、つまり狭い意味の使っていないよとおっしゃっている分はそのうちの大体一から一・五ヘクタール、私どもの計算ではほぼ六割、つまり逆に言いますと、自分の経営全部をそういうふうにしていらっしゃるということではなくて、大体六割程度を肥料を減らしたり農薬を減らしたりという対象にしておられるということが一つでございます。

それから、作目でございますが、これはただ単に減らしているとかいうことで、無農薬というふうに狭い意味ではなくて、いわば広い意味の方八百戸全部でございまして、一番多いのが水稲でございまして、大体そのうちの五割ぐらいの方、野菜が四割、果樹、お茶等が一割というところでございまして、ちよつと数字がおくられて申しわけございませんが、八百戸といひますのは個人が四百六十九、それからグループが二百八十四、法人が四十八というふうになっております。

それから、経営状況でございますが、その中で無農薬、無化学でやっておられる中の経営状況を聞いておりますと、十分成り立っているとおっしゃっておりますのは大体二割弱でございまして、何とか成り立っているという方を入れて大体七割程度というところでございまして、これらの方々の四割程度が面積を拡大したいという意向を持っておられると承知をいたしております。

ただ、いかにせん、ちよつと質問事項等々制約がございまして、先ほども大臣からお話がございましたが、新しい法律の審議をお願いしている、あるいはそれが成立した場合に必要な作業でございまして、本年度は内容を充実しまして改めてそういう調査を行うことにいたしているところでございます。

○小川敏夫君 今、農地の面積等の規模は開きましたが、その農業の従事者の数という面での規模はいかがでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君) どちらかというところ、先ほどお話ししましたように、面積あるいは作目に着目しました資料だったものですから、今お話がございましたように、具体的な収支でございまして、例えば経営の形態とか、そういうものにつまましていろいろ検討を加えた結果、もう少し充実した調査を今年度実施しようというふうに考えております。

○小川敏夫君 恐らく有機農業を行う農家は、農地も少ないと同時に、家族的な農業従事者という意味で小規模農家が多いと思うんですが、特に小規模農家にとって今回の有機の認定を受けるというふうにな不安を持っている方が多い。実際に、認定料がどういうふうになるのか、もしかしら品目ごとに、それから圃場ごとにとりまして、多品種、少量生産の小規模農家にとりまして思いもかけない高い認定料の負担となつてしまうような不安を持っている向きもあるわけですか。

実際に、登録認定機関から認定を受けるに当たつての認定料の負担というものはどの程度のことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) お答えします。

現在、民間団体によって行われております有機認定におきまして、その場合の認定手数料でございまして、方式はいろいろあるわけでございます。作目数に応じて料金設定をする方式なり、あるいは圃場の数に応じて料金設定する方式、あるいは有機農産物の出荷額に応じて料金設定する方式、それらを組み合わせた方式というさまざまな例があるわけでございます。これに検査のための出張料などの実費を加えたものが手数料水準だといふふう聞いております。

今回、JAS法改正によりまして、具体的に手数料につきましては法令でもって手数料の認可基準を定めるわけでございますが、それに従いましてそれぞれの登録認定機関が手数料を定めて農林水産大臣の認可を受けるということになるわけでございます。その際には適正な手数料水準が確

保されるように努めてまいりたいというふうに思っております。

したがいまして、具体的な手数料水準につきまして、現在幾らと申し上げるわけにはいかないわけでございますが、いずれにしましても登録認定機関がいれば競争をすることにもなるわけでございますので、余りにも高い手数料であれば農家の方が敬遠するということにもなるわけでございます。そこは必ずしも高から実費を勘案した妥当な範囲に収められてくるものではないかというふうに考えております。

○小川敏夫君 認定料について、認可基準というお話が今出ましたが、その認可基準はもう既に具体的に定まっておりますでしょうか。それともこれから検討することなのでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今考えておりますのは、手数料の額が当該認定業務の適正な実施に要する費用の額を超えないということが一つと、それから特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないというふうなことを中心に考えております。

○小川敏夫君 それから、認定料の金銭的負担以外に認定取得手続という事務作業が伴うわけですが、例えば家族的な農業を専門としてやつてきた人たちにとつて余り事務が得意とは思われないように思うんですが、そうすると手続が余りに複雑とか負担を与えるような方法になりますと、代書屋に頼まなきゃいけないとかそういうことになつて、それがまた大きな負担になるようにも思うんですが、この認定取得手続のあり方についてはどのようなお考えでしょうか。

〔委員長退席、理事若水浩美君着席〕

○政府委員(福島啓史郎君) この改正法案に基づきます格付の表示を行う場合に、生産行程管理者が登録認定機関によりまして認定を受ける必要があるわけでございますが、その際に、生産行程管理者が所定の事項を記載した申請書を作成しまして認定を申請することになるわけでございます。この場合に、個々の生産者が行う方式ももちろんあ

るわけでございますが、また生産者が組織する生産組合なりあるいは農協等がこの生産行程管理者になることも可能なのでございます。

したがいまして、関係農家で組織する生産組合が生産行程管理者として申請やそのための資料作成を行うことによりまして個々の農家の負担の軽減を図ることができるとございまして、そういう取り組み、特に地域での有機農業生産の集団化への取り組みの推進などに対応してまいりたいというふうな考えているわけでございます。

○小川敏夫君 認定取得後も定期的な監査を受けなければならぬ。その定期的な監査の内容と監査に伴う費用の負担、恐らく農家が負担することになると思いますが、この辺の実際の負担がどの程度になりそうなのか、見込みを教えてください。

○政府委員(福島啓史郎君) 御案内のように、有機の検査・認証制度の運営に当たりまして一番重要な点は、表示された有機農産物の信頼性を確保する点があるわけでございます。その点からの必要最小限の負担というのはいはちやむを得ないものといふふうな考えているわけでございますが、認定を受けた生産者に対する最低限の事後チェックとして、生産のため購入あるいは使用した肥料なり資材の記録がされているかどうか、また基準に定められた以外の資材が使われているかどうか、また認定後、圃場の区分なり施設等の変更はないかどうか等につきまして認証機関からの監査が必要になるわけでございます。

実際の監査方法あるいは手数料等につきましては、先ほど申し上げました登録認定機関の業務規程の認可になるわけでございます。その認可を通じて透明性なり効率性を確保するようにしておりますけれども、要は、先ほど申しました実費等が基本になるというふうな考えているわけでございます。

○小川敏夫君 これは大臣に質問ではなくて要望になるんですが、そうした認定取得の負担が余りに過大でありますと、農家のやる気がなくなる、

○小川敏夫君 何回も議論をしてもしようがありませんが、私の方で結論的に言わせていただきますと、「有機」と農産品に表示されていれば、消費者は当然それはもう認定機関で認定を受けた有機農産品なんだという流通経路が確定するわけです。であれば、私は、認定マークの表示を義務づけることは、全く意味がないことをただ単に不必要な義務づけをさせて流通に余計な手間をかける、あるいはコストの転嫁の問題を起させるといふことになるのではないかと。ですから、この点は本来要らないことを義務づけているんだという私の考えを述べまして、今の押し問答的議論は終わります。

次に、認定の問題なんですが、例えば今の有機農産品の流通において、いわゆる流通過程に乗せて一般の消費者に売るというのではなくて、消費者グループとある有機生産者との間で信頼関係ができて上がっている、認定とかそういうことは別に必要ない、この生産者の生産品なら有機と言わなくても中身が有機なんだからそれでいいんだという購入する、そういう今の有機農産品の流通といえますか、取引形態があるわけですか。

このような場合、一般の流通過程においては消費者を紛らわす紛らわさないという問題が起きないんだから、既に買う消費者がそれでいいと言っているんだから、そういうケースですでに認定とかシールとかそういうことを義務づけることはないのでないかと。

ですから、そういう本来、消費者の保護という観点から見ても必要がないような例外的なケースの場合は、認定の必要とかシールの問題とかいうものは除外規定を設けてもいいのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御案内のように、有機農産物につきましては、従来から産消提携によりまして生産者と消費者の間の特別な信頼関係に基づきまして継続的に行われている、そういう形があるわけでございます。

その際に、具体的に、例えば消費者を現地に案

内するその看板に、有機農業生産方式による実施農地というような表現であるとか、あるいは定期的なニュースレター等で有機という表現、あるいはパンフレットを配布する際にそのパンフレットに有機等の表現があったとしてもこれは今回の仕組みには何ら抵触しないわけでございます。むしろ触するのは認証を受けていないのにそうした商品に「有機」という表示をすることなんです。

したがって、そうした産消の関係にある場合に何も表示をする必要がないわけでございます。その農産物に「有機」という表示をする必要がないわけでございます。ニュースレターなりパンフレット等によってそういう情報を消費者に伝えますか、相手方に伝えることによって、引き続きそうした産消の、産直の円滑な関係は維持できるし、また発展させることも可能だというふうに考えているわけでございます。

○小川敏夫君 今度、この法案によって認定機関が多数登場することが予想されるわけですが、ただ認定機関によって認定基準などの取り扱いに差が出る、基準そのものが違ったり、あるいは基準の運用の仕方などに差が出てばらばらになってしまふという点が出ては困るんですが、そういうことが出ないような方策はどのように考えておられるのでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 登録認定機関が生産者あるいは製造業者等につきまして圃場等の認定を行う場合には、生産のために購入した、あるいは使用した肥料なり資材の記録が整えられているかどうか、また慣行栽培農産物と混同が生じないような作業体系なり設備が整えられているかどうかといったような点につきまして的確な審査を行う必要があるわけでございます。

したがって、こうした審査に当たりまして、先生が言われました登録認定機関によってばらつきが生じないように、農林水産省におきましてマニュアルを作成いたしまして検査項目なり検査内容の統一化、標準化を図っていくということが一つ。また、それに基づきます適正な検査水準が確

保されているかどうかにつきまして、業務規程の認可の段階あるいは登録認定機関を实地調査する段階等を通じて適切にチェックしていくということによりまして、ばらつきが生じないようにしていきたいというふうに思っております。

○小川敏夫君 農水省の方でマニュアルをつくるということですが、そのマニュアルの具体的内容はどのようなふうなものでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 具体的には、まず一つは認証の流れをどういうふうに把握するかというところでございます。要するに、圃場での实地検査に当たりまして、例えば提出書類の記載内容の真偽、記載内容が正しいかどうかということ、また栽培計画なり生産行程管理計画が妥当であるかどうか、それから記録の作成なり保管状況が適正に行われているかどうか、またこの生産行程管理計画に基づきまして生産行程の管理を行っているというこの聞き取りなりあるいは現地検分等によってそれを確認していくといったようなことなどございまして、そうした統一的なマニュアルをこれからつくっていくというふうに思っております。

○小川敏夫君 要するに、これからマニュアルをつくっていくというところでございます。

次に、認定機関の中には、例えばこれも一つの営利会社ですから競争関係に入るわけですが、そうすると、客寄せ行為のために甘い審査基準を設けたり、あるいは運用において必要以上に甘い判定をするというようなことがあってはいけないと思うんですが、そういうことがないような防止策はどうなっていますでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今回のJAS法の改正によりまして、民間の営利法人にも検査、認証機関となれるようにしているわけでございます。この場合、そうした民間の営利法人におきましても認証業務が適切に実施されなきゃならないことは当然なわけでございます。

このため、検査・認証機関を登録するに際しまして、一つは、有機農業等についての専門的知識

あるいは検査技術を有する検査員がいるかどうかなど業務遂行能力の審査。それから二番目に、認証業務におきまして特定の利害関係者、例えば特定の会社なりに強く影響を受けることがないような組織の中立性、独立性が保たれているかどうか。さらに、判定部門と検査部門とが独立していることなど、恣意的な業務運営がなされないような業務体制となっているかどうかなどにつきまして厳正な審査を行うようにしております。

また、登録後におきましても、定期的に農林水産省に対して認定業務の実施状況の報告を求める。また、原則として年一回、農林水産省によりまして認証機関の業務の信頼性の確保を図っていききたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 有機農産品で、輸入の有機農産品についてはどのように取り扱うんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 輸入品の有機表示については、有機表示の適正化を図るためには、輸入品につきましても国内で生産されたものと同様に、格付を受け認証マークの貼付されたもののみ有機表示がされて流通するように措置する必要があるわけでございます。このため、輸入業者は輸入品に認証マークが付されていない場合には、有機表示の付されたものを販売あるいは販売の委託をし、あるいは陳列するということはできないことと規定しているわけでございます。

具体的にどうするかということでございますが、輸入業者が輸入した物資に有機表示を付して流通させようとするときには、まず一つの方法として、外国におきましてJAS法に基づく外国登録認定機関の認証を受けて認証マークが付されたものを、これを輸入しまして有機表示を付して流通させるという方式が一つ。

二番目は、JAS制度と同等の水準にあると認められます外国の制度に基づきまして有機の認証を受けた旨の証明書が添付されているものであつて、認定を受けた輸入業者が認証マークを自分で

張るといふもの、つまり外国の機関の証明書があつて輸入業者が認証マークを貼付する、いずれかの方法でなければ「有機」という表示を付して流通させることはできないようにしているわけでございます。

○小川敏夫君 次に、JAS認定についてお尋ねします。

自己格付を認めることになるわけですが、そうすると企業が自分の商品に自己格付をつけることになるわけですが、そうした中で自分の商品に關して不正なといひますか、正しくない格付をしたり、あるいは表示をしつたりという不正が絶対なされないわけではないと思ふんですが、そうした不正とかあるいは甘い取り扱いがなされてはいけなと思ふんですが、そのなされることの防止策について説明していただきたいんです。

○政府委員(福島啓史郎君) 登録認定機関が自己格付を行う事業者を認定するに当たりましては、技術的な基準に合致しているかどうかを審査するわけでございます。そうした審査を通じて自己格付業務が基準に合致して適正に行われる体制となつていくことを確認するようにしております。

また、自己格付を行う製造業者等に対しては格付の結果と合わない、要するに格付の結果、不合格なものに合格の表示をするというものを罰則でもって禁止しているわけでございます。この違反の場合には一年以下の懲役または百万円以下の罰金をもつて禁止しているわけでございます。

さらに、登録認定機関が農林水産大臣の認可を受けまして定めます業務規程におきまして、自己格付を行う製造業者に対して報告の徴取あるいは監査等を行うことによりまして、製造業者の自己格付の実施状況あるいは品質管理体制あるいは検査体制等につきましてチェックを行うようにしております。また、必要があれば農林水産大臣もJAS法に基づきまして立入検査を行います。その結果、不都合が発見されたような場合には認定を取り消す等の厳正な措置をとることとして

ているわけでございます。

こうしたことによりまして、民間業者、民間企業の行います自己格付に対します事業者なり消費者の信頼性を確保していきたいというふうな思つております。

○小川敏夫君 次に、卸売市場法關係について質問いたします。

まず、大臣に、卸売市場のあり方、特にこれからのあり方についてどうあるべきかという所感をお聞かせいただきたいんですが、よろしく願ひします。

○国務大臣(中川昭一君) 卸売市場は、生産者と最終消費者との間を取り持つ歴史的にも、また今後も非常に重要な役割を果たす機能だと考えております。

先ほども申し上げましたが、近年いろいろな問題点があるわけでございますけれども、また特に取り扱ひの大半を占めます生鮮食料品等は、腐りやすいとか、豊凶変動が激しいという食品特性があるわけでございます。消費者への迅速かつ効率的な生鮮食料品の提供、生産者に対する確実かつ迅速な販路の提供、流通・小売業者に対する取引の場の提供という役割を適切に果たしていくことが必要であります。

このため、特に近年、消費者ニーズあるいはまた生産者ニーズ両面から、多様な品目、品質の品ぞろえを確保する機能、あるいはまた全国各地から大量品目の生鮮食料品を集荷し、これらを組み合わせて少量多品目へ分荷し、配送する集分荷・物流機能、あるいは蓄積された需給情報をもとに迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成を行う機能、あるいは代金の迅速、確実な決済機能等が十分発生することが必要だと考えております。

市場関係者の経営が、産地の大型化あるいは大型小売店等の発言力が高まることにより、経営が悪化している企業が多いわけございまして、そういう中で、市場外流通との競争力を高めつつ、今後も市場の役割、機能を十分に果たしていか

ければならないというふうに考えております。

○小川敏夫君 今回の改正法では、相対取引を認めたい商物一致の原則の例外を認めたりというような点で、大口取引という面を向いた改正だと思ふんですが、しかし、例えば大手スーパー等の非常に大きな購入者ばかりではなくて、やはり町の八百屋さん、魚屋さんとかあるいは小さな料理屋さんの方に小口の取引を求める需要も間違いなくあるわけでございます。ですから、大口取引だけに余り寄らないで、そういう小さい小売業者等の面にも配慮した方向での取り扱ひをさらにお願いしたいんですが、そこら辺、大臣の考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 私が去年の夏以降この仕事につきましてから、災害等で特に生鮮野菜が暴騰したり、あるいはまたその後、品目によつては下がつたりというようなことがございまして、そういう中で大型の小売店の動向、それからやはり小売、いわゆる魚屋さん、八百屋さんといったもの、あるいはまた生産者の立場というものも含めまして、この市場の機能というのは大事だなどというのを私自身痛感しておるところでございます。

そういう意味で、経営体質の強化を進めるために、最低取引数量をきちんと確保するとか、あるいはまた決済機能をOA化するとか、あるいはいろいろな情報を生産者、消費者に提供するとか、そういう形で、私自身の短い間の経験も含めまして、何としても卸売市場の機能というものをさらにレベルアップしていくことが、生産者、消費者ニーズにとつて私は大事なことで、このことを痛感して、この法案の御審議をお願いしているところでございまして。

○小川敏夫君 今回、相対取引を認めることになつたわけですが、ただ相対取引が余り過度に占めるようになりまして、例えば主要な産品がほとんど相対取引でいつてしまふ。そうすると、場合によっては競りの部門で売れ残り品が非常に安くなつてしまふという場合もあるし、あるいは売れ筋の商

品だけが相対取引でいつてしまつたがために売れ筋の商品が競りの方には少ししか回つてこない。このために、それを欲しがれる競りのとり合ひで必要以上に高くなつてしまふという、本来あるべき適正価格よりも過度に安いとか過度に高いというようなぶれが出てくる危険性も考えられないわけではないと思ふんですが、そうした意味で、相対取引を導入することについての基本的な考え方について説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(福島啓史郎君) 今回の卸売市場法の改正におきまして、売買取引の方法につきまして、公正かつ効率的でなければならないという原則を明示しております。また、相対取引につきましては、特に情報の公開性、透明化が求められております。したがって、今回の法改正におきまして、卸売業者は売買方法、取引方法別の、つまり競り取引、相対取引別の価格、数量を公表するようにしているところでございます。

また、実際にどういった売買取引方法をとるかにつきましては、卸売市場の開設者が市場ごと、品目ごとに卸、仲卸あるいは買参人等の利害関係者の意見を聞いて業務規程を条例で定めるわけでございます。その際、特に先生から御指摘のあつた点に十分留意するために、先ほど申しました相対取引につきましては、価格、数量の公表に加えて、最低競り数量を適正に設定することによつて小規模な専門店等の買参人にもその取引に参加できるようにするというようなこと、また市場取引委員会におきまして、市場取引につきまして不正等がないように改善意見等を述べることでできるようにするなど、公正、効率かつ公開の原則のもとに卸売市場取引を進めてまいりたいというふうな考えでいるわけでございます。

○小川敏夫君 相対取引に關して、先ほど市場側で取引を成立させたがために値段を少し適正価格よりも安くしてしまう可能性もあつて、生産者側に不利益ではないかという御指摘もありました。そのとおりだと思ふんですが、また見方を変え

れば、市場の手数料が売買代金の歩合によつてい
れば、高く売った方が市場側は手数料が入るわけ
ですから、歩合手数料を高くするために高く売つ
た方がいいということと適正価格よりも高く取引
が成立してしまうというようなことがあれば、結
局、価格転嫁を受ける消費者に不利になるわけ
ですが、そこら辺の相対取引の価格の適正化を維
持することについてどのような考えをお持ちで
しょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほど申し上げまし
たように、その点につきましては、市場取引委員
会といひますか、利害関係者がいけば取引ルール
を決めていくという仕組みを設けることが一つで
ございます。

それから二番目は、情報の公開でございます。
特に、相対の場合にはなかなかわかりづらいわけ
でございますので、卸売業者によります競り、相
対別の価格、数量を公表し、情報の公開をしてい
くということでございます。

さらに、問題が生じた場合に、市場取引委員会
でもって改善勧告を開設者に行うなど、事後的な
是正措置も手当てしているところでございます。

そうした入り口といひますか、ルールを決める
とき、それから実際の売買におきまして情報の公開、
またさらには事後的に問題が起きたときの処理と
いうことを通じまして、先ほどから申し上げてお
ります公正、効率、公開の売買取引を進めてまい
りたいというふうに思っているわけでございま
す。

○小川敏夫君 公開の原則は非常に重要だと思
うんですが、この三十四条の売買取引の原則にお
いては、公開の原則のその公開という表現が入つて
おらないんです。これは法律の形式の問題ですが、
公開の原則というものは十分生かされておるん
でしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) この三十四条にお
きましては、公正、効率は規定されておりますが、
公開という文言はないわけでございます。これは、
卸売市場におきまして取引は、公正、効率という点

につきましては個別の規定がすべて網羅されると
いうわけにはまいらないわけでございまして、卸
売市場全体の管理運営なりあるいは日々の業者間
の取引の場面等におきましてこの原則を遵守し
ていく必要があるということから、こうした日々
の管理運営あるいは業者取引を律する規定とし
まして、「卸売市場における売買取引は、公正かつ
効率的でなければならぬ」という三十四条の
規定を設けたわけでございます。

他方、取引結果の公開につきましては、これは
卸売業者と仲卸あるいは買参人との間、あるいは
仲卸と買出し人の間の個々の取引結果まで公表
することを意味するものではないわけでございま
すので、個別の規定により対処することとしたし
まして、開設者によります公表規定、これは現行
の四十六条でございますが、これに加えまして、
四十六条の二で卸売業者によります売買取引の方
法ごとの数量、価格の公表規定を新設したわけ
でございます。

以上、これらによりまして、卸売市場におきま
す売買取引の通則であります公正、公開、効率の
原則を本改正案で措置したというふうに考えてい
るわけでございます。

○小川敏夫君 市場取引委員会が設けられるとい
うことでございまして、これに生産者の声が反映さ
れなければならぬというの私も当然思うよう
んですが、一方、消費者の声はどのようにしてこ
の中に反映されるんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) この市場取引委員会
は、どちらかといえば売買取引の方法を定める際
のいわば利害調整機関になるわけでございまして、
それに消費者を加えるかどうかということでござ
いますけれども、法律上、開設者の判断によりま
して市場取引委員会の委員にすることはできるわ
けでございまして、先ほど申しましたように、
に、どちらかといへば消費者代表は市場取引委員
会の委員というよりも、先ほど三浦先生の御質問
にお答えしたときにありました中央卸売市場開設
運営協議会、つまり全体の運営をどうするかとい

う協議機関にむしろ消費者代表が出ていただいた
方がいいのではないかとこのように考えられるわ
けでございまして、これにつきましては、先ほど
申しましたように、全市場について設置されてい
るわけでございまして、消費者代表も参加してい
る例が多いというふうに聞いておるところでござ
います。

○小川敏夫君 最後に、特定農産加工業経営改善
臨時措置法の改正案についてお尋ねします。

助成の必要が今なお継続しているのならそれは
それで認めてもよろしいと思うんですが、助成の
継続の必要性がないのならこれはここで終わりに
した方がいいと思うんですが、実際の助成の必要
性は具体的に今現在、継続しているのでしょうか。
具体的な事情について説明していただきたいん
です。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御案内のように、
この特定農産加工法は平成元年の制定でございま
して、輸入自由化等に対処しまして、農産加工業
者の経営の改善を促進するための金融・税制上の
支援措置を講じているところでございます。

現在の状況でございますが、これまでの輸入自
由化の結果、製品の輸入が増加し、工場数は減少
しているというところでございます。また、U R 合
意によります関税率の引き下げは平成十二年まで
段階的に行われていくというのに加えて、その影
響はタイムラグを伴いながら、国境措置変更
更完了後も、つまり平成十二年後もあらわれてく
ることが予想されるわけでございます。

今の輸入状況でございます。例えば、かんきつ
果汁を見ますと、平成元年の輸入は一万九千ト
ンだったわけでございますが、平成五年には六万五
千トン、また平成九年には九万六千トンという形
でもって製品輸入が引き続きふえているわけで
ございます。以下、非かんきつ果汁等も同様な事情
にあるわけでございまして、引き続き製品輸入は
ふえているわけでございます。

そうした状況の中で、特定農産加工業を存続し、
国内生産を維持していくためには、なお一定期間、

こうした支援措置を継続する必要があるというふ
うに考えられるわけでございまして、今回、五年
間の延長をお願いしている次第でございます。

○小川敏夫君 輸入品がふえているから国内品が
押されているはずだという考え方も、それはそれ
で一つの理屈でしょうけれども、例えば実際にそ
ういう加工業者がその経営状態において利益を上
げているのか、あるいは株主配当をしている、そ
のような余裕があればあえて助成する必要がある
と思うんですが、そちらの面からの見方ではどう
でしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 本法によります支援
措置を受けました事業者の経営状況を見ますと、
全体として見れば、製品輸入の増加や厳しい経営
環境の中で融資等を受けまして新たな投資を行
い、融資前よりも経営改善を図っているものもあ
るわけでございます。この中には利益を上げ、配
当を行っている企業もあるわけでございます。

全体的にどうかということをおし上げますと、
農林漁業金融公庫の調査によれば、貸付企業の配
当状況は、無配当が六割でございます。配当を行
ったものは約四割となっておりますが、近年、この
配当企業の割合は低下傾向にあります。

○小川敏夫君 これも設備投資と営業基盤とい
いますか、そうした構造改善のための助成だと思
うんですが、法律を制定しても十年たっているわ
けですから、やるべき企業はもう既にやっている
のではないかと。ですから、役割は終えているの
ではないかという見方もできると思うんです。

そういう意味で、近年、二、三年でもいいで
しょうけれども、承認を求める件数はどのように推移
しているでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御案内の特定農
産加工業を営む本法対象事業所でございますが、
約六千六百あるわけでございます。そのうち、平
成九年度末までに経営改善計画の策定を行ったも
のは四百七十件でございます。

件と年々ふえているわけでございまして、本法による支援措置は引き続き必要だというふうに考えている次第でございします。

○小川敏夫君 これでは終わります。

○委員長(野間超君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として浜四津敏子君が選任されました。

○委員長(野間超君) 速記をとめてください。

〔午後四時三十八分速記中止〕

〔午後四時五十七分速記開始〕

○委員長(野間超君) 速記を起してください。

○風間超君 おくれまして申しわけございません。公明党の風間です。

まず、卸売市場法について、参考人の方々にも伺ったこととラップしますけれども、お伺いしたいと思ひます。

今回、卸売業者を法人に限定するというふうになつていますが、一つは現状では個人と法人との割合がどうなつてゐるのか、もう一点は法人の資本規模別の分類ではどのようなふうになっているのか、これは事務的にどうかそのまゝお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(福島啓史郎君) 現時点で中央卸売市場の卸売業者の許可を受けている個人はありません。したがって、すべて法人でございします。ただ、二百六十五社、卸売業者がいるわけでございしますが、そのうち二百六十二社は株式会社、三社は農協等でございます。

それで、資本階層別の卸売業者数でございますが、青果をとりますと、一億円から五億円未満が三四%、五千万円から一億円が四九%、三千万円から五千万円が四四%、一千万円から三千万円が三三%、それから一千万未満が一%ということでございます。

また、水産につきましては、五億円を超える割合は一%、一億円から五億円が四一%、五千万

から一億円が三七%、以下三千万から五千万が七%、それから一千万から三千万が四%という状況でございます。

○風間超君 今お話しいただいたように、要は、だから法人といつても合名会社あるいは合資会社、有限会社、株式会社、資本力とかあるいは信用に現実差があるわけですね。そうすると、今回の卸売市場法の一つの目的であります財務内容の強化ということが目的であるならば、株式会社に限定して資本規模も一定以上というふうな規制すべきではなかったのかというふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほども申し上げましたように、現在二百六十五社、中央卸売市場の卸売業者があるわけでございますが、そのうち二百六十二社は株式会社でございます。三社は農協あるいは漁協、漁業協同組合連合会でございます。

○風間超君 そうすると、だから株式会社以外の三社の部分についてはどうなんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 三社につきましては、農協協同組合あるいは連合会が二社、それから漁業協同組合連合会が一社でございます。

○風間超君 ですから、株式会社に限定しないという方法ですね、これは。だけれども、実際には何社であろうと、一社であろうと三社であろうと、株式会社以外の部分もありますから、そこも網を

かけていくということですね。そこで問題は生じないんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) ですから、今回、法人に限定したわけでございますが、株式会社に限定をしなければならぬ理由は、先ほど申し上げておりますように、生産者団体が卸売業者となつていくケースがございします。それができなくなるということは適当でないという判断に立ったものでございします。

○風間超君 参考人の方にもお伺いしたんですけれども、卸売業者に対する財政の健全化、この部分についての改善措置命令、とにかく早くやるということが大事ですね、しかも的確に。だけ

ども、食品流通局においてはそれをきちんとやれる方がいるのかどうか。私は十分わかつていませんけれども、全国の卸売業者の業務内容をきちんと把握し、点検し得る人が一体どのくらいいるのか、そこは疑わしい部分がある。なぜそういうふうになるかという点、経済局においてあの住専のときの判断を誤つたわけですね。そういうことを教訓化していくことが絶対必要なのであります。そうなりますと、財務内容の点検というのが一体どういう体制でやられるのかというのが一点です。

そして、点検した財務内容に基づいて改善命令を出すわけですが、具体的にどういう命令を出すのかという点が二点目でございます。要するに、今般の銀行の処理のような金融再生委員会のように、きちつと積極的に再編などが、あるいは財務基盤の強化を強制するような、そういう強い指導性を發揮できるのかという危惧があるわけ

です。そうでないと、また住専の二の舞を起すことになるというふうに私は危惧するものですから、この二点についてお伺いしたい。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御指摘の点につきまして、まず第一点といたしまして、従来、卸売業者に対して改善措置命令を発するに際しましての具体的な財務面での発動基準が明確でなかったわけでございします。それで、今回その発動基準を明確にしたという点が第一点でございます。

具体的な内容でございますが、一つは流動比率でございます。流動比率を一定とする見込みでございまして、具体的には農林水産省令で定めるわけでございします。それから二番目に、自己資本比率でございます。自己資本比率につきましては一〇%というふうな定める見込みでございします。また、三番目の基準といたしましては、卸売業者が一年間の営業活動の結果として得られます損益、経常損益につきまして三期連続して損失を計上した場合、この三つの場合を発動基準としております。

つまり、流動比率が一未満の場合、また自己資本比率が〇・一未満の場合、また三期連続して経常損失を生じた場合、これを改善措置命令の発動基準としているわけでございします。

具体的な改善措置命令の内容でございますけれども、流動比率あるいは自己資本比率あるいは経常損失を回復するための具体的な経営改善計画書を提出していただくということでございまして、具体的には増資なり経営合理化というものをこの経営改善計画の中へ盛り込んでいただくということとございまして、かつ、その後定期的に、四半期ごとに経営改善計画の達成状況につきまして報告を求めるということでございします。

また、必要に応じて、本省あるいは地方農政局におります検査官によります検査、事情聴取等を適切に行つてまいりたいというふうに考えております。

○風間超君 万一、適切でなかった場合に、あなたは責任とれるんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) そういう事態にならないように事前の……

○風間超君 責任がとれるんですか、ならなかった場合に。

○政府委員(福島啓史郎君) 責任という内容が必ずしも明確でないわけでございしますが、そういうことがないように基準を明確にして経営改善計画の達成を督促してまいりたいというふうに考えているわけでございします。

○風間超君 督促して、だからそれが成就できなかった場合に、あなたは責任とれるんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 具体的に、この経営改善計画が達成されない場合には許可の取り消し等になるわけでございまして、もちろんその過程を通じて判断の誤りがあればしるべき責任をとるということになるかと思ひます。

○風間超君 それぐらいの強い決意でいらつしやるということでございしますね。

○政府委員(福島啓史郎君) そのつもりでございします。

○風間超君 それでは、卸売業者の営業利益率と

いうのは平成八年度でわずか〇・二四%、しかも中小の業者はその利益率が低いわけですが、先ほど参考人の方にも伺ったんですが、卸売業者の委託手数料の体系化の問題ですけれども、現在、従価制ですね。野菜で八・五%、果実で七%。当然、青果物の価格が下落した場合には、取扱量は増加しても実際に業者に入ってくる収益は逆に悪化していくというふうになるわけです。

そこで、本当に従価制だけでいいのかという議論が当然あると思うんですが、先ほど参考人に従量制を加味してはどうかとお伺いしましたら、かなり困難だという答弁がありましたけれども、農水省としては手数料体系の見直しについて、その従量制加味の部分はどうかというふうな認識でございまして、先ほど杉谷参考人からの御答弁もあつたようでございますが、現在、重量野菜の消費はどちらかといえば低下傾向にあるわけでございますが、そういう意味からいえば、必ずしも手数料を定める基準として従量制を採用することは問題があるのではないかとこのように考えるわけでございます。

これにつきまして、先ほど三浦委員の御質問にもお答えしたわけでございますが、委託手数料につきまして両面があるわけでございます。つまり、卸売業者にとりましてはそれは主要な収入源であると同時に、逆に出荷者から見ればそれが余り大きくなれば手数料が減るということにもなるわけでございます。

したがって、これにつきましては卸売業者の財務の健全性の維持という観点、また出荷者の手取りの確保という観点、さらには出荷奨励金なり完納奨励金といった各種奨励金が出てくるわけでございますので、それとの関連をどういうふうに整理するかということもあるわけでございます。したがって、卸売市場法の改正のもとになりました生鮮食品等流通問題研究会におきましても、今後、手数料の問題につきましては、

市場関係者の一部から、卸売業者の手数料率等のあり方についても検討する必要があるとの指摘があつたが、この問題は、卸売業者の経営に直結する問題であり、また、出荷奨励金、完納奨励金等のあり方にも関連するものであることから、今後、卸売市場関係者の経営体質強化の進展状況をみつ、中長期的課題として検討していくことが適切と考えられる。

という報告をいただいているわけでございます。今後、第七次の卸売市場整備基本方針等を検討する機会があるわけでございます。そうした場合に、この食品流通審議会卸売市場部会の場合におきまして、以上のような観点に留意しながら議論、検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○風間組君 見直しが必要であるというふうな認識でございまして、先ほど三浦委員の御質問にもお答えしたわけでございますが、委託手数料につきまして両面があるわけでございます。つまり、卸売業者にとりましてはそれは主要な収入源であると同時に、逆に出荷者から見ればそれが余り大きくなれば手数料が減るということにもなるわけでございます。

したがって、これにつきましては卸売業者の財務の健全性の維持という観点、また出荷者の手取りの確保という観点、さらには出荷奨励金なり完納奨励金といった各種奨励金が出てくるわけでございますので、それとの関連をどういうふうに整理するかということもあるわけでございます。したがって、卸売市場法の改正のもとになりました生鮮食品等流通問題研究会におきましても、今後、手数料の問題につきましては、

市場関係者の一部から、卸売業者の手数料率等のあり方についても検討する必要があるとの指摘があつたが、この問題は、卸売業者の経営に直結する問題であり、また、出荷奨励金、完納奨励金等のあり方にも関連するものであることから、今後、卸売市場関係者の経営体質強化の進展状況をみつ、中長期的課題として検討していくことが適切と考えられる。

○政府委員(福島啓史郎君) 中長期的課題として見直し、検討していく必要があるということでございます。○風間組君 そのときには、でも、あなたはもういないかもしれないんだよ。○政府委員(福島啓史郎君) 私がいないけれども、農林水産省として中長期的課題として検討していくということでございます。○風間組君 次に、市場の情報化について伺いますが、本来、市場に多くの情報が集まつて、そしてその情報がどこに伝わるかという、消費者に伝わっていないかなければならない話だと思つていられるわけでありまして、そういう部分では市場をつくる大きな意義がそこにあると思うんです。

摘がらうというふうな、そういう部分でも観点として大事な問題ではないかと思うんです。けれども、今回のこの法案についてはその部分について、例えば市場LANなどの情報インフラの整備については特に触れられていないんですが、もちろん視野には入っているんだと思うんですが、そこについて対策を立てるべきだと思つて、いかがですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御案内のように、生鮮食品等が対象でございます。生産が自然条件に左右されまして計画的な出荷が難しいという問題、腐りやすく貯蔵が困難であるという問題、また個体差が大きい物品もあるわけで、規格化が困難であるという特性があるわけでございまして、工業製品等と比較してコンピュータを導入した即時の情報交換につきましては技術的に難しい面があるわけでございます。

しかし、この問題は避けて通れないわけでございます。まして、生鮮食品の電子化、情報化を進める上では、取引電子化の前提となりますコードあるいはメッセージ等の標準化及び利用システムの開発を行います生鮮食品等取引電子化基盤開発事業を平成九年度から十三年度にかけて行うようにしております。また、平成十年度より情報システムを活用しまして、卸売市場を軸とします流通、物流の効率化を図る取り組みを支援する生鮮流通ロジスティクス構築モデル事業を行つております。こうしたものを使いながら、場内LANも含めて卸売市場の情報化を進めてまいりたい。

特に、場内LANにつきましては、先生御指摘のように、おこなわれている面があるわけでございます。このために平成十年に補助体系を見直しまして、卸売市場の有します場内LAN、卸売市場に場内LANを設置したり、あるいは情報管理センタを設置するなどの整備を重点的に進める観点から、平成十年度に二百七億円、平成十一年度には八十六億円を確保いたしまして情報化関連施設の整備を推進しているところでございます。

○風間組君 これはすごく大事だと思うんです。そうやって売買の注文をオンラインさせていくことで消費者にいち早くまた情報が伝わるというのが、情報公開の立場からいっても大事なことであります。問題は、今度は産地から商品が円滑に発送されなければならぬわけですから、新鮮な食品をきちんと適正な価格で届けるというには、もう一つは今の市場の場内LANを含めた高度情報化と同時に農協の高度情報化を進めないと、平成十年度に場内LANの設置あるいは十三年から取引電子化という今、局長のお話でありますけれども、同時進行でないといけません。僕は思うんです。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御指摘のベジフルシステムでございます。平成五年に開設されました、生産者団体と卸売会社との間で青果物流通に関する情報の迅速な伝達手段として活用されているわけでございます。特に利用されておりますのは当日の取引情報を伝達します売買仕切り情報システムでございます。これにつきましては売買当事者であります約五十の経済連、果実連と約三百の卸売会社が参画しております。また、もう一つの産地からの青果物出荷情報を伝達する青果物出荷情報システムでございますが、これにつきましては十二県連が

参画しまして卸売会社に出荷情報を伝達しているわけでございます。

御指摘のように、このベジフルシステムを経済連から単位農協まで拡大することにつきまして、現状におきましては、システムの効率性等の観点から県段階におきまして単位農協段階の出荷情報を集約して伝達する方が適切である、コスト面なりあるいは情報管理面から見まして、そちらの方が今のところは適切だということで、今のような経済連、果実連と卸売会社の間を結ぶものになつていくわけでございます。

今後、卸売市場及び卸売業者の一層の情報化の推進の観点から、さらにネットの拡大につきましても検討されるべき課題ではないかというふうに思っております。

○風間組君 いえ、検討される課題でなくて、場内LANの方は十年から設置をやっているわけでしょう。だから、同時並行でやっていくことではないんですかと言っているんです。検討の段階はもう過ぎていくんです。

○国務大臣(中川昭一君) 特に、生鮮食料品を中心にして、消費者から、川下から川上までリアルタイムで情報、ニーズ、あるいはまた売りたいもの、これを高度情報システムを使ってやっていくということは極めて大事なことでありまして、

ちょっと古い話ですけれども、ある県の野菜を中心とした経済連がいわゆるパソコンネットワークみたいなものを使って、まあ長野の話でございますけれども、きょうは東京に出た方がいいのか、あるいは名古屋に出た方がいいのかというようなことをやったという、これは初期の話でありますけれども、画期的なことでありました。

今の先生のお話を伺って、極端に言えば、農協端末あるいは農家一戸一戸の端末から農協あるいは県経済連、そしてまた市場、今、中央市場の地図を見ておりましたけれども、例えば東京と築地と大田、あるいは川崎、横浜、船橋、千葉といったところも含めて全国的なネットワークをつくつ

てやっていく。そこには、最近ではCALシステムだとかPOSシステムとかいろいろありますから、そういうものを複合的にやっていくことが生産者・消費者ニーズにこたえられる生鮮食料品の安定供給だと思えます。

食品流通局長としてはこういう答弁しかできないのかもしれませんが、先生の御指摘は大事故だと思いますので、今後大いにそういう面でも農林水産省は頑張っていきたいと思えますので、御支援をよろしく願います。

○風間組君 まさに今、インターネットの普及で、産地と消費者、それから産地と大規模あるいは小規模であつても小売業者、この直接取引がますますふえてくる。そういう中であつて、市場は何を武器にして生き残りを図っていくかというのが問われているわけでありまして。

そういう意味で、今、大臣がおっしゃってくださったところを、要するに、省全体としていくという方向であるというふうに私は受けとめさせていただきましたが、大いに応援しようと思つています。

一方では、卸売市場法が強固な財務体質をつくるということ。確かに生き残りは必要なんですけれども、これはやっぱり守りなんです。攻めのもの一つは、今の高度情報化社会に農水省が指揮をとつてきちつと消費者に届けるまでの責任を持つということだが、今後の卸売市場の果たすべき役割の中にもこれは入ってくると思ひますので、応援したいと思ひますから、どんどんやっていただきたいと思ひます。

続いて、JAS法ですけれども、まず総括的に、農林物資の付加価値の観点からJAS法が果たしてきた役割というのには極めて大きいものがあつたのではないかと私は思つています。

先ほど参考人の方にも伺ったんですが、原産地表示が安全性とか何とかというメルクマールというかパロメーターにならないかというような本間教授の話もありましたけれども、どっちにしても原産地表示をやることについては生産者の方も賛

成なんです。要するに、そういう意味では原産地表示で付加価値が高まるのは一部のものしかないのではないかと今思ふんです。それも一歩かもしれないけれども、本当にその一部のものだけに限られてしまつた原産地表示となつて、うなかなというふうな一つは危惧するんです。もう一つは表示コストの問題で、いづれにしても流通業者が負担することになるのかどうかかわりませんが、表示することによる費用対効果についての認識を伺いたいです。

特に、有機農業をやつていらっしゃる方々にとつてみればそれが物すごく負担になつていく、先ほど委員からも質問がありましたけれども。そういう意味では、結局、コストが価格に転嫁されるのではないかと今思ふんですが、物すごくつくる側、また消費者にもはね返ってくるのではないかと今思ふんですが、そこを政府がどういうふうにしていくのかということが基本的にこの法案から見えてこないんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(福島啓史郎君) まず最初に、消費者がこの生鮮食料品の原産地表示等をどういうふうにかかっているかということでございます。

平成九年の消費者のアンケート調査結果を見ますと、原産地表示の対象をふやしてほしいとする者が八割を超えているわけでございますし、また逆に、青果物を選ぶときに必要と思う表示に原産地表示を挙げた者が八割を占めておるわけでございます。そういうことから見ましても、消費者の生鮮食品の購入時の判断基準として原産地表示が重要となつていくわけでございます。

また、現実の取引におきましても、原産地によつて生鮮食品の価値が相当左右されるケースも数多く見られるわけでございます。そうした背景のもとに、今回、生鮮食料品につきまして原産地表示を義務づけることとしたわけでございます。

しかし他方、そのコストが過大になつてはならないわけでございます。できるだけ必要最小限のものとなるようにしたいというふうに考えてい

るわけでございます。

具体的には、表示の仕方を生産なりあるいは取引、消費の実態を考慮しましてできるだけ弾力的なものにする。先ほどもお答えしましたけれども、例えば食肉につきましては輸入品と国産品の表示、また小売店での表示の場合につきましても、シールなりカードなりあるいは立て札等の簡易な表示方法を工夫するといったような配慮をしていきたいというふうに思つておるわけでございます。

最後に、そのコストをだれが負担するかという問題でございますが、これは同一事業者にいわば均等にかかる負担でございますので、最終的には価格に転嫁されることになるわけでございます。消費者がメリットを受けるそれとの見合ひでそのコストは最終的には消費者が負担することになるもの、経済的にはそうなるものというふうにかかえております。

また、有機の表示でございますが、これも先ほど申し上げましたように、これはJAS法でございますので有機の表示の問題が中心でございますけれども、先ほどの有機問題検討会の報告書にもありますように、有機農業の生産面での振興にも十分意を払つて進めるようにという指摘もあるわけでございます。

さきのこの委員会でも御決をいただきました持続的農業の促進法など、こうした形でもつて有機農業を生産面でも支援すること、生産面での支援と表示面での適正化、両方相まってこの有機農業の推進を図っていききたいというふうに考えるわけでございます。

○風間組君 生産者に対して税制の優遇を含めたことは考えていますか、その今の中に。

○政府委員(福島啓史郎君) 表示関係につきましては特に税制上の特例というものはありませんけれども、先ほど申しました持続的農業促進法の中で税制措置を講じているところでございます。

○風間組君 有機農業をやつていらっしゃる方々の意見が結構そういう部分では大きいんです、支

そういう意味で、今回の改正で消費者の関心を持つているニーズを的確に受けとめる表示というのは一体どういうことが考えられるのか。つまり、

うに向かっているかということと密接に関連する問題ではないかというふうに考えております。

○風間昶君　それはわかりました。

したように、現在、一部の都道府県におきまして有機農産物等の認証制度が実施されております。この中には、有機農産物のみを認証の対象とする

さいまして、この有機制度の検討会報告書にもその旨指摘されているところでございます。

○風間組君 大臣、最近オーガニック食品という

のがはやってるんですね。見たことがありますか。

○国務大臣(中川昭一君) いわゆる遺伝子組みかえ食品と理解しておりますが、実物は見たことがありません。

○風間組君 それはいいですよ。遺伝子組みかえ食品とオーガニック食品というのは全然違うんです。それはとんでもない話です。

○国務大臣(中川昭一君) 失礼しました。訂正いたします。GMO食品とオーガニック食品とを間違いました。

有機栽培による農作物というのは、その表示を前提として食したことがあるというのか、それを家族などは意識的に買っておるようでございます。私もそういうものを食べる機会が多いというふうに考えております。

○風間組君 アメリカでは野菜や果物だけじゃなくて、パンにもオーガニック・イースト・ブレッドというふうに売られているものもあるわけで、日本にももちろん入ってきているんですけれども、要するにオーガニックという言葉の定義が、語感からいうと安全でおいしくて自然に近いという食べ物イメージであるわけです。

オーガニックというのは厳密な意味では全く化学薬品を使わない、有毒な化学物質を使わない、環境にできるだけ負荷を与えないというやり方で栽培されたもの、そういう作物を指すんですけれども、そういう意味ではなかなかオーガニック食品といふことのオーガニックの、これを日本語で訳すと有機的というふうに端的に出ているけれども、それもまたちょっと僕は当たらないと思うんです。

どっちにしても、オーガニック食品を今度表示するかしないかということもJAS法の中でこれから入ってくるわけでありますけれども、その定義がいまいちになったままだしつかかりしない状態でオーガニック農産物の表示のあり方を検討してもしょうがないんじゃないかと僕は思うんです。ですから、そこは生産者側にも消費者側にもあ

る程度ミニマムのな理解し得る表示というか基準というのか、それを僕は農水省がきちっとやるべきだと思っておりますが、どうですか、大臣。

○国務大臣(中川昭一君) 昨年十一月の有機食品の検査・認証制度検討委員会報告書でその基本的な方向が示されたところであります。

定義につきましてはいろいろありますが、とにかく先生御指摘のように、要するに無機物を生物の育成あるいは防除等に使用せずに、ふん尿等も含めた有機物で農作物をつくる。それから、土壤自体も三年間にわたって無機物を投入していないという前提で、化学農薬の飛散等も防ぐということにございまして、これはコーデックス委員会の方向性にも合致したやり方であり、先生御指摘のように、本来、自然とともに共生している作物、あるいはまたそれを利用した栽培方法でできた農産物というふうに理解しております。

○風間組君 格付の問題と絡んでくるんですけれども、要するに公平公正をどのように担保するのかというのが大事なことで、生産者にも消費者にも最低限わかるような基準を絶対つくるべきだと僕は思っています。そうすると、今は労働コストがかかっているんだけれども、通常食品よりも値段が高いんです。統一基準をつくれれば消費量や生産量も、それから研究開発費も増大を促して、ひいては価格の引き下げにつながっていくのではないかと、いうふうに思っていますけれども、そこはどうですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今も大臣から御答弁ありましたように、有機農産物の定義といえますが、具体的にはこのJAS法でいえる規格になるわけでございますが、これが規格を定めることとなるわけでございます。

その中でポイントとなりますのは、先ほど大臣から御答弁ありましたように、例えば収穫前三年間の化学肥料なり化学合成農薬の不使用、慣行栽培圃場からの隔離、病害虫あるいは雑草の防除に当たっての耕種的あるいは生物的防除等ござい

ます。そうしたものを規格として定め、かつ周知徹底を図ることが必要になるわけでございますし、それに合っているか合っていないかということも第三者機関が認証するということになるわけでございます。その認証を受けた認証シールがあるものに「有機」という表示ができるということでございます。

それで、規格を周知することによって、例えば使える資材などもそこで明らかになるわけでございますので、そうしたものが明らかになれば逆に供給面でもふえてくるということにもなるわけでございます。そうすれば、先生御指摘のように、コストも下がってくるわけでございます。そういう面、つまり表示の問題と生産の問題を車の両輪として進めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○風間組君 次に、特定農産加工法について二点伺います。

要は、金融・税制上の支援措置による経営改善を促進するというところでこの法案が製造メーカーに殊にかかってくるわけですが、低利といいつても、ばんばん貸してはくれるものの、結局、借金がふえると負債が増大するということになって、結論的には経営が苦しくなるんじゃないかと、いうのが私は一面ではあるわけです。要するに、業界の再編と競争力の強化という市場の要請から切り離されたというのか、かけ離れていく政策になるのではないかと、いうふうに思っています。

貸し出しによってどの程度経営が安定していくのか、経営が安定していくであろう企業はどの程度あるのか、問題だと思っておりますけれども、どのくらい見込んでいますか。

○政府委員(福島啓史郎君) この法律によりまして支援措置を受けた事業者の経営状況を見ますと、製品輸入が増加するという厳しい経営環境の中で融資等によりまして新たな投資を行った結果、融資前よりも全体として見れば改善してきているというところでございます。

具体的に言えば、特定農産加工資金の融資を受

けている企業につきましては、輸入量の増大にもかかわらず操業を継続しているということ、また年によって多少の振れはありますが、全体の経営状況が、こういう経営環境の悪化の中で、融資前に比べて経常利益率が増加あるいは横ばい傾向を示す企業の割合が高いというようなことから見まして、一定の経営改善の効果を上げているものというふうに考えております。

○風間組君 特定農産加工業者の指定基準がありますけれども、十二種でしたか、WTOの次期交渉前に日本の農業全体が厳しい状況になっているというのは当然あるわけでありまして、その認識のもとに指定の基準を大幅に緩めて、農産物加工業者の底上げ、競争力をつけて底上げを図るということは必要ではないかと思うんですが、お考えがあれば。

○政府委員(福島啓史郎君) これは五年間の延長になるわけでございます。五年後にどうするかということはそのときの状況にもよるわけでございます。当然考えられることは、その時点での国境措置のあり方等も関連してくるかと思います。いずれにしても、当面はこの特定農産加工法の五年間の延長を図ると同時に、先生御指摘の食品製造業の競争力の底上げのためには、これは一つは食品産業と国内農業との連携を強化していくということ。また、特に中小企業の多い食品産業におきまして技術力の向上なり、あるいは金融・税制上の支援によって食品産業の経営体質を強化していくということ。また、特に環境問題も重要になっております。食品産業の環境問題への積極的対応などの対策を講じていく必要があるだろうというふうに考えております。

○風間組君 最後ですけれども。

ですから、農産加工業者の競争力をつけて底上げするための改正が今後必要になってくるのではないかと、思うが、どうですかと聞いているんです。○国務大臣(中川昭一君) これは先生も御承知のとおり、いわゆる牛肉・オレンジ十二品目で、個人的な話で恐縮ですが、先生、私の地元を初めて

して全国の地域の基幹作物と言っているでしよう、北海道でいえば乳製品、牛肉あるいは加工用でん粉、あるいはまたコンニャクが群馬県の特産であるとか、そういうものに對してどうやって體質強化をいくかということ、工場の統廃合とかあるいは高度化ということをやってきたわけでございます。

ここに來てまた融資状況も増加傾向にあるわけでありまして、一方では食品全体を含めた現在の不況の状況というものが影響しているのではないのかなというふうには私自身は思っているわけでございまして、何としてもこの制度の延長によりましてこの厳しい状況、しかし成果は着実に上がっているというふうに考えておりますので、これを延長していただくと同時に、今後には交渉以降に關しましては、これはまさしくこれから国会の御議論等を通じて交渉に臨み、そして交渉の結果、どういふことになるかということが今後の底上げの原点であるというふうに思っていますので、現時点ではこの法案のいわゆる基本的には単純延長という事で、今後のことについては情勢を見て判断をしていきたいというふうに考えております。

○風間起君 終わります。

○委員長(野間起君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時四十八分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、新たな畜産・酪農政策に関する請願(第一四七二号)

一、食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(第一四七二号)

一、新たな畜産・酪農政策に関する請願(第一四七九号)

一、食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(第一四八〇号)

一、新たな畜産・酪農政策に関する請願(第一四八〇号)

四九五号)

一、食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(第一四九六号)

一、新たな畜産・酪農政策に関する請願(第一五二二号)

一、食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(第一五二二号)

一、新たな畜産・酪農政策に関する請願(第一五三八号)

一、食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(第一五二九号)

第一四七二号 平成十一年四月九日受理

新たな畜産・酪農政策に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六

四〇 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

我が国の畜産・酪農は環境問題、過重労働など依然厳しい状況にあり、畜産・酪農基本政策は將來にわたって生産者が安心して取り組める方向を明確にする必要がある。

ついでには、新たな畜産・酪農基本政策について、次の事項に特段の配慮をされた。

一、新たな酪農基本政策について

農政改革大綱に基づき新たに策定された酪農・乳業対策大綱については、その実現に向け十分な対策を講ずること。

二、新たな畜産基本政策の確立について

牛肉・豚肉の価格安定制度の適切な運用を図るとともに、経営安定対策を充実・強化すること。

三、生産性の高いゆとりある経営と環境保全型畜産の確立について

生産基盤対策、労働負担軽減対策及び畜産環境対策などを充実・強化し、十分な財源を確保すること。

第一四七二号 平成十一年四月九日受理

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 長野県諏訪市高島四ノ二、七〇二

紹介議員 野沢 俊美君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四八〇号 平成十一年四月九日受理

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 長野県諏訪市高島四ノ二、七〇二

紹介議員 野沢 俊美君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六

四〇 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

国は二十一世紀の食料・農業・農村政策推進の具体的な指針となる「農政改革大綱」を策定し、今国会に食料・農業・農村基本法案を提出している。

ついでには、農業者が希望と誇りを持って取り組める農業とされが訪れ住みたくなくなるような生きとした農村を実現するため、新しい基本法の制定に当たっては次の事項について特段の配慮をされた。

一、国民が必要とする安全な食料の安定供給確保のため、国内生産を基本とした食料政策を確立すること。

二、国土・環境保全機能等に果たす農業・農村の多面的役割を踏まえた農業・農村政策を確立すること。

三、食料自給率目標及び主要農畜産物の生産目標を明示すること。

四、農地の確保すべき総量を設定することともに、有効利用と整備の促進を図ること。また、株式会社等の農地権利取得については、地域住民に不安を与えないような規制措置を講ずること。

五、食料安全保障の観点から一定の国境措置を堅持することともに、価格政策の見直しに伴う十分な所得確保・経営安定対策を講ずること。

六、家族農業経営を基本としつつ、多様な担い手の確保・育成を図ること。

七、環境保全型農業の推進を図ること。

八、農村地域の活性化や環境整備を図ること。

九、中山間地域等条件不利地域に対し検討されている直接支払については、対象地域や対象行為について広く国民の理解を得られる仕組みとするとともに、公益的機能の確保という観点から踏まえた十分な財源措置を講ずること。

第一四七九号 平成十一年四月九日受理

新たな畜産・酪農政策に関する請願

請願者 長野県上田市中央二ノ二〇ノ一三

島田基正

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四八〇号 平成十一年四月九日受理

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 長野県上田市中央二ノ二〇ノ一三

島田基正

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四九五号 平成十一年四月十二日受理

新たな畜産・酪農政策に関する請願

請願者 長野県小島田町一、八〇〇 倉田

竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四九六号 平成十一年四月十二日受理

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 長野県小島田町一、八〇〇 倉田

竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一五二二号 平成十一年四月十四日受理

新たな畜産・酪農政策に関する請願

請願者 長野県諏訪市高島四ノ二、七〇二

金子松樹

紹介議員 野沢 俊美君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一五二二号 平成十一年四月十四日受理

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 長野県諏訪市高島四ノ二、七〇二

金子松樹

ノ二 金子松樹

紹介議員 野沢 太三君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一五三八号 平成十一年四月十五日受理

新たな畜産・酪農政策に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上

三、六〇六 小林千秀

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一四七一号と同じである。

第一五三九号 平成十一年四月十五日受理

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上

三、六〇六 小林千秀

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。